

公的年金財政状況報告—平成 27 年度—

付属資料（案）

付属資料

目 次

1	公的年金制度の沿革	196
	(1) 公的年金各制度の成立過程	196
	(2) 保険者及び保険料算定単位	198
2	公的年金制度一覧	199
3	長期時系列表	200
	(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移	200
	(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移	204
	(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移	210
	(4) 公的年金各制度の収支状況	222
	(5) 公的年金各制度の財政指標の推移	238
4	最近の経済等の状況	244
5	用語解説	245

1 公的年金制度の沿革

(1) 公的年金各制度の成立過程

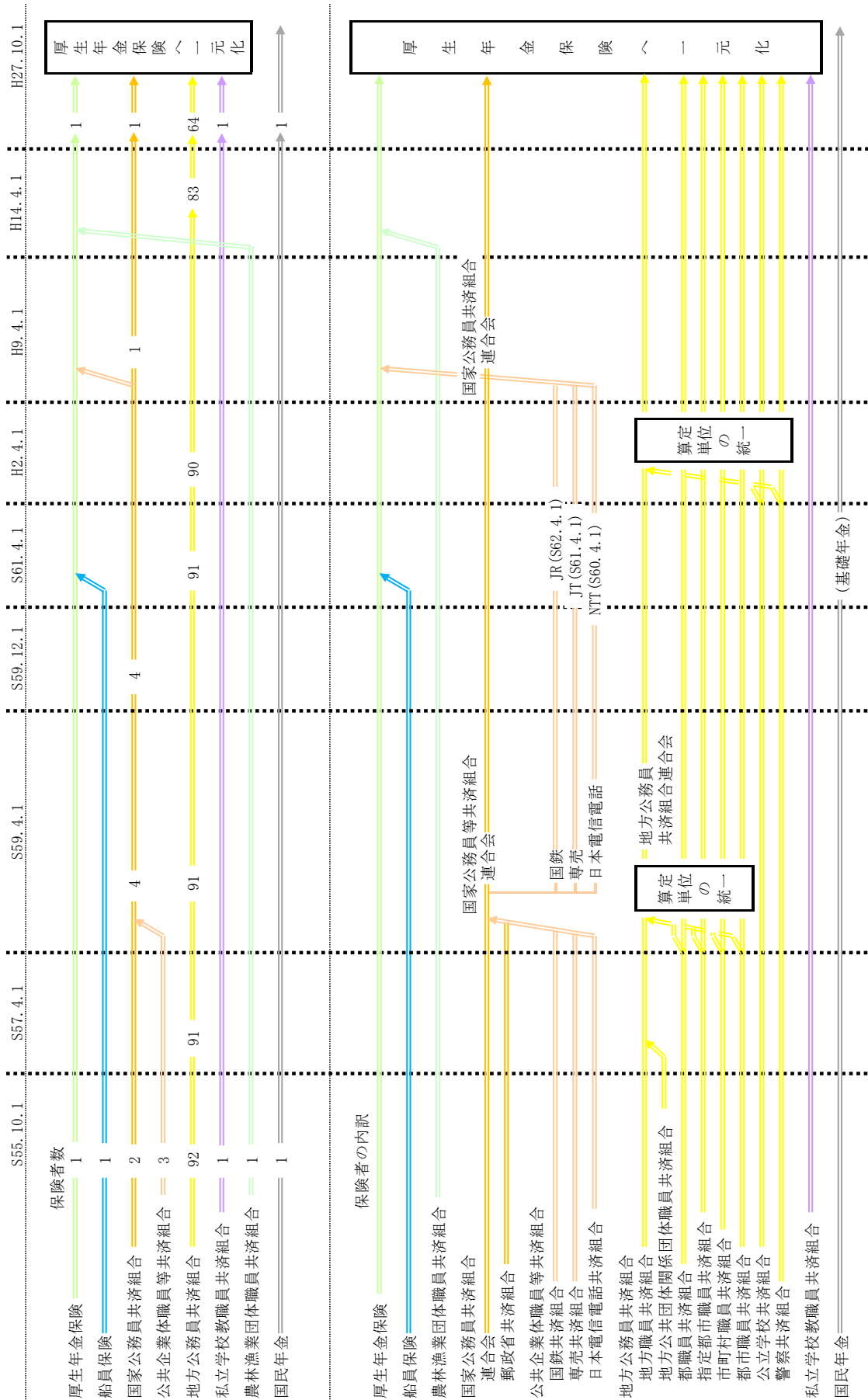
		昭20		昭30		
被 用 者	一般被用者	労働者年金保険法 (昭16 法60) (施行 昭17. 6. 1)		旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19. 10. 1)		
	船員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15. 6. 1)				
	農林漁業 団 体 職 員			旧厚生年金保険法		
	私立学校 教職員			旧厚生年金保険法 (教員任意包括)		
	公務員 等	国家公務員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)		国家公務員 (昭33 法 (施行 昭 (年金の施 (非現業の
		公 務 員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合ニ関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合ニ関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合ニ関スル件(明42 勅220) 通信部内職員共済組合ニ関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合ニ関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23. 7. 1)	
		地方公務員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)		公共企業体職員等共 (昭31 法134) (施行 昭31. 7. 1)
	日雇労働者			旧国家公務員共済組合法	国家公務員共済組 市町村職員共済組合法(昭29 法	
	自営業者等			町村職員恩給組合恩給条例(昭18. 4. 1)	町村職員恩給組合法(昭27 法118)	
					国民年 (昭34 (施行	

備 考	

昭40	昭60	平元	平10	平27
		厚生年金保険法 (昭60 法34) (昭61.4.1統合)		
休職員共済組合法 99) 34.1.1)			厚生年金 保険法 (平8 法82) (平14.4.1 統合)	
			私立学校教職員共済法 (平9 法48) (施行 平10.1.1)	厚生年金 保険法 (平24 法63) (平27.10.1 一元化)
共済組合法 128) 33.7.1) 行は昭34.1.1) 官吏昭34.10.1)		国家公務員等共済組合法 (昭58 法82) (施行 昭59.4.1)	国家公務員共済組合法 (平8 法82) (施行 平9.4.1)	厚生年金 保険法 (平24 法63) (平27.10.1 一元化)
済組合法			厚生年金保険法 (平8 法82) (平9.4.1統合)	
台法 204)	地方公務員等共済組合法 (昭37 法152) (施行 昭37.12.1)			厚生年金 保険法 (平24 法63) (平27.10.1 一元化)
金法 法141) 昭34.11.1 無拠出制 昭36.4.1 拠出制)				

通算年金通則法 (昭36 法181) (施行 昭36.11.1 適用 昭36.4.1)	国民年金法等の一部を改 正する法律 (昭60 法34) (施行 昭61.4.1) (基礎年金制度の導入)	国家公務員及び公共企業体 職員に係る共済組合制度の 統合を図るための国家公務 員共済組合法等の一部を改 正する法律 (昭58 法82) (施行 昭59.4.1) (長期給付財政調整事業の実 施)	被用者年金制 度間の費用負 担の調整に関 する特別措置 法(平元法 87)(施行 平 2.4.1) (制度間調整 事業の実施)	厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平8 法82) (施行 平9.4.1) (旧三共済の統合とそれに伴う財政支援措置の実施)
				厚生年金保険制度及び農林漁業団体職 員共済組合制度の統合を図るための農 林漁業団体職員共済組合法等を廃止す る等の法律 (平13 法101)(施行 平14.4.1) (農林年金の統合)
				被用者年金制度の一 元化等を図るための 厚生年金保険法等の 一部を改正する法律 (平24 法63) (施行 平27.10.1) (被用者年金一元化)

(2) 保険者及び保険料算定単位



2 公的年金制度一覧

(平成27年度(未現在))

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金 受給権者数 ②	年金扶養比率 $\frac{①}{②}$	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (平成28年9月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者含む)	万人 1,668	万人		万円	兆円 3.4	兆円 8.8	7.5	円 16,260	65歳
国民年金第2号被保険者	3,952	3,231	2.02	5.5	—	—	—		
国民年金第3号被保険者	915								
合計	6,535								
(参考) 公的年金加入者合計 6,712									

- (注) 1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金受給権者数等を加えたものである。
 2. 実質的な支出は、給付費から基礎年金拠出金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である。
 3. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金(国庫負担繰延額を含めた推計値)が、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。
 4. 公的年金加入者合計は、厚生年金被保険者と国民年金第1号・第3号被保険者の合計である。

(平成27年度(未現在))

区分	被保険者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 $\frac{①}{②}$	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (平成28年9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (平成28年度)
第1号厚生年金(旧厚生年金)	万人 3,686	万人		万円	兆円	兆円		% 18.182	報酬比例部分 一般男子・共済女子 62歳 旧厚年女子 60歳 坑内員・船員 60歳 定額部分 一般男子・共済女子 65歳 旧厚年女子 64歳 坑内員・船員 60歳
第2号厚生年金(国家公務員共済組合)	106	1,856	2.22	15.0	47.9	162.7	5.2	17.632	
第3号厚生年金(地方公務員共済組合)	283							14.708	
第4号厚生年金(私立学校教職員共済)	53							—	
合計	4,129								

- (注) 1. 老齢(退職)年金受給権者数(老齢・退年相当)には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者を含む。
 2. 老齢(退職)年金平均年金月額は、旧共済法により発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者を含む。
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金拠出金を控除し、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である。ここで、厚生年金基金から給付されている代行給付額(年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられる額)を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。また、各共済組合等の給付費及び追加費用については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
 4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)の年度末積立金の合計である。
 5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。
 6. 坑内員及び船員の保険料率は、18.184%である(平成28年10月)。また、私学共済の保険料率は、一元化法附則の規定により13.911%に軽減されている。

3 長期時系列表

(1) 公的年金各制度の被保険者数等の推移

公的年金各制度の被保険者数の推移

年度末 (西暦)	厚生年金										国民年金 (旧法)	国民年金(新法)		公的年金 制度全体
	計	第1号(民間被用者)		第2号(国家公務員)		第3号(地方公務員)		第4号(私立学校教職員)		第1号		第3号		
		旧三共済	旧農林年金	旧三共済	旧農林年金	旧三共済	旧農林年金	旧三共済	旧農林年金					
昭和40(1965)	23,331	18,670	762	353	1,114	2,288	1,114	144	2,288	20,016	•	•	43,347	
45(1970)	27,600	22,522	789	410	1,149	2,536	1,149	194	2,536	24,337	•	•	51,936	
50(1975)	29,573	23,893	797	447	1,162	3,004	1,162	270	3,004	25,884	•	•	55,457	
51(1976)	29,816	24,084	802	452	1,163	3,033	1,163	282	3,033	26,469	•	•	56,285	
52(1977)	29,940	24,131	805	461	1,172	3,079	1,172	293	3,079	27,198	•	•	57,138	
53(1978)	30,278	24,392	804	468	1,172	3,139	1,172	302	3,139	27,803	•	•	58,081	
54(1979)	30,878	24,925	798	476	1,175	3,192	1,175	311	3,192	27,851	•	•	58,729	
55(1980)	31,453	25,445	788	484	1,179	3,239	1,179	319	3,239	27,596	•	•	59,050	
56(1981)	31,933	25,896	773	487	1,179	3,273	1,179	324	3,273	27,111	•	•	59,044	
57(1982)	32,259	26,223	752	488	1,175	3,292	1,175	329	3,292	26,461	•	•	58,720	
58(1983)	32,561	26,549	716	488	1,174	3,299	1,174	335	3,299	25,727	•	•	58,288	
59(1984)	32,910	26,932	683	488	1,168	3,298	1,168	341	3,298	25,339	•	•	58,249	
60(1985)	33,148	27,234	621	490	1,161	3,295	1,161	347	3,295	25,091	•	•	58,239	
61(1986)	32,875	26,994	591	494	1,152	3,289	1,152	355	3,289	•	19,514	10,929	63,317	
62(1987)	33,515	27,676	541	496	1,151	3,287	1,151	365	3,287	•	19,292	11,299	64,105	
63(1988)	34,586	28,769	526	496	1,148	3,272	1,148	375	3,272	•	18,727	11,615	64,929	
平成元(1989)	35,735	29,921	512	497	1,144	3,277	1,144	384	3,277	•	18,155	11,788	65,678	
2(1990)	36,778	30,997	496	499	1,126	3,286	1,126	373	3,286	•	17,579	11,956	66,313	
3(1991)	37,766	31,959	493	501	1,132	3,301	1,132	381	3,301	•	18,536	12,050	68,352	
4(1992)	38,321	32,493	487	506	1,130	3,317	1,130	388	3,317	•	18,508	12,112	68,941	
5(1993)	38,499	32,651	482	510	1,127	3,335	1,127	394	3,335	•	18,614	12,163	69,276	
6(1994)	38,592	32,740	471	511	1,128	3,344	1,128	398	3,344	•	18,761	12,195	69,548	
7(1995)	38,648	32,808	467	509	1,125	3,339	1,125	400	3,339	•	19,104	12,201	69,952	
8(1996)	38,824	32,999	463	501	1,124	3,336	1,124	401	3,336	•	19,356	12,015	70,195	
9(1997)	38,807	33,468	487	490	1,122	3,326	1,122	401	3,326	•	19,589	11,949	70,344	
10(1998)	38,258	32,957	482	482	1,111	3,306	1,111	403	3,306	•	20,426	11,818	70,502	
11(1999)	37,755	32,481	475	475	1,106	3,288	1,106	404	3,288	•	21,175	11,686	70,616	
12(2000)	37,423	32,192	467	467	1,119	3,239	1,119	406	3,239	•	21,597	11,531	70,491	
13(2001)	36,760	31,576	459	459	1,110	3,207	1,110	408	3,207	•	22,074	11,334	70,168	
14(2002)	36,856	32,144	459	459	1,102	3,181	1,102	429	3,181	•	22,368	11,236	70,460	
15(2003)	36,798	32,121	459	459	1,091	3,151	1,091	434	3,151	•	22,400	11,094	70,292	
16(2004)	37,130	32,491	459	459	1,086	3,111	1,086	442	3,111	•	22,170	10,993	70,293	
17(2005)	37,621	33,092	459	459	1,082	3,069	1,082	448	3,069	•	21,903	10,922	70,447	
18(2006)	38,363	33,794	459	459	1,076	3,035	1,076	458	3,035	•	21,230	10,789	70,383	
19(2007)	39,084	34,570	459	459	1,058	2,992	1,058	464	2,992	•	20,354	10,628	70,066	
20(2008)	38,916	34,445	459	459	1,053	2,946	1,053	472	2,946	•	20,007	10,436	69,358	
21(2009)	38,677	34,248	459	459	1,044	2,908	1,044	478	2,908	•	19,851	10,209	68,738	
22(2010)	38,829	34,411	459	459	1,055	2,878	1,055	485	2,878	•	19,382	10,046	68,258	
23(2011)	38,924	34,515	459	459	1,059	2,858	1,059	492	2,858	•	19,044	9,778	67,747	
24(2012)	39,116	34,717	459	459	1,057	2,842	1,057	499	2,842	•	18,637	9,602	67,356	
25(2013)	39,667	35,273	459	459	1,055	2,832	1,055	507	2,832	•	18,054	9,454	67,175	
26(2014)	40,395	35,985	459	459	1,061	2,831	1,061	517	2,831	•	17,420	9,319	67,134	
27(2015)	41,289	36,864	459	459	1,064	2,832	1,064	529	2,832	•	16,679	9,151	67,119	

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
 注3 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された。
 注4 第1号厚生年金(民間被用者)は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。
 注5 第1号厚生年金(民間被用者)の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
 注6 国民年金(旧法)には任意適用を含む。
 注7 国民年金(新法)第1号には任意加入を含む。

1人当たり標準報酬総額（総報酬ベース・月額）の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 15 (2003)	400,792	375,064	542,694	602,387	498,031
16 (2004)	400,251	374,812	543,117	603,578	493,099
17 (2005)	399,171	374,238	545,501	602,790	490,336
18 (2006)	397,893	373,849	545,429	599,560	486,689
19 (2007)	395,541	372,460	546,141	594,926	484,458
20 (2008)	393,058	370,810	548,284	587,220	482,658
21 (2009)	381,086	359,146	539,116	568,361	479,000
22 (2010)	379,564	358,838	532,662	556,707	475,929
23 (2011)	379,618	359,455	527,366	553,772	472,464
24 (2012)	378,701	359,475	513,132	548,842	470,231
25 (2013)	378,348	360,540	511,232	535,004	467,764
26 (2014)	382,375	363,465	531,618	551,204	466,808
27 (2015)	383,396	365,096	538,909	547,209	464,788

注1 標準報酬総額（総報酬ベース）の年度間平均（被保険者一人当たり月額）である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

1人当たり標準報酬月額の推移

年度末	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	旧農林年金	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
(西暦)	円	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	…	307,530	277,620	379,903	424,225	343,239
8 (1996)	…	311,344	282,375	385,459	432,775	348,348
9 (1997)	329,680	316,881	286,727	390,090	441,521	353,682
10 (1998)	330,032	316,186	289,986	396,612	448,151	357,706
11 (1999)	330,133	315,353	292,577	401,956	453,615	360,832
12 (2000)	333,705	318,688	295,153	410,007	458,066	366,349
13 (2001)	334,245	318,679	296,925	412,231	461,583	367,677
14 (2002)	330,167	314,489		406,373	456,830	369,995
15 (2003)	329,134	313,893		402,646	453,265	370,972
16 (2004)	328,869	313,679		406,543	454,605	369,692
17 (2005)	328,161	313,204		408,832	454,555	369,808
18 (2006)	327,016	312,703		409,598	450,818	368,611
19 (2007)	325,982	312,258		413,158	447,103	368,707
20 (2008)	325,964	312,813		415,247	440,923	369,017
21 (2009)	317,701	304,173		410,279	435,521	368,098
22 (2010)	318,633	305,715		408,814	431,808	367,359
23 (2011)	317,369	304,589		410,861	428,670	366,072
24 (2012)	318,097	306,131		396,555	426,746	365,461
25 (2013)	316,901	306,282		398,127	410,436	364,137
26 (2014)	320,058	308,382		413,568	425,359	364,181
27 (2015)	319,697	308,938		415,229	415,867	362,371

注1 第1号（民間被用者）の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度末までの第3号（地方公務員）の1人当たり標準報酬月額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

賃金上昇率の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
(西暦)	%	%	%	%	%
平成 10 (1998)		<△0.48>	<0.9>	<0.9>	<0.8>
11 (1999)		<△0.62>	<0.7>	<0.5>	<0.4>
12 (2000)		<△0.01>	<1.6>	<0.7>	<1.1>
13 (2001)		<△0.27>	<0.2>	<0.1>	<0.0>
14 (2002)		<△1.15>	<△1.7>	<△1.5>	<0.3>
15 (2003)		<△0.27>	<△1.5>	<△0.9>	<0.2>
16 (2004)		△0.20	△0.4	△0.7	△1.1
17 (2005)		△0.17	0.2	0.2	△0.7
18 (2006)		0.01	△0.0	△0.8	△0.8
19 (2007)		△0.07	△0.4	△0.7	△0.7
20 (2008)		△0.26	△0.0	△1.3	△0.6
21 (2009)		△4.06	△2.0	△3.2	△1.0
22 (2010)		0.68	△1.5	△1.8	△0.9
23 (2011)		△0.21	△1.4	△0.5	△1.0
24 (2012)		0.21	△3.0	0.1	△0.7
25 (2013)		0.13	△0.7	△2.1	△0.7
26 (2014)	1.06	0.99	3.75	3.46	△0.33
27 (2015)	0.33	0.50	1.28	△0.24	△0.55

- 注1 性及び年齢構成の変動（第2号から第4号までは年齢構成の変動）による影響を控除した賃金上昇率である。
- 注2 平成27(2015)年度までの第3号（地方公務員）の賃金上昇率は、標準報酬月額について「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算した場合の額を用いて算出している。
- 注3 < >の数値は、標準報酬月額ベースである。

標準報酬総額（総報酬ベース・年度間累計）の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)	第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円
平成 15 (2003)	1,784,125	1,458,725	71,088	228,236	26,076
16 (2004)	1,791,464	1,468,506	70,717	225,979	26,263
17 (2005)	1,806,849	1,487,083	70,654	222,616	26,495
18 (2006)	1,832,350	1,516,357	70,337	218,829	26,827
19 (2007)	1,859,319	1,548,385	69,827	213,998	27,109
20 (2008)	1,865,454	1,560,260	69,815	207,916	27,462
21 (2009)	1,786,670	1,492,011	68,463	198,596	27,600
22 (2010)	1,779,480	1,492,051	67,137	192,503	27,788
23 (2011)	1,784,781	1,499,487	67,065	190,187	28,041
24 (2012)	1,789,398	1,508,544	64,964	187,618	28,272
25 (2013)	1,804,817	1,529,641	64,500	182,105	28,572
26 (2014)	1,853,773	1,569,605	67,505	187,571	29,091
27 (2015)	1,896,341	1,611,726	68,744	186,294	29,577

注1 年度間累計の額である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

標準報酬月額（年度間累計）の推移

年度	厚生年金計	第1号 (民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号 (私立学校教職員)
		旧三共済	旧農林年金				
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	1,490,326	1,215,248	23,136	16,873	50,431	168,207	16,431
8 (1996)	1,515,977	1,235,867	23,431	16,986	51,314	171,635	16,745
9 (1997)	1,541,603	1,281,286		16,898	51,893	174,521	17,004
10 (1998)	1,535,358	1,272,631		16,787	52,368	176,293	17,279
11 (1999)	1,512,606	1,247,826		16,714	52,854	177,712	17,500
12 (2000)	1,505,781	1,240,660		16,598	54,319	176,426	17,777
13 (2001)	1,497,374	1,231,930		16,410	54,583	176,435	18,016
14 (2002)	1,482,247	1,233,692			54,065	175,486	19,005
15 (2003)	1,462,950		1,219,199		52,860	171,616	19,275
16 (2004)	1,467,412		1,226,226		52,582	169,031	19,572
17 (2005)	1,482,266		1,242,451		52,733	167,237	19,845
18 (2006)	1,503,546		1,266,562		52,631	164,165	20,189
19 (2007)	1,528,412		1,295,378		52,262	160,286	20,486
20 (2008)	1,539,977		1,311,201		52,350	155,580	20,846
21 (2009)	1,496,450		1,271,939		51,945	151,471	21,094
22 (2010)	1,487,561		1,266,338		51,392	148,500	21,331
23 (2011)	1,489,947		1,269,651		51,920	146,776	21,600
24 (2012)	1,496,689		1,279,299		50,615	144,936	21,839
25 (2013)	1,507,872		1,295,735		50,084	139,944	22,109
26 (2014)	1,543,326		1,325,322		51,656	143,820	22,528
27 (2015)	1,577,438		1,359,708		52,672	142,133	22,925

注1 年度間累計の額である。

注2 第1号(民間被用者)の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注3 第3号(地方公務員)は給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

(2) 公的年金各制度の受給権者数等の推移

受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	602	191	6	73	101	3	70
45 (1970)	1,235	241	24	155	275	8	177
50 (1975)	2,449	300	54	257	469	18	3,119
51 (1976)	2,894	312	62	277	523	23	3,877
52 (1977)	3,391	327	70	298	573	28	4,505
53 (1978)	3,881	345	78	323	622	32	5,124
54 (1979)	4,334	366	87	347	679	37	5,691
55 (1980)	4,773	388	95	372	737	42	6,256
56 (1981)	5,255	415	106	398	802	47	6,778
57 (1982)	5,745	444	116	422	874	53	7,304
58 (1983)	6,256	477	128	449	944	58	7,831
59 (1984)	6,797	505	140	476	1,016	63	8,316
60 (1985)	7,384	565	152	511	1,092	69	8,837
61 (1986)	8,003	581	163	542	1,153	76	9,956
62 (1987)	8,642	610	172	573	1,213	84	10,357
63 (1988)	9,279	611	183	605	1,284	90	10,692
平成 元 (1989)	9,919	620	194	636	1,351	97	11,042
2 (1990)	10,519	629	205	663	1,415	116	11,362
3 (1991)	11,092	630	216	685	1,480	124	12,028
4 (1992)	11,803	632	227	707	1,542	132	12,759
5 (1993)	12,535	632	238	726	1,600	140	13,559
6 (1994)	13,273	635	251	746	1,654	148	14,312
7 (1995)	14,448	638	266	778	1,747	173	15,152
8 (1996)	15,239	636	278	794	1,793	185	16,010
9 (1997)	16,813		290	810	1,848	193	16,987
10 (1998)	17,679		303	823	1,898	203	17,871
11 (1999)	18,571		315	835	1,942	213	18,795
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224	19,737
13 (2001)	20,559		348	883	2,049	235	20,669
14 (2002)		21,980		906	2,109	246	21,653
15 (2003)		23,148		933	2,174	258	22,544
16 (2004)		24,233		962	2,240	271	23,431
17 (2005)		25,110		984	2,289	281	24,393
18 (2006)		26,155		1,009	2,345	293	25,420
19 (2007)		27,502		1,046	2,436	309	26,387
20 (2008)		29,072		1,094	2,543	329	27,433
21 (2009)		30,581		1,139	2,645	348	28,286
22 (2010)		31,982		1,178	2,742	370	28,857
23 (2011)		33,034		1,210	2,830	389	29,649
24 (2012)		34,053		1,243	2,915	409	30,853
25 (2013)		34,555		1,245	2,919	421	31,964
26 (2014)		35,258		1,262	2,981	440	32,997
27 (2015)		35,999		1,280	3,055	467	33,832

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 旧三共済の受給権者数には船員給付及び公務災害給付が含まれている。このため、本文の図表2-2-2の値とは一致しない。

注6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給権者数（老齢・退年相当）の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
昭和 40 (1965)	203	133	3	54	82	2	—
45 (1970)	534	170	18	120	228	4	—
50 (1975)	1,056	212	38	201	373	6	2,731
51 (1976)	1,262	220	43	216	414	7	3,395
52 (1977)	1,468	232	47	232	449	8	3,920
53 (1978)	1,676	246	51	250	484	9	4,426
54 (1979)	1,874	263	56	269	526	10	4,912
55 (1980)	2,063	281	60	287	568	10	5,324
56 (1981)	2,279	305	66	307	616	11	5,671
57 (1982)	2,508	330	72	325	671	13	5,994
58 (1983)	2,787	359	79	345	722	14	6,305
59 (1984)	3,047	383	85	365	776	15	6,570
60 (1985)	3,342	437	92	391	830	17	6,846
61 (1986)	3,651	448	97	414	872	19	7,052
62 (1987)	3,938	467	100	436	916	20	7,246
63 (1988)	4,222	469	105	459	959	22	7,410
平成 元 (1989)	4,507	472	109	481	1,004	24	7,577
2 (1990)	4,760	477	112	498	1,045	29	7,726
3 (1991)	4,993	473	116	511	1,087	31	8,330
4 (1992)	5,293	470	120	524	1,127	33	9,039
5 (1993)	5,598	465	123	534	1,164	36	9,822
6 (1994)	5,921	462	128	543	1,197	38	10,568
7 (1995)	6,592	459	133	565	1,266	49	11,400
8 (1996)	6,933	453	136	570	1,290	54	12,276
9 (1997)	7,822		140	576	1,322	57	13,276
10 (1998)	8,217		144	579	1,349	60	14,186
11 (1999)	8,580		147	580	1,372	64	15,090
12 (2000)	9,014		151	592	1,394	68	16,061
13 (2001)	9,486		157	601	1,434	72	17,030
14 (2002)		10,145		610	1,471	77	18,053
15 (2003)		10,690		620	1,511	81	18,985
16 (2004)		11,167		629	1,552	86	19,915
17 (2005)		11,523		633	1,578	89	20,929
18 (2006)		11,984		639	1,610	94	22,007
19 (2007)		12,596		653	1,673	99	23,031
20 (2008)		13,236		668	1,746	105	24,111
21 (2009)		13,854		682	1,818	111	25,015
22 (2010)		14,413		691	1,882	116	25,642
23 (2011)		14,840		698	1,939	120	26,504
24 (2012)		15,233		705	1,991	125	27,782
25 (2013)		15,230		694	1,978	126	28,968
26 (2014)		15,422		691	2,012	129	30,069
27 (2015)		15,684		692	2,054	133	30,964

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金は昭和60(1985)年度以前の船員保険に係る分を含む。

注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 私学共済の老齢・退年相当受給権者数には恩財年金を含む。

注6 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

受給者数の推移

年度末	旧厚生年金	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成 7 (1995)	13,621	…	258	…	1,680	158	14,751
8 (1996)	14,324	…	270	…	1,729	168	15,611
9 (1997)	15,778		283	…	1,783	177	16,585
10 (1998)	16,503		294	…	1,833	186	17,469
11 (1999)	17,233		305	811	1,875	196	18,362
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207	19,304
13 (2001)	19,005		336	857	1,970	217	20,238
14 (2002)		20,315		879	2,029	222	21,222
15 (2003)		21,369		906	2,088	234	22,111
16 (2004)		22,334		933	2,152	247	22,997
17 (2005)		23,156		956	2,206	259	23,954
18 (2006)		24,043		980	2,253	273	24,968
19 (2007)		25,226		1,016	2,325	287	25,925
20 (2008)		26,684		1,059	2,426	305	26,949
21 (2009)		28,141		1,105	2,520	323	27,787
22 (2010)		29,433		1,144	2,613	345	28,343
23 (2011)		30,479		1,174	2,700	363	29,122
24 (2012)		31,535		1,206	2,783	384	30,305
25 (2013)		32,164		1,215	2,826	401	31,397
26 (2014)		32,932		1,232	2,882	421	32,409
27 (2015)		33,703		1,253	2,945	449	33,229

- 注1 受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止されている者を除く人数）の推移である。
 注2 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。
 注3 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
 注4 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者数の合計である。

受給権者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	183,438	16,845	40,053	1,922	242,258	79,731	321,989
8 (1996)	189,722	16,935	40,437	2,043	249,137	86,324	335,461
9 (1997)	197,655	17,013	41,059	2,117	257,845	93,767	351,612
10 (1998)	207,943	17,290	42,287	2,232	269,753	102,532	372,285
11 (1999)	216,023	17,331	42,901	2,327	278,583	110,700	389,282
12 (2000)	223,292	17,557	43,257	2,432	286,539	118,360	404,898
13 (2001)	228,204	17,534	43,789	2,497	292,025	125,830	417,854
14 (2002)	239,806	17,656	44,435	2,587	304,484	133,598	438,082
15 (2003)	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420
16 (2004)	249,103	17,588	45,006	2,729	314,428	145,923	460,351
17 (2005)	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
18 (2006)	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
19 (2007)	258,382	17,588	46,177	2,946	325,093	168,545	493,638
20 (2008)	264,550	17,725	47,179	3,035	332,490	176,689	509,179
21 (2009)	270,481	17,919	48,274	3,142	339,816	183,568	523,385
22 (2010)	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
23 (2011)	278,741	17,876	49,478	3,292	349,387	194,491	543,878
24 (2012)	279,061	17,865	49,950	3,372	350,248	203,362	553,610
25 (2013)	269,809	16,801	46,856	3,309	336,775	210,072	546,847
26 (2014)	268,547	16,613	46,857	3,365	335,382	216,663	552,046
27 (2015)	270,460	16,638	47,570	3,497	338,165	225,500	563,665

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。
 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
 注5 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

平均年金額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含む）の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	円	円	円	円	円
平成 7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8 (1996)	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9 (1997)	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10 (1998)	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11 (1999)	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13 (2001)	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14 (2002)	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15 (2003)	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16 (2004)	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18 (2006)	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
19 (2007)	158,104	203,697	215,310	200,803	53,552
20 (2008)	155,766	200,860	212,228	197,468	53,936
21 (2009)	153,809	199,392	209,745	195,534	54,258
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
23 (2011)	149,687	194,782	202,718	190,636	54,612
24 (2012)	148,422	193,921	201,161	190,490	54,783
25 (2013)	145,596	186,842	192,607	188,205	54,544
26 (2014)	144,886	186,052	191,237	187,961	54,414
27 (2015)	145,305	187,220	192,004	189,549	55,157

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。

注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含むが、旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

平均年金額（老齢・退年相当、老齢基礎年金分を含まない）の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
(西暦)	円	円	円	円
平成 7 (1995)	155,814	206,265	221,687	202,671
8 (1996)	153,534	203,724	218,158	199,788
9 (1997)	153,578	200,846	214,859	196,547
10 (1998)	153,523	201,242	215,515	196,978
11 (1999)	152,207	199,261	213,615	195,315
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
13 (2001)	144,584	191,367	206,105	186,302
14 (2002)	142,017	188,413	202,839	183,529
15 (2003)	138,832	184,669	198,664	180,122
16 (2004)	133,374	179,067	192,706	174,090
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
18 (2006)	127,147	174,100	187,034	169,826
19 (2007)	121,361	168,702	180,622	163,446
20 (2008)	117,934	164,784	176,538	159,289
21 (2009)	115,293	162,325	173,490	156,894
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
23 (2011)	110,041	155,871	165,966	151,035
24 (2012)	107,123	153,144	162,917	149,183
25 (2013)	102,087	143,745	151,896	144,339
26 (2014)	99,862	141,373	149,031	142,629
27 (2015)	98,541	140,835	147,961	142,442

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まない。
- 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

受給権者（老齢・退年相当）の平均加入期間の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
(西暦)	月	月	月	月	月
平成 7 (1995)	347	410	405	353	241
8 (1996)	350	410	405	355	251
9 (1997)	354	411	407	357	260
10 (1998)	357	412	408	360	268
11 (1999)	360	414	408	362	276
12 (2000)	364	413	410	366	284
13 (2001)	367	416	410	368	292
14 (2002)	371	417	411	371	300
15 (2003)	374	418	413	374	307
16 (2004)	377	419	414	376	314
17 (2005)	380	420	415	378	322
18 (2006)	382	421	416	381	329
19 (2007)	385	422	418	382	336
20 (2008)	388	423	419	384	342
21 (2009)	391	424	420	385	348
22 (2010)	394	425	421	387	353
23 (2011)	396	425	422	389	358
24 (2012)	399	426	423	390	363
25 (2013)	401	427	424	392	369
26 (2014)	403	427	425	395	373
27 (2015)	405	428	426	396	377

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
- 注3 旧厚生年金の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含む。
- 注4 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注5 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度は、被用者年金一元化前の退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(3) 公的年金各制度の収支項目等の推移

公的年金の保険料収入

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	278,362	11,055 (5,988)	29,646 (15,992)	3,864 (1,976)	322,926	15,139	338,065

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注2 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。
 注3 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の保険料収入である。

共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定	旧共済		国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
		旧三共済	旧農林年金						
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
8 (1996)	193,706	4,352	3,213	9,454	28,391	2,127	241,242	19,209	260,451
9 (1997)	206,832		3,345	9,816	29,712	2,238	251,943	19,453	271,397
10 (1998)	206,151		3,334	9,881	30,035	2,281	251,682	19,716	271,398
11 (1999)	202,099		3,317	9,957	30,218	2,315	247,906	20,025	267,931
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
13 (2001)	199,360		3,249	10,252	29,857	2,384	245,102	19,538	264,640
14 (2002)	202,034			10,130	29,656	2,508	244,597	18,958	263,555
15 (2003)	192,425			10,231	29,677	2,658	234,991	19,627	254,618
16 (2004)	194,537			10,218	29,735	2,680	237,171	19,354	256,525
17 (2005)	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
18 (2006)	209,835			10,333	30,312	2,918	253,397	19,038	272,435
19 (2007)	219,691			10,350	30,358	3,049	263,448	18,582	282,029
20 (2008)	226,905			10,432	30,188	3,190	270,716	17,470	288,186
21 (2009)	222,409			10,327	29,499	3,299	265,534	16,950	282,483
22 (2010)	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
23 (2011)	234,699			10,535	29,429	3,549	278,212	15,807	294,019
24 (2012)	241,549			10,384	29,787	3,675	285,395	16,124	301,519
25 (2013)	250,472			10,552	29,524	3,813	294,361	16,178	310,539
26 (2014)	263,196			11,263	30,961	3,966	309,386	16,255	325,640
27 (2015)	278,362			11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
 注5 平成14(2002)、平成15(2003)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。
 注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

保険料（率）の推移

年度	厚生年金勘定 (一般男子)	旧三共済				旧農林年金	国共済 (一般組合員)	地共済 (一般組合員)	私学共済	国民年金
		旧三共済			旧農林年金					
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業						
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	円	
昭和 29 (1954)	30 (29.5)	・	・	・	・	・	・	62 (1) 70 (4)	・	
30 (1955)		・	・	・	・	・	・	62 (30.4)	・	
31 (1956)		71.6 (31.7)	68.6 (31.7)	68.4 (31.7)	・	・	・		・	
32 (1957)					・	・	・		・	
33 (1958)					・	・	・		・	
34 (1959)					78 (34.1)	70.4 (34.10)	・		・	
35 (1960)	35 (35.5)						・		(35歳未満) (35歳以上)	
36 (1961)							・		100 150 (36.4)	
37 (1962)							70.4 (37.12)	68 (37.1)		
38 (1963)										
39 (1964)		67.4 (39.10)	65.4 (39.10)	65.2 (39.10)	96 (39.10)		67.2 (39.10)			
40 (1965)	55 (40.5)							74 (40.7)		
41 (1966)		79.2 (41.4)	75.2 (41.4)	75.8 (41.4)						
42 (1967)							72 (42.12)		200 250 (42.1)	
43 (1968)										
44 (1969)	62 (44.11)								250 300 (44.1)	
45 (1970)									450 (45.7)	
46 (1971)	64 (46.11)	82.4 (46.4)								
47 (1972)									550 (47.7)	
48 (1973)	76 (48.11)									
49 (1974)						74.4 (49.10)			900 (49.1)	
50 (1975)							75.2 (50.1)	80 (50.8)	1,100 (50.1)	
51 (1976)	91 (51.8)	89.2 (51.4)	78.4 (51.4)	79.0 (51.4)	98 (51.4)				1,400 (51.4)	
52 (1977)									2,200 (52.4)	
53 (1978)		103.2 (53.4)						90 (53.6)	2,730 (53.4)	
54 (1979)						82.4 (54.10)		96 (54.4)	3,300 (54.4)	
55 (1980)	106 (55.10)	102.4 (55.1)	77.6 (55.1)	78.2 (55.1)			83.2 (55.1)	102 (55.7)	3,770 (55.4)	
56 (1981)		120 (56.4)	84.2 (56.4)	94.4 (56.4)	109 (56.4)				4,500 (56.4)	
57 (1982)		123.2 (57.4)							5,220 (57.4)	
58 (1983)		145.8 (58.10)							5,830 (58.4)	
59 (1984)		169.9 (59.10)	107.8 (59.10)	132.7 (59.10)		114 (59.12)	110.4 (59.12)		6,220 (59.4)	
60 (1985)	124 (60.10)								6,740 (60.4)	
61 (1986)					134 (61.4)				7,100 (61.4)	
62 (1987)									7,400 (62.4)	
63 (1988)									7,700 (63.4)	
平成元 (1989)			140.2 (元.10)	170.7 (元.10)		152 (元.10)	140.8 (元.12)		8,000 (元.4)	
2 (1990)	143 (2.1)	188.9 (2.4)			163 (2.4)			118 (2.4)	8,400 (2.4)	
3 (1991)	145 (3.1)	190.9 (3.1)							9,000 (3.4)	
4 (1992)									9,700 (4.4)	
5 (1993)									10,500 (5.4)	
6 (1994)	165 (6.11)		162.6 (6.12)	190.7 (6.12)		174.4 (6.12)	158.4 (6.12)		11,100 (6.4)	
7 (1995)		195.9 (7.4)			185.4 (7.4)			128 (7.4)	11,700 (7.4)	
8 (1996)	173.5 (8.10)	200.9 (8.10)	172.1 (8.10)	199.2 (8.10)		183.9 (8.10)	165.6 (8.12)		12,300 (8.4)	
9 (1997)			173.5 (9.4)		194.9 (9.4)			133 (9.4)	12,800 (9.4)	
10 (1998)									13,300 (10.4)	
11 (1999)										
12 (2000)										
13 (2001)										
14 (2002)										
15 (2003)	135.8 (15.4)	156.9 (15.4)	135.8 (15.4)	155.5 (15.4)	152.2 (15.4)	143.8 (15.4)	129.6 (15.4)	104.6 (15.4)		
16 (2004)	139.34 (16.10)		139.34 (16.10)		147.04 (16.10)	145.09 (16.10)	133.84 (16.10)			
17 (2005)	142.88 (17.9)		142.88 (17.9)		150.58 (17.9)	146.38 (17.9)	137.38 (17.9)	108.14 (17.4)	13,580 (17.4)	
18 (2006)	146.42 (18.9)		146.42 (18.9)		154.12 (18.9)	147.67 (18.9)	140.92 (18.9)	111.68 (18.4)	13,860 (18.4)	
19 (2007)	149.96 (19.9)		149.96 (19.9)		157.66 (19.9)	148.96 (19.9)	144.46 (19.9)	115.22 (19.4)	14,100 (19.4)	
20 (2008)	153.50 (20.9)		153.50 (20.9)		161.20 (20.9)	150.25 (20.9)	148.00 (20.9)	118.76 (20.4)	14,410 (20.4)	
21 (2009)			157.04 (21.9)		153.50 (20.10)					
22 (2010)			160.58 (22.9)			151.54 (21.9)	122.30 (21.4)	125.84 (22.4)	14,660 (21.4)	
23 (2011)			164.12 (23.9)			155.08 (22.9)	125.84 (22.4)	129.38 (23.4)	15,100 (22.4)	
24 (2012)			167.66 (24.9)			158.62 (23.9)	129.38 (23.4)	132.92 (24.4)	15,020 (23.4)	
25 (2013)			171.20 (25.9)			162.16 (24.9)	132.92 (24.4)	136.46 (25.4)	14,980 (24.4)	
26 (2014)			174.74 (26.9)			165.70 (25.9)	136.46 (25.4)	140.00 (26.4)	15,040 (25.4)	
27 (2015)			178.28 (27.9)			169.24 (26.9)	140.00 (26.4)	143.54 (27.4)	15,250 (26.4)	

注1 ()内は改定年月である。

注2 被用者年金各制度の平成14(2002)年度までの保険料率は標準報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。
平成15(2003)年度以降は総報酬ベースの数値であり、共済については本人負担分の2倍とした。

注3 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金保険に統合された。

注4 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金保険に統合された。

注5 厚生年金勘定の被保険者のうち坑内員及び船員の保険料率は平成27(2015)年9月時点で179.36%である。

注6 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっている。平成27(2015)年10月から28(2016)年3月までの間は、14.354%から0.797ポイントを軽減した率(軽減保険料率)となっている。

付属資料◆長期時系列表

公的年金の国庫・公経済負担

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	92,264	3,007 (1,429)	7,465 (3,778)	1,214 (594)	103,949	18,094	122,043

- 注 1 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注 2 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。
 注 3 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の国庫・公経済負担である。

共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
8 (1996)	25,169	700	539	1,055	2,786	318	30,568	14,679	45,247
9 (1997)	27,115		530	1,095	2,868	327	31,936	13,322	45,258
10 (1998)	28,302		523	1,166	2,896	344	33,231	13,265	46,496
11 (1999)	36,356		539	1,219	3,043	368	41,525	13,227	54,752
12 (2000)	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
13 (2001)	38,164		600	1,348	3,506	415	44,032	14,307	58,340
14 (2002)	40,036			1,372	3,440	429	45,416	14,565	59,982
15 (2003)	41,045			1,433	3,302	452	46,264	14,963	61,227
16 (2004)	42,792			1,525	3,795	499	48,619	15,219	63,838
17 (2005)	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
18 (2006)	48,285			1,622	3,958	557	54,423	17,971	72,394
19 (2007)	51,659			1,720	4,427	605	58,411	18,436	76,847
20 (2008)	54,323			1,747	4,630	637	61,337	18,558	79,895
21 (2009)	77,983			2,464	6,368	925	87,739	20,554	108,293
22 (2010)	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
23 (2011)	84,992			2,903	7,312	1,097	96,304	18,660	114,963
24 (2012)	80,583			2,836	6,871	1,048	91,339	21,938	113,276
25 (2013)	83,058			2,796	6,572	1,059	93,485	21,119	114,605
26 (2014)	87,690			2,847	7,147	1,140	98,824	19,283	118,107
27 (2015)	92,264			3,014	7,496	1,215	103,989	18,094	122,083

- 注 1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注 2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注 3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
 注 4 平成14(2002)～平成16(2004)年度の被用者年金制度計及び公的年金制度全体には、旧農林年金分（統合前に係る分）を含めてあるため、各制度の値の和と一致しない。
 注 5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

追加費用の推移

年度	厚生年金相当部分			職域加算部分等を含む		
	国共済	地共済	計	国共済	地共済	計
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)				6,060	15,559	21,619
8 (1996)				5,758	16,009	21,766
9 (1997)				5,894	16,059	21,953
10 (1998)				6,062	15,745	21,808
11 (1999)				5,807	15,271	21,078
12 (2000)				5,612	14,756	20,368
13 (2001)				5,400	14,572	19,972
14 (2002)				5,326	14,139	19,465
15 (2003)				5,187	13,352	18,539
16 (2004)				4,918	12,465	17,383
17 (2005)				4,702	11,896	16,599
18 (2006)				4,569	11,344	15,914
19 (2007)				4,294	10,794	15,088
20 (2008)				3,538	9,445	12,982
21 (2009)				3,357	9,658	13,015
22 (2010)				4,265	11,611	15,875
23 (2011)				4,077	11,065	15,143
24 (2012)				3,360	8,778	12,138
25 (2013)				2,982	7,391	10,373
26 (2014)				2,605	6,468	9,073
27 (2015)	2,228 (1,107)	2,326 (14)	4,554 (1,121)	2,394	5,125	7,519

- 注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。また、()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の追加費用である。

公的年金の運用収入（時価ベース）

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	△50,081	131 (1,320)	△3,676 (1,178)	△602 (△161)	△54,228 (△47,744)	△3,417	51	△57,594

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注2 厚生年金勘定の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人における当年度の運用収入に年金特別会計で管理する積立金の運用収入を加えたものである。
 注3 国共済、地共済及び私学共済については、長期経理の運用収入（時価ベース）のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用収入（時価ベース）を加えたものである。
 注4 国共済、地共済及び私学共済の（ ）内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用収入である。
 注5 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用収入である。

共済組合等の職域加算部分等を含む運用収入（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 13 (2001)	26,541		1,341				1,246	209	
14 (2002)	2,731		1,757		△90		△371	175	
15 (2003)	64,232		3,282	16,995	809	85,318	4,482	79	89,879
16 (2004)	36,934		2,291	12,200	1,103	52,527	2,654	83	55,264
17 (2005)	91,893		4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
18 (2006)	42,790		2,503	13,769	1,416	60,478	2,879	115	63,472
19 (2007)	△48,705		△479	△14,259	△1,237	△64,679	△3,073	169	△67,583
20 (2008)	△87,252		△3,356	△26,799	△2,572	△119,979	△5,924	172	△125,731
21 (2009)	86,258		4,385	24,130	2,542	117,316	5,296	126	122,737
22 (2010)	△3,069		979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
23 (2011)	24,201		1,617	8,143	606	34,568	1,662	108	36,338
24 (2012)	104,707		3,844	31,611	3,050	143,212	7,293	106	150,610
25 (2013)	95,329		3,428	27,480	2,638	128,874	6,622	97	135,594
26 (2014)	142,762		5,483	38,060	3,413	189,718	9,865	95	199,678
27 (2015)	△50,081		235	△7,888	△872	△58,606	△3,417	51	△61,972

- 注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注3 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。
 注4 厚生年金勘定・国民年金勘定の時価ベースの運用収入は、年金特別会計で管理する積立金の運用収入に年金積立金管理運用独立行政法人（17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における当年度の時価ベースの運用収入を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
 注5 平成26(2014)年度までの国共済、地共済、私学共済の時価ベースの運用収入は、正味運用収入（運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。なお、国共済の時価ベースの運用収入は、平成10(1998)年度が2,542億円、平成11(1999)年度が3,147億円、平成12(2000)年度が1,678億円である。
 注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、長期経理及び経過的長期経理の運用収入を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用収入である。

付属資料◆長期時系列表

共済組合等の職域加算部分等を含む運用収入（簿価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 7 (1995)	55,268	1,067	875	3,463	11,543	1,056	73,273	3,184	767	77,223
8 (1996)	56,061	1,693	781	3,505	10,910	985	73,935	3,296	700	77,931
9 (1997)	55,637		774	3,289	11,009	996	71,706	3,405	616	75,726
10 (1998)	52,164		715	2,728	10,535	989	67,131	3,368	385	70,884
11 (1999)	47,286		676	2,666	12,109	1,013	63,750	3,236	386	67,372
12 (2000)	43,067		698	2,499	9,328	875	56,466	2,828	304	59,598
13 (2001)	38,607		507	2,104	7,872	783	49,873	2,263	209	52,345
14 (2002)		31,071		2,169	6,870	667	40,777	1,897	175	42,848
15 (2003)		22,884		2,358	7,000	670	32,912	1,523	79	34,513
16 (2004)		16,125		2,109	7,534	738	26,506	1,044	83	27,632
17 (2005)		18,298		2,423	13,604	1,359	35,684	1,357	83	37,124
18 (2006)		25,708		2,607	15,645	1,250	45,209	1,965	115	47,289
19 (2007)		16,582		2,789	11,966	873	32,211	1,113	169	33,492
20 (2008)		17,682		1,712	5,242	513	25,149	1,093	172	26,414
21 (2009)		50		1,508	5,014	440	7,013	3	126	7,142
22 (2010)		2,518		1,695	4,717	428	9,358	3	93	9,455
23 (2011)		1,403		1,534	3,969	405	7,310	15	108	7,434
24 (2012)		5,965		1,635	3,776	792	12,168	343	106	12,617
25 (2013)		19,396		1,844	12,445	1,816	35,502	1,733	97	37,332
26 (2014)		30,008		2,262	14,684	1,282	48,236	2,710	95	51,041
27 (2015)		3		2,192	15,178	1,419	18,793	2,750	51	21,593

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注4 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注5 平成17(2005)年度以降の厚生年金勘定・国民年金の簿価ベースの運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17(2005)年度は年金資金運用基金納付金）を加えたものを計上している。
 注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、長期経理及び経過的長期経理の運用収入を含む。

運用利回りの推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済			旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ産業					
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 40 (1965)	<6.37>	<6.38>	<6.79>	<6.69>	<7.47>	<6.38>	<6.65>	<7.16>	<6.20>
45 (1970)	<6.46>	<6.61>	<6.78>	<6.80>	<7.30>	<6.56>	<6.51>	<7.18>	<6.27>
50 (1975)	<6.93>	<7.27>	<7.04>	<6.91>	<8.01>	<6.92>	<6.62>	<7.57>	<6.44>
51 (1976)	<7.03>	<7.06>	<6.97>	<6.67>	<7.97>	<6.70>	<6.57>	<7.59>	<6.25>
52 (1977)	<7.13>	<7.12>	<7.13>	<6.91>	<7.81>	<6.75>	<6.52>	<7.45>	<6.19>
53 (1978)	<7.00>	<6.72>	<6.93>	<6.67>	<7.55>	<6.42>	<6.28>	<7.13>	<5.94>
54 (1979)	<6.88>	<6.81>	<6.81>	<6.78>	<7.45>	<6.44>	<6.32>	<7.08>	<5.84>
55 (1980)	<7.06>	<7.04>	<7.10>	<7.24>	<7.70>	<6.94>	<6.75>	<7.49>	<6.22>
56 (1981)	<7.25>	<6.80>	<6.46>	<7.09>	<7.76>	<6.81>	<6.68>	<7.54>	<6.93>
57 (1982)	<7.22>	<6.72>	<7.07>	<6.87>	<7.65>	<6.85>	<6.74>	<7.48>	<6.73>
58 (1983)	<7.20>	<6.78>	<7.67>	<6.85>	<7.78>	<6.91>	<6.77>	<7.49>	<6.64>
59 (1984)	<7.17>	<6.50>	<7.31>	<6.68>	<7.69>	<6.86>	<6.73>	<7.36>	<6.68>
60 (1985)	<7.16>	<7.13>	<7.19>	<7.20>	<7.62>	<6.87>	<6.70>	<7.28>	<7.06>
61 (1986)	<7.11>	<6.32>	<7.31>	<6.01>	<7.43>	<6.68>	<6.49>	<6.98>	<5.73>
62 (1987)	<6.77>	<5.76>	<6.69>	<8.06>	<7.13>	<6.49>	<6.13>	<6.74>	<5.72>
63 (1988)	<6.29>	<5.89>	<6.53>	<7.04>	<6.89>	<6.42>	<5.93>	<6.47>	<5.53>
平成 元 (1989)	<5.94>	<5.91>	<6.79>	<5.89>	<6.63>	<6.49>	<6.02>	<6.59>	<5.04>
2 (1990)	<5.90>	<6.28>	<6.24>	<7.38>	<6.39>	<6.46>	<6.30>	<6.40>	<5.20>
3 (1991)	<5.97>	<5.57>	<6.03>	<6.32>	<6.24>	<6.10>	<5.99>	<6.10>	<5.29>
4 (1992)	<5.82>	<5.13>	<5.59>	<5.70>	<5.82>	<5.89>	<5.57>	<5.69>	<5.53>
5 (1993)	<5.52>	<4.26>	<5.56>	<4.81>	<5.62>	<5.56>	<5.11>	<5.41>	<5.22>
6 (1994)	<5.34>	<3.69>	<5.36>	<4.14>	<5.03>	<5.19>	<4.51>	<4.82>	<5.11>
7 (1995)	<5.24>	<2.75>	<5.12>	<3.89>	<4.92>	<4.97>	<4.20>	<4.60>	<4.90>
8 (1996)	<4.99>	<6.97>	<7.24>	<3.48>	<4.23>	<4.82>	<3.74>	<4.03>	<4.56>
9 (1997)	<4.66>	・	・	・	<4.08>	<4.32>	<3.57>	<3.86>	<4.26>
10 (1998)	<4.15>	・	・	・	<3.69>	3.17 <3.44>	<3.24>	<3.66>	<3.94>
11 (1999)	<3.62>	・	・	・	<3.45>	3.80 <3.27>	<3.57>	<3.59>	<3.58>
12 (2000)	<3.22>	・	・	・	<3.55>	2.03 <3.01>	<2.61>	<2.99>	<2.98>
13 (2001)	1.99	・	・	・	<2.54>	1.56 <2.42>	<2.05>	<2.60>	1.29
14 (2002)	0.21	・	・	・	・	2.05 <2.45>	<1.77>	△0.28 <2.20>	△0.39
15 (2003)	4.91	・	・	・	・	3.84 <2.68>	4.83 <1.81>	2.61 <2.00>	4.78
16 (2004)	2.73	・	・	・	・	2.65 <2.35>	3.23 <1.98>	3.35 <1.79>	2.77
17 (2005)	6.82	・	・	・	・	5.36 <2.43>	8.44 <3.59>	5.78 <4.16>	6.88
18 (2006)	3.10	・	・	・	・	2.79 <3.02>	3.36 <4.02>	4.07 <3.76>	3.07
19 (2007)	△3.54	・	・	・	・	△0.53 <3.18>	△3.42 <3.02>	△2.81 <3.14>	△3.38
20 (2008)	△6.83	・	・	・	・	△3.89 <1.20>	△6.79 <0.85>	△7.62 <△0.23>	△7.29
21 (2009)	7.54	・	・	・	・	5.52 <1.50>	6.73 <1.05>	8.27 <△0.55>	7.48
22 (2010)	△0.26	・	・	・	・	1.21 <1.76>	△0.04 <1.06>	0.16 <0.86>	△0.25
23 (2011)	2.17	・	・	・	・	2.06 <1.63>	2.24 <0.83>	1.82 <1.05>	2.15
24 (2012)	9.57	・	・	・	・	5.10 <1.96>	8.90 <0.79>	9.17 <2.27>	9.52
25 (2013)	8.22	・	・	・	・	4.61 <2.41>	7.28 <3.42>	7.27 <5.36>	8.31
26 (2014)	11.61	・	・	・	・	7.45 <3.20>	9.66 <4.06>	8.96 <2.61>	11.79
27 (2015)	△3.63	・	・	・	・	△1.62 <1.76>	△2.36 <2.20>	△2.34 <2.24>	△3.72
						1.87 <1.06>	0.60 <1.67>	△0.79 <1.50>	

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
 注3 < >内は、簿価ベースである。
 注4 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、平成26(2014)年度までは長期経理の運用利回りであり、平成27(2015)年度は、上段は長期経理、下段は厚生年金保険経理の運用利回り（各々半年間の率）である。
 注5 国共済の平成27(2015)年度の上段及び下段の時価ベースの運用利回りは、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の半年間の運用利回りである。

付属資料◆長期時系列表

公的年金の給付費

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	234,398	13,800 (6,877)	39,070 (19,555)	2,665 (1,340)	289,932	7,311	209,349	506,592

- 注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注3 国共済、地共済及び私学共済の給付費は、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。
 注4 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の給付費である。

共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
昭和 40 (1965)	376	275	18	140	250	8	1,068	15	・	1,106
45 (1970)	1,545	685	60	452	968	26	3,737	151	・	3,960
50 (1975)	9,537	2,319	266	1,999	4,100	101	18,322	4,566	・	23,228
51 (1976)	13,651	3,010	368	2,593	5,512	135	25,269	7,110	・	32,832
52 (1977)	18,449	3,622	455	3,152	6,793	167	32,639	9,440	・	42,659
53 (1978)	22,705	4,229	530	3,726	8,028	195	39,412	11,463	・	51,575
54 (1979)	26,557	4,805	627	4,252	9,251	209	45,702	13,426	・	59,928
55 (1980)	32,515	5,452	721	4,831	10,648	233	54,400	15,763	・	71,143
56 (1981)	39,221	6,337	864	5,559	12,463	283	64,727	18,417	・	84,329
57 (1982)	44,886	7,257	1,011	6,272	14,427	335	74,188	20,691	・	96,231
58 (1983)	50,103	8,133	1,149	6,848	16,057	385	82,676	22,481	・	106,667
59 (1984)	55,281	8,831	1,280	7,552	17,938	441	91,321	24,245	・	117,276
60 (1985)	62,274	9,722	1,464	8,504	20,164	509	102,637	26,500	・	131,104
61 (1986)	76,209	9,801	1,575	8,816	20,466	604	117,470	29,137	4,521	151,128
62 (1987)	82,360	11,167	1,838	10,330	23,680	677	130,052	27,369	6,620	164,041
63 (1988)	87,683	11,358	1,984	11,028	25,151	736	137,941	29,286	7,779	175,006
平成 元 (1989)	96,284	11,602	2,188	11,950	27,120	823	149,967	30,713	9,401	190,082
2 (1990)	105,031	11,851	2,365	12,778	28,988	1,007	162,019	31,728	10,891	204,638
3 (1991)	113,230	12,101	2,568	13,530	30,987	1,126	173,542	32,650	13,549	219,740
4 (1992)	121,460	12,378	2,773	14,226	33,000	1,223	185,061	32,763	19,548	237,372
5 (1993)	129,055	12,500	2,927	14,740	34,486	1,309	195,018	32,343	25,968	253,329
6 (1994)	138,277	12,709	3,131	15,297	36,170	1,418	207,001	32,183	33,351	272,536
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
8 (1996)	156,890	12,932	3,467	16,117	38,805	1,618	229,829	31,042	49,455	310,326
9 (1997)	172,895		3,567	16,240	39,376	1,694	233,772	29,783	57,690	321,245
10 (1998)	182,824		3,707	16,517	40,523	1,794	245,364	28,933	67,114	341,411
11 (1999)	187,364		3,774	16,608	41,177	1,864	250,787	27,781	76,146	354,715
12 (2000)	191,544		3,854	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
13 (2001)	196,228		3,916	16,867	42,005	2,023	261,039	25,133	93,633	379,805
14 (2002)		203,466		16,852	42,298	2,112	265,399	23,819	102,494	391,711
15 (2003)		208,140		16,849	42,618	2,185	269,792	22,293	110,735	402,821
16 (2004)		216,301		16,779	42,783	2,252	278,115	20,888	118,118	417,121
17 (2005)		220,794		16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
18 (2006)		223,491		16,686	43,149	2,375	285,701	18,149	134,909	438,759
19 (2007)		224,059		16,734	43,503	2,441	286,736	16,862	144,618	448,217
20 (2008)		226,870		16,736	43,917	2,508	290,032	15,779	154,458	460,269
21 (2009)		228,467		16,775	44,694	2,579	302,515	14,773	164,269	481,557
22 (2010)		240,092		16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
23 (2011)		237,342		16,665	45,710	2,718	302,434	11,884	174,356	488,675
24 (2012)		238,627		16,635	46,256	2,798	304,316	10,590	183,036	497,941
25 (2013)		237,814		16,216	45,574	2,867	302,470	9,410	192,703	504,583
26 (2014)		233,036		15,453	43,520	2,864	294,873	8,276	199,860	503,009
27 (2015)		234,398		15,422	44,049	2,963	296,832	7,311	209,349	513,492

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注4 昭和60(1985)年度以前の船員保険の年金給付費は厚生年金勘定及び被用者年金計には含まず、公的年金制度全体には含んでいる。
 注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注6 国民年金勘定には昭和60年改正前の旧法国民年金の給付及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の給付に要する費用を、基礎年金勘定には新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用を、それぞれ計上している。
 注7 平成14(2002)年度の公的年金制度全体には旧農林共済分を含めてあるため、各制度の合計と一致しない。
 注8 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注9 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

運用損益分を除いた単年度収支残

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	22,633	△3,229 (△884)	△11,947 (△5,889)	△91 (94)	7,365	△1,593	238	6,010

- 注1 決算の収入から「運用収入」、厚生年金・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
- 注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注3 国共済、地共済及び私学共済の額は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支残のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残を加えたものである。
- 注4 国共済、地共済及び私学共済の()内の額は、平成27(2015)年度下半期における半年間の厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支残である。
- 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況における運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	17,492	150	△69	△363	5,239	390	3,606	285	26,730
8 (1996)	10,320	170	△221	△416	5,906	357	6,148	△1,038	21,225
9 (1997)	17,273		△274	△129	6,225	336	2,747	△1,559	24,850
10 (1998)	△1,363		△491	△300	4,468	217	1,503	△1,354	2,678
11 (1999)	△7,804		△559	△778	2,878	107	1,717	△1,181	△5,619
12 (2000)	△22,288		△664	297	△168	△22	698	136	△22,010
13 (2001)	△33,540		△874	△1,498	△112	△106	△1,079	1,191	△36,018
14 (2002)		△28,064		△1,841	△1,478	△99	△2,382	2,036	△32,322
15 (2003)		△26,264		△2,093	△3,111	△192	△2,023	1,535	△32,212
16 (2004)		△13,766		△1,902	△5,141	△267	△2,750	121	△23,719
17 (2005)		△71,123		△1,521	△6,082	△252	△6,967	△1,430	△87,375
18 (2006)		△48,853		△2,031	△6,468	△228	△5,987	66	△63,500
19 (2007)		△47,057		△2,726	△7,409	△11	△6,196	1,184	△62,215
20 (2008)		△48,148		△3,457	△9,712	△232	△7,029	75	△68,504
21 (2009)		△45,333		△3,300	△10,036	△103	△2,254	2,963	△58,063
22 (2010)		△63,044		△3,266	△9,660	△282	2,388	5,553	△68,311
23 (2011)		△50,867		△3,665	△9,992	△285	△183	5,398	△59,594
24 (2012)		△41,030		△5,312	△11,593	△699	△5,043	△3,327	△67,003
25 (2013)		△38,145		△4,704	△13,725	△571	△3,739	△4,492	△65,376
26 (2014)		△12,371		△3,635	△11,506	△302	△1,820	2,005	△27,629
27 (2015)	22,633			△4,045	△12,283	△326	△1,593	238	4,624

- 注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注2 旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
- 注3 決算の収入から「運用収入」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
- 注4 厚生年金勘定及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注5 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。
- 注6 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
- 注7 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済については、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。

付属資料◆長期時系列表

公的年金の積立金（時価ベース）

年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	1,339,311	71,552	195,697	20,652	1,627,212	87,768	32,181	1,747,161

- 注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。
- 注4 国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
							国民年金勘定	基礎年金勘定	
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 10 (1998)			82,883						
11 (1999)			85,252						
12 (2000)			87,227						
13 (2001)	1,345,967		87,070				97,348	7,246	
14 (2002)	1,320,717		86,986	365,720	31,625	1,805,048	94,698	7,246	1,906,992
15 (2003)	1,359,151		88,175	379,605	32,242	1,859,173	97,160	7,246	1,963,580
16 (2004)	1,382,468		88,564	386,664	33,079	1,890,775	97,151	7,246	1,995,172
17 (2005)	1,403,465		91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
18 (2006)	1,397,509		92,162	420,246	35,563	1,945,481	93,828	7,246	2,046,554
19 (2007)	1,301,810		88,958	398,579	34,328	1,823,675	84,674	7,246	1,915,595
20 (2008)	1,166,496		82,145	362,067	31,523	1,642,231	71,885	7,246	1,721,362
21 (2009)	1,207,568		83,230	376,161	33,963	1,700,922	75,079	7,246	1,783,247
22 (2010)	1,141,532		80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
23 (2011)	1,114,990		78,895	364,506	34,055	1,592,446	79,025	7,246	1,678,717
24 (2012)	1,178,823		77,427	384,525	36,406	1,677,180	81,446	23,223	1,781,849
25 (2013)	1,236,139		76,150	398,265	38,472	1,749,026	84,492	29,793	1,863,310
26 (2014)	1,366,656		77,999	424,811	41,925	1,911,390	92,667	31,892	2,035,950
27 (2015)	1,339,311		78,239	405,464	40,727	1,863,740	87,768	32,181	1,983,689

- 注1 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
- 注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。
- 注3 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースは、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度以前は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金・国民年金への按分は、厚生年金・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。
- 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。
- 注5 厚生年金勘定の平成13(2001)年度は旧農林年金を含まない。
- 注6 旧農林年金から厚生年金勘定へ、平成14(2002)年度に1.58兆円、15(2003)年度に0.03兆円が移換されている。また、厚生年金勘定には、平成15(2003)年度に3.50兆円、平成16(2004)年度に5.39兆円、平成17(2005)年度に3.46兆円、平成18(2006)年度に0.68兆円、平成19(2007)年度に0.56兆円、平成20(2008)年度に0.35兆円、平成21(2009)年度に0.19兆円、平成22(2010)年度に0.01兆円、平成23(2011)年度に0.09兆円、平成24(2012)年度に0.13兆円、平成25(2013)年度に0.14兆円、平成26(2014)年度に2.11兆円、平成27(2015)年度に4.66兆円の解散厚生年金基金等徴収金がある。
- 注7 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。ここで、国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

公的年金の積立金（簿価ベース）

年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金		公的年金制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 27 (2015)	1,072,240	62,791	180,193	19,142	1,334,366	73,233	32,181	1,439,779

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注2 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む積立金（簿価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
								国民年金勘定	基礎年金勘定	
昭和 40 (1965)	14,414	2,104	418	2,716	3,329	186	23,168	1,946	.	25,114
45 (1970)	44,202	4,773	1,216	6,690	12,136	555	69,571	7,271	.	76,842
50 (1975)	122,869	9,602	3,074	14,545	34,215	1,606	185,911	18,147	.	204,058
51 (1976)	149,157	10,338	3,663	16,596	40,674	2,020	222,449	18,421	.	240,870
52 (1977)	179,740	10,852	4,299	18,834	48,231	2,497	264,453	18,466	.	282,918
53 (1978)	211,081	11,806	4,990	21,054	56,281	3,082	308,295	20,526	.	328,821
54 (1979)	243,519	12,643	5,716	23,529	64,935	3,807	354,149	23,596	.	377,744
55 (1980)	279,838	13,418	6,499	26,314	75,049	4,680	405,798	26,387	.	432,185
56 (1981)	322,796	14,394	7,408	28,992	85,458	5,660	464,709	28,093	.	492,802
57 (1982)	365,629	15,434	8,293	31,521	95,145	6,719	522,740	30,699	.	553,439
58 (1983)	409,416	16,583	9,185	34,030	105,410	7,867	582,491	29,276	.	611,767
59 (1984)	454,843	18,298	10,071	36,706	117,019	9,096	646,033	27,633	.	673,666
60 (1985)	507,828	17,663	10,910	40,303	131,140	10,407	718,251	25,939	.	744,190
61 (1986)	552,813	17,930	11,819	43,905	145,922	11,544	783,933	21,912	7,246	813,091
62 (1987)	599,638	17,597	12,583	47,037	159,070	12,695	848,620	26,197	7,246	882,063
63 (1988)	656,126	17,853	13,480	50,749	172,359	14,148	924,715	29,409	7,246	961,370
平成 元 (1989)	702,175	18,492	13,941	53,956	187,457	15,613	991,633	32,216	7,246	1,031,095
2 (1990)	768,605	19,271	14,763	57,408	204,859	17,100	1,082,006	36,317	7,246	1,125,569
3 (1991)	839,970	20,205	15,593	60,529	222,455	18,624	1,177,377	43,572	7,246	1,228,195
4 (1992)	911,340	20,979	16,406	63,608	239,749	20,082	1,272,165	51,275	7,246	1,330,686
5 (1993)	978,705	21,751	17,243	66,587	256,125	21,509	1,361,920	58,468	7,246	1,427,634
6 (1994)	1,045,318	22,653	17,871	69,593	271,622	22,822	1,449,879	63,712	7,246	1,520,837
7 (1995)	1,118,111	23,475	18,677	72,693	288,406	24,268	1,545,630	69,516	7,246	1,622,392
8 (1996)	1,184,579	25,007	19,236	75,782	305,220	25,611	1,635,435	78,493	7,246	1,721,175
9 (1997)	1,257,560	19,737	19,737	78,942	322,455	26,943	1,705,637	84,683	7,246	1,797,566
10 (1998)	1,308,446	19,961	19,961	81,337	337,358	28,150	1,775,251	89,619	7,246	1,872,117
11 (1999)	1,347,988	20,079	20,079	83,189	352,346	29,270	1,832,872	94,617	7,246	1,934,735
12 (2000)	1,368,804	20,113	20,113	85,951	361,507	30,123	1,866,498	98,208	7,246	1,971,952
13 (2001)	1,373,934	19,746	19,746	86,500	369,267	30,800	1,880,246	99,490	7,246	1,986,982
14 (2002)	1,377,023	19,746	19,746	86,747	374,658	31,368	1,869,796	99,108	7,246	1,976,150
15 (2003)	1,374,110	19,746	19,746	86,938	378,297	31,802	1,871,147	98,612	7,246	1,977,004
16 (2004)	1,376,619	19,746	19,746	87,034	380,619	32,102	1,876,374	96,991	7,246	1,980,611
17 (2005)	1,324,020	19,746	19,746	87,580	388,082	33,180	1,832,862	91,514	7,246	1,931,622
18 (2006)	1,300,980	19,746	19,746	88,137	397,071	33,834	1,820,022	87,660	7,246	1,914,928
19 (2007)	1,270,568	19,746	19,746	88,142	401,527	34,677	1,794,914	82,692	7,246	1,884,852
20 (2008)	1,240,188	19,746	19,746	85,711	395,200	34,366	1,755,465	76,920	7,246	1,839,631
21 (2009)	1,195,052	19,746	19,746	83,658	389,255	34,073	1,702,038	74,822	7,246	1,784,106
22 (2010)	1,134,604	19,746	19,746	81,822	383,658	34,083	1,634,167	77,333	7,246	1,718,746
23 (2011)	1,085,263	19,746	19,746	79,451	376,816	34,156	1,575,686	77,318	7,246	1,660,250
24 (2012)	1,050,354	19,746	19,746	75,627	368,159	34,224	1,528,364	72,789	23,223	1,624,376
25 (2013)	1,031,737	19,746	19,746	72,676	366,803	35,463	1,506,680	70,945	29,793	1,607,418
26 (2014)	1,049,500	19,746	19,746	71,285	369,938	36,428	1,527,152	71,965	31,892	1,631,009
27 (2015)	1,072,240	19,746	19,746	69,363	372,738	37,521	1,551,862	73,233	32,181	1,657,276

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
 注3 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。
 注5 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の昭和60(1985)年度以前は旧船員保険を含まない。
 注6 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注7 平成27(2015)年度の国共済、地共済、私学共済、被用者年金計及び公的年金制度全体には、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む。

付属資料◆長期時系列表

基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度	基礎年金等給付費 ①	特別国庫負担額 ②	保険料・拠出金算定対象額 ①-②	基礎年金拠出金単価 (①-②)/③/12	合計 ③	基礎年金拠出金算定対象者数						
						厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成7(1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
8(1996)	115,772	4,907	110,865	14,972	61,709	41,149	719	630	1,554	4,341	480	12,836
9(1997)	121,639	4,889	116,751	15,765	61,713	42,232		615	1,557	4,343	482	12,485
10(1998)	129,066	4,942	124,124	16,988	60,887	41,691		600	1,542	4,310	483	12,261
11(1999)	135,656	4,869	130,787	18,024	60,469	41,149		592	1,539	4,291	484	12,413
12(2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
13(2001)	148,173	4,918	143,255	20,149	59,249	40,356		571	1,538	4,172	486	12,126
14(2002)	154,563	4,910	149,653	21,450	58,142	40,006		(565)	1,521	4,132	489	11,994
15(2003)	159,559	4,868	154,692	22,239	57,965	40,038			1,502	4,086	494	11,845
16(2004)	163,886	4,842	159,044	22,924	57,816	40,102			1,486	4,026	500	11,702
17(2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
18(2006)	174,536	4,674	169,862	24,626	57,480	40,604			1,455	3,916	516	10,990
19(2007)	181,499	4,625	176,874	25,731	57,283	41,075			1,434	3,836	519	10,419
20(2008)	188,821	4,756	184,065	27,057	56,690	40,994			1,421	3,748	522	10,005
21(2009)	197,400	3,402	193,998	29,212	55,342	40,204			1,412	3,675	523	9,528
22(2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141
23(2011)	200,615	3,233	197,382	30,587	53,777	39,588			1,396	3,555	531	8,708
24(2012)	206,258	3,242	203,015	31,301	54,049	39,725			1,390	3,528	542	8,865
25(2013)	213,421	3,274	210,147	32,737	53,494	39,432			1,356	3,451	539	8,716
26(2014)	218,294	3,285	215,008	33,146	54,056	40,251			1,368	3,452	552	8,434
27(2015)	225,320	3,353	221,967	34,198	54,089	40,747			1,362	3,424	560	7,996

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注4 ()内は、旧農林年金が納付する額を算定するため人数換算された拠出金算定対象者数であり、厚生年金勘定の内数である。
 注5 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。
 注6 基礎年金勘定の積立金については、平成27(2015)年度から平成36(2024)年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっており、この軽減後の平成27(2015)年度の基礎年金拠出金単価は、国民年金で34,075円、被用者年金で33,931円である。

基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》（特別国庫負担分を除く）

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成7(1995)	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
8(1996)	73,927	1,292	1,131	2,792	7,800	862	87,804	23,061	110,865
9(1997)	79,669		1,164	2,945	8,216	912	93,132	23,619	116,751
10(1998)	84,991		1,224	3,144	8,786	984	99,129	24,995	124,124
11(1999)	89,002		1,281	3,329	9,280	1,047	103,939	26,848	130,787
12(2000)	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
13(2001)	97,575		1,380	3,719	10,088	1,175	113,937	29,319	143,255
14(2002)	102,730			3,915	10,635	1,259	118,780	30,873	149,653
15(2003)	106,850			4,009	10,905	1,319	123,082	31,610	154,692
16(2004)	110,314			4,087	11,074	1,376	126,852	32,192	159,044
17(2005)	115,207			4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
18(2006)	119,991			4,300	11,571	1,524	137,385	32,477	169,862
19(2007)	126,829			4,428	11,844	1,602	144,702	32,172	176,874
20(2008)	133,101			4,613	12,170	1,694	151,578	32,486	184,065
21(2009)	140,933			4,949	12,881	1,835	160,598	33,400	193,998
22(2010)	143,640			5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
23(2011)	145,302			5,122	13,047	1,950	165,421	31,961	197,382
24(2012)	149,213			5,219	13,250	2,035	169,717	33,298	203,015
25(2013)	154,907			5,327	13,558	2,116	175,908	34,239	210,147
26(2014)	160,096			5,441	13,731	2,194	181,462	33,546	215,008
27(2015)	165,914			5,544	13,943	2,281	187,682	32,695	220,377
	<167,216> (1,302)			<5,587> (44)	<14,053> (109)	<2,299> (18)	<189,155> (1,473)	<32,813> (118)	<221,967> (1,591)

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注2 旧農林共済（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。
 注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前は旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。
 注4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の存続組合等が平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る負担分として納付する額（226億円）を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分（242億円）を含む。
 注5 平成27(2015)年度の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金収入及びその運用収入）による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、< >内の額は軽減前の額であり、()内の額は軽減額である。

基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金勘定	旧三共済	旧農林年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
(西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成 7 (1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
8 (1996)	25,392	2,416	605	2,187	5,158	287	36,045	30,319	66,364
9 (1997)	26,451		587	2,184	5,079	276	34,977	29,018	63,995
10 (1998)	25,804		577	2,178	5,033	265	33,857	28,132	61,989
11 (1999)	24,750		562	2,128	4,916	253	32,610	26,941	59,551
12 (2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
13 (2001)	23,059		527	2,004	4,509	228	30,328	24,251	54,579
14 (2002)		22,638		1,925	4,325	218	29,193	22,916	52,110
15 (2003)		21,428		1,825	4,026	204	27,484	21,378	48,862
16 (2004)		20,145		1,729	3,770	192	25,836	19,957	45,793
17 (2005)		18,923		1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
18 (2006)		17,395		1,543	3,350	168	22,455	17,197	39,653
19 (2007)		16,241		1,438	3,181	147	21,007	15,896	36,903
20 (2008)		15,178		1,344	2,963	135	19,620	14,766	34,385
21 (2009)		15,244		1,247	2,781	123	19,395	13,765	33,160
22 (2010)		13,864		1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
23 (2011)		11,971		1,049	2,323	100	15,443	10,855	26,298
24 (2012)		10,551		950	2,094	89	13,684	9,564	23,248
25 (2013)		9,472		875	1,943	78	12,368	8,378	20,746
26 (2014)		8,743		757	1,649	67	11,215	7,246	18,461
27 (2015)		7,513		678	1,464	58	9,713	6,286	15,999

注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は、平成9(1997)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注2 旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は、平成14(2002)年4月に厚生年金勘定に統合された。

注3 厚生年金勘定の平成8(1996)年度以前には旧三共済を含まず、平成13(2001)年度以前には旧農林年金を含まない。

注4 平成9(1997)年度の厚生年金計及び公的年金制度全体の額は、旧三共済の平成9(1997)年2月分、3月分の給付に係る基礎年金交付金の確定値（410億円）を含む。同様に、平成14(2002)年度の額は旧農林年金分（87億円）を含む。

厚生年金拠出金《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦)	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	5,390	15,862	1,541	22,793

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

厚生年金交付金《確定値ベース》

年度	国共済	地共済	私学共済	計
(西暦)	億円	億円	億円	億円
平成 27 (2015)	5,397	16,952	1,303	23,653

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である。

2. 船員保険

年度	収 入					支 出			収支残	年度末 積立金
	保険料	国庫負担	利息及び 配 当 金	その他収入	合計	給付費	その他支出	合計		
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	18,951	1,373	5,931	0	26,255	7,232	28	7,260	21,978	110,757
46 (1971)	22,974	1,498	7,467	0	31,938	8,173	26	8,199	28,305	138,940
47 (1972)	26,860	1,829	9,127	0	37,816	9,736	29	9,765	31,633	169,933
48 (1973)	32,060	2,565	11,273	0	45,898	13,375	31	13,406	36,825	206,379
49 (1974)	44,197	5,421	13,762	144	63,525	25,568	271	25,839	38,696	244,563
50 (1975)	48,148	7,125	16,534	237	72,044	33,935	517	34,452	33,111	276,919
51 (1976)	59,195	9,163	19,079	458	87,896	45,332	138	45,470	36,168	312,964
52 (1977)	68,183	12,613	21,719	347	102,862	58,017	340	58,356	38,867	351,534
53 (1978)	69,262	15,301	23,823	758	109,144	70,023	162	70,185	27,050	378,208
54 (1979)	69,623	18,830	24,480	420	113,353	80,029	1,271	81,299	20,768	397,485
55 (1980)	76,831	22,286	26,224	1,506	126,847	97,999	3,023	101,023	15,182	410,679
56 (1981)	87,346	26,795	27,869	2,096	144,106	118,503	3,193	121,696	17,966	426,886
57 (1982)	89,484	27,324	28,198	365	145,370	135,213	1,233	136,446	11,119	437,123
58 (1983)	88,977	32,989	28,164	…	…	151,032	…	…	…	436,807
59 (1984)	88,307	40,974	27,183	…	…	171,041	…	…	…	426,898
60 (1985)	89,108	3,014	25,521	…	…	196,725	…	…	…	394,223

- 注1 収入・支出の両方に災害補償相当分を含む。
 注2 収支残及び年度末積立金は船員保険特別会計としての額である。
 注3 船員保険の年金部門は昭和61(1986)年4月に厚生年金に統合された。
 注4 簿価ベースの数値である。

(1) 国家公務員共済組合連合会

【厚生年金保険経理】

年度	収入						支出						年度末 積立金				
	保険料	国庫・ 公債負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金		財政調整 拠出金	その他 支出	合計	
平成 27 (2015)	598,794	142,914	110,668	132,043 <70,817>	34,789	573,541	—	9,758	1,607,624 <1,544,281>	687,655	282,180	567,502	3,459	23,229	1,564,025	43,599 <△22,744>	7,155,190 <6,279,093>

注1 時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分等を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分等を加算して算出した参考値である。また、時価ベースの年度末積立金は包括信託内の未収収益を含めた時価総額を計上している。

注2 時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

注3 <>内は、簿価ベースである。

【経過的長期経理】

年度	収入						支出						年度末 積立金
	事業主負担	国庫・ 公債負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	合計	給付費	その他 支出	合計	収支残	年度末 積立金	
平成 27 (2015)	9,494	310	10,005	22,145 <24,590>	34	15,099	57,482 <59,531>	80,818	9,132	89,950	△32,468 <△30,419>	668,667 <657,177>	

注1 時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の評価損益の増減分等を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。

注2 時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

注3 <>内は、簿価ベースである。

【長期経理】

年度	収入										支出								収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等 (本人負担)		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	財政調整 拠出金	その他 支出	合計				
	百万円	百万円															百万円	百万円		
昭和45(1970)	26,391	51,480	24,735				3,754	106,360	27,407						19	27,427	78,933	486,456		
50(1975)	66,747	150,459	61,279				7,394	285,879	129,212							129,340	156,540	1,101,314		
51(1976)	74,084	183,912	72,468				7,274	337,738	167,370						247	167,617	170,122	1,271,532		
52(1977)	81,005	220,268	84,332				8,219	393,824	204,908						166	205,074	188,751	1,460,422		
53(1978)	85,362	248,644	94,389				7,252	435,647	245,534						519	246,052	189,595	1,650,282		
54(1979)	94,678	285,030	108,105				7,454	495,267	283,382						1,004	284,387	210,880	1,861,267		
55(1980)	105,607	312,826	130,214				8,969	557,616	355,279							326,134	231,481	2,092,909		
56(1981)	112,007	338,344	143,129				8,883	602,362	376,787						475	377,262	225,100	2,318,209		
57(1982)	113,854	356,313	158,908				10,019	639,094	426,831						462	427,293	211,802	2,530,257		
58(1983)	117,107	379,637	174,559				10,308	681,611	468,357						313	468,670	212,941	2,743,451		
59(1984)	184,195	476,733	188,980				10,895	860,803	525,646						89,116	614,762	246,041	2,989,804		
60(1985)	248,108	567,912	201,367				11,768	1,029,156	616,588				33,022		48,137	697,748	331,408	3,321,437		
61(1986)	248,158	797,299	254,024	74,504			30,946	1,404,930	881,553				34,013		185	1,045,285	359,645	4,390,496		
62(1987)	251,158	878,618	263,948	115,581			29,394	1,538,700	1,033,012				35,033		130	1,226,596	312,104	4,703,705		
63(1988)	256,225	983,225	275,399	133,458			32,332	1,680,639	1,102,781				36,084		366	1,311,750	368,889	5,074,874		
平成元(1989)	291,879	968,759	301,049	136,925			39,280	1,727,891	1,195,036				37,167		3,950	1,407,673	320,218	5,395,551		
2(1990)	335,453	964,511	349,076	158,031	219,250		3,084	2,029,405	1,277,760				8,000		3,695	1,684,679	344,726	5,740,766		
3(1991)	349,080	988,442	349,716	174,417	294,240		3,612	2,159,508	1,352,994				8,000		3,826	1,847,353	312,156	6,052,921		
4(1992)	361,769	1,041,046	356,275	186,811	325,525		2,282	2,273,707	1,422,625				8,000		3,542	1,965,877	307,830	6,360,752		
5(1993)	373,163	1,173,415	354,145	193,584	345,161		2,557	2,342,025	1,474,022				4,000		3,925	2,044,120	297,905	6,658,657		
6(1994)	399,121	1,119,272	346,257	206,438	374,427		1,957	2,447,472	1,529,708				2,000		4,366	2,146,875	300,597	6,959,255		
7(1995)	451,781	1,159,673	346,347	218,843	413,976		1,823	2,592,442	1,600,454				2,000		3,555	2,282,380	310,062	7,269,317		
8(1996)	471,275	1,155,437	350,518	220,861	453,892		1,860	2,653,842	1,611,680				2,000		4,104	2,344,948	308,894	7,578,211		
9(1997)	489,180	1,191,324	328,917	219,366	104,053		1,789	2,334,630	1,624,037						3,679	2,018,612	316,017	7,894,229		
10(1998)	492,401	1,218,502	272,830	220,127	17,706		1,773	2,233,339	1,651,671						4,511	1,983,879	239,461	8,133,689		
11(1999)	496,403	1,201,851	266,622	215,639	5,188		1,538	2,187,241	1,660,777						4,682	2,002,020	185,221	8,318,911		
12(2000)	509,192	1,204,083	249,858	208,331			145,289	2,316,753	1,680,029						4,569	2,040,579	276,174	8,595,085		
13(2001)	511,292	1,188,683	210,393	199,347			1,982	2,111,698	1,686,720						6,723	2,056,783	54,915	8,649,999		
14(2002)	505,336	1,177,559	216,862	193,492			2,317	2,095,567	1,685,208						11,537	2,070,888	24,678	8,674,678		
15(2003)	510,656	1,174,389	235,755	183,281			2,331	2,106,412	1,684,915						8,644	2,087,332	19,081	8,693,759		
16(2004)	509,821	1,156,354	210,947	172,862			2,571	2,123,384	1,677,860						13,926	2,113,788	9,596	8,703,354		
17(2005)	512,913	1,145,135	242,287	164,015			2,871	2,184,464	1,669,280						37,373	2,129,868	54,596	8,757,951		
18(2006)	515,619	1,136,788	280,666	155,206			2,996	2,152,057	1,668,638						3,546	2,096,261	55,796	8,813,746		
19(2007)	516,513	1,119,900	278,922	144,622			3,311	2,125,712	1,673,370						7,541	2,125,275	437	8,814,184		
20(2008)	520,338	1,050,884	171,190	135,019			3,347	1,952,663	1,673,624						70,171	2,195,762	△243,100	8,571,084		
21(2009)	515,223	1,099,354	150,848	126,068			3,749	1,983,761	1,677,506						27,731	2,189,079	△205,318	8,365,766		
22(2010)	513,612	1,212,849	169,515	112,981			4,051	2,061,229	1,681,727						28,206	2,244,763	△183,534	8,182,232		
23(2011)	525,624	1,225,890	153,423	103,067			4,122	2,021,832	1,666,456						25,854	2,258,994	△237,162	7,945,069		
24(2012)	517,908	1,140,160	163,538	89,855			4,714	1,916,175	1,663,498						51,301	2,298,511	△382,336	7,562,734		
25(2013)	526,386	1,106,630	184,419	85,207			3,776	1,906,418	1,621,579						21,459	2,201,534	△295,116	7,267,618		
26(2014)	561,840	1,109,634	226,249	75,016			3,419	1,976,158	1,545,342						57,591	2,115,227	△139,069	7,128,548		
27(2015)	283,023	554,618	123,777	35,519			1,737	998,674	773,748						3,429	1,137,790	△139,116			

注1 昭和59(1984)年4月に郵政省共済組合が加入した。
 注2 平成12(2000)年度のその他収入には旧地方事務官移管金(1,436億円)を含む。
 注3 簿価ベースの数値である。

付属資料◆長期時系列表

(2) 郵政省共済組合

年度	取 入						支 出			収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等			利息及び 配当金	その他 収 入	合 計	給付費	その他 支 出	合 計		
	掛 金 (本人負担)	負担金	計								
(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45 (1970)	9,543	21,373	30,916	11,209	47	42,172	17,806	8	17,813	24,359	182,561
46 (1971)	11,029	26,623	37,652	12,834	67	50,553	21,935	8	21,943	28,611	211,176
47 (1972)	12,458	29,922	42,380	13,956	32	56,368	26,934	6	26,940	29,428	241,036
48 (1973)	14,384	36,631	51,015	16,849	75	67,939	34,525	7	34,532	33,407	274,456
49 (1974)	18,981	48,376	67,358	22,504	96	89,957	49,053	7	49,059	40,898	315,368
50 (1975)	21,957	62,054	84,011	24,314	124	108,449	70,653	9	70,663	37,786	353,172
51 (1976)	23,566	77,030	100,597	25,875	200	126,672	91,916	11	91,926	34,745	388,103
52 (1977)	25,389	89,632	115,021	27,741	2,368	145,130	110,274	12	110,286	34,844	422,987
53 (1978)	26,323	103,902	130,225	28,281	622	159,128	127,067	8	127,075	32,053	455,096
54 (1979)	29,990	115,934	145,923	31,634	765	178,323	141,866	10	141,876	36,447	491,588
55 (1980)	35,227	129,533	164,761	39,102	822	204,684	157,798	18	157,816	46,868	538,487
56 (1981)	38,656	140,472	179,128	40,692	1,742	221,563	179,096	12	179,108	42,454	581,018
57 (1982)	40,750	149,616	190,366	42,872	7,926	241,164	200,344	44	200,387	40,777	621,855
58 (1983)	41,721	159,543	201,264	45,175	7,645	254,083	216,432	25	216,457	37,627	659,558
59 (1984)	19	112,939	112,958	45,466	92,247	250,670	229,522	44	229,566	21,105	680,780
60 (1985)	23	164,492	164,515	46,190	50,864	261,569	233,803	57	233,861	27,709	708,842

注1 郵政省共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合連合会に加入した。

注2 簿価ベースの数値である。

4. 公共企業体職員等共済組合
(1) 合計

年度	収入										支出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等 掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	長期財政 調整交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合計				
昭和 45 (1970)	27,951	81,439	27,018	・	・	・	1,793	138,201	68,529	・	・	・	188	68,717	69,485	477,254		
46 (1971)	32,914	96,469	31,942	・	・	・	2,132	163,456	82,380	・	・	・	226	82,606	80,850	558,563		
47 (1972)	37,169	111,227	37,044	・	・	・	2,866	188,306	97,238	・	・	・	282	97,520	90,785	650,135		
48 (1973)	43,101	131,565	41,771	・	・	・	2,919	219,356	122,238	・	・	・	327	122,565	96,792	747,022		
49 (1974)	55,525	172,693	52,031	・	・	・	4,237	284,486	167,565	・	・	・	426	167,991	116,495	863,781		
50 (1975)	63,587	201,554	58,027	・	・	・	5,680	328,848	231,908	・	・	・	669	232,577	96,271	960,202		
51 (1976)	73,367	233,619	62,117	・	・	・	6,064	375,167	300,991	・	・	・	689	301,680	73,487	1,033,848		
52 (1977)	79,290	261,125	66,662	・	・	・	7,070	414,147	362,234	・	・	・	722	362,956	51,191	1,085,236		
53 (1978)	90,050	348,396	72,436	・	・	・	7,996	518,879	422,873	・	・	・	786	423,659	95,219	1,180,610		
54 (1979)	92,563	384,906	78,316	・	・	・	9,090	564,875	480,532	・	・	・	879	481,411	83,465	1,264,337		
55 (1980)	95,195	430,602	87,130	・	・	・	10,581	623,508	545,212	・	・	・	968	546,180	77,328	1,341,812		
56 (1981)	112,700	515,228	91,722	・	・	・	12,489	732,139	633,689	・	・	・	1,124	634,813	97,326	1,439,390		
57 (1982)	117,204	599,739	100,319	・	・	・	13,505	830,767	725,739	・	・	・	1,339	727,078	103,689	1,543,416		
58 (1983)	120,781	682,732	111,240	・	・	・	14,653	929,407	813,327	・	・	・	1,508	814,835	114,572	1,658,302		
59 (1984)	137,066	787,620	115,903	・	・	・	15,503	1,056,093	883,054	・	・	・	1,661	884,715	171,377	1,829,822		
60 (1985)	149,665	795,154	127,603	・	・	・	16,618	1,106,129	972,222	・	・	9,368	1,800	983,390	122,738	1,766,327		
61 (1986)	136,704	738,711	117,795	45,599	・	34,195	18,127	1,091,132	980,106	73,013	・	9,648	1,962	1,064,729	26,403	1,793,030		
62 (1987)	127,235	819,254	103,478	67,563	・	47,770	17,953	1,183,254	1,116,736	86,363	・	9,938	1,875	1,214,912	△31,659	1,759,679		
63 (1988)	130,613	847,666	99,306	103,417	・	61,373	19,395	1,261,771	1,135,818	83,580	・	10,236	1,842	1,231,475	30,295	1,785,309		
平成 元 (1989)	144,045	858,445	103,703	117,354	・	72,489	19,620	1,315,656	1,160,207	77,187	・	10,543	1,846	1,249,784	65,872	1,849,239		
2 (1990)	163,823	840,105	96,489	127,669	197,270	8,000	18,580	1,451,936	1,185,088	85,367	100,107	・	2,010	1,372,573	79,363	1,927,126		
3 (1991)	172,430	835,208	115,142	150,283	251,543	8,000	186	1,532,792	1,210,143	90,966	134,947	・	3,317	1,439,373	93,419	2,020,545		
4 (1992)	178,003	833,754	110,769	170,250	265,888	8,000	210	1,566,875	1,237,848	100,271	149,293	・	2,062	1,489,474	77,401	2,097,946		
5 (1993)	181,978	846,537	111,609	191,406	256,963	4,000	269	1,592,763	1,249,957	105,458	157,996	・	2,181	1,515,591	77,171	2,175,117		
6 (1994)	190,364	855,693	110,129	215,040	270,787	4,000	405	1,646,418	1,270,910	111,539	171,736	・	2,073	1,556,259	90,159	2,265,277		
7 (1995)	210,380	888,679	106,735	237,204	254,933	2,000	349	1,700,279	1,303,999	121,782	190,180	・	2,123	1,618,084	82,195	2,347,472		
8 (1996)	217,501	879,746	169,332	244,494	273,509	2,000	492	1,787,075	1,293,206	126,731	208,803	・	5,096	1,633,835	153,240	2,500,712		

注1 公共企業体職員等共済組合は昭和59(1984)年4月に国家公務員共済組合に統合された。
 注2 昭和59(1984)年度以降は、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこの各共済組合の合計を計上した。
 注3 日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
 注4 簿価ベースの数値である。

(2) 日本鉄道共済組合

年度 (西暦)	収入				支出						年度末 積立金 百万円				
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金 百万円	基礎年金 交付金 百万円	制度間調整 交付金 百万円	長期財政 調整交付金 百万円	その他 収入 百万円	合計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円		制度間調整 拠出金 百万円	その他 支出 百万円	合計 百万円	収支残 百万円
	掛金 (本人負担) 百万円	負担金 百万円													
昭和 45 (1970)	17,797	54,864	15,515	•	•	•	0	88,176	53,431	•	•	11	53,442	34,734	259,342
46 (1971)	20,875	64,706	17,966	•	•	•	0	103,547	64,195	•	•	10	64,205	39,343	298,782
47 (1972)	23,133	74,043	20,625	•	•	•	0	117,802	75,955	•	•	9	75,964	41,838	340,709
48 (1973)	26,346	86,984	23,252	•	•	•	2	136,583	95,356	•	•	17	95,373	41,210	382,010
49 (1974)	33,332	113,414	29,198	•	•	•	26	175,969	131,486	•	•	33	131,519	44,450	426,570
50 (1975)	37,759	132,290	30,696	•	•	•	4	200,749	182,931	•	•	42	182,972	17,777	444,492
51 (1976)	43,922	155,512	30,182	•	•	•	0	229,615	238,394	•	•	72	238,466	△8,851	435,795
52 (1977)	46,973	175,092	28,927	•	•	•	0	250,992	287,292	•	•	51	287,343	△36,351	399,634
53 (1978)	56,148	257,781	30,998	•	•	•	0	344,927	336,559	•	•	73	336,632	8,296	408,082
54 (1979)	57,050	286,017	32,613	•	•	•	0	375,680	382,949	•	•	73	383,022	△7,342	400,990
55 (1980)	58,197	324,467	34,148	•	•	•	0	416,813	433,529	•	•	91	433,621	△16,808	384,313
56 (1981)	69,368	395,967	34,214	•	•	•	0	499,549	503,951	•	•	136	504,087	△4,538	380,007
57 (1982)	71,688	468,939	34,039	•	•	•	0	574,666	575,342	•	•	180	575,522	△856	379,461
58 (1983)	74,476	541,451	34,563	•	•	•	0	650,491	642,819	•	•	152	642,972	7,519	387,270
59 (1984)	83,126	622,745	35,806	•	•	•	0	741,676	691,055	•	•	176	691,231	50,446	437,846
60 (1985)	82,834	599,857	36,944	•	•	•	0	736,723	755,060	•	•	142	755,202	△18,478	419,587
61 (1986)	71,482	550,352	34,012	33,431	•	•	846	724,317	751,262	35,946	•	133	787,340	△63,023	356,820
62 (1987)	59,766	620,593	21,533	52,458	•	•	256	802,375	846,992	40,287	•	31	887,309	△84,934	270,128
63 (1988)	60,543	637,542	18,838	79,638	•	•	63	857,996	847,574	34,156	•	11	881,741	△23,745	240,814
平成 元 (1989)	62,922	632,984	17,223	88,925	•	•	59	874,602	845,469	28,775	•	8	874,252	351	238,801
2 (1990)	71,094	599,461	11,512	94,963	135,200	•	54	920,284	848,504	35,208	39,367	0	923,079	△2,795	234,473
3 (1991)	76,683	591,935	11,300	111,375	168,025	8,000	127	967,443	854,762	38,666	53,025	1,183	947,636	19,807	254,280
4 (1992)	80,838	585,989	11,387	129,119	173,807	8,000	143	989,283	864,372	42,954	58,807	11	966,143	23,139	277,420
5 (1993)	83,976	592,597	10,578	145,385	159,201	4,000	159	995,896	865,296	46,096	62,201	41	973,634	22,262	299,682
6 (1994)	86,513	599,603	10,557	164,945	164,331	4,000	337	1,030,287	872,893	48,079	67,331	16	988,319	41,967	341,649
7 (1995)	92,683	615,472	8,751	183,994	136,602	2,000	258	1,039,761	885,598	52,538	74,602	17	1,012,756	27,005	368,654
8 (1996)	94,133	601,037	26,393	190,411	143,796	2,000	368	1,058,138	873,700	56,321	81,796	115	1,011,933	46,206	414,860

注1 日本鉄道共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 簿価ベースの数値である。

(3) 日本電信電話共済組合

年度 (西暦)	収入			支出						収支残	年度末 積立金				
	拠出保険料収入等		利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金			制度間調整 拠出金	長期財政 調整拠出金	その他 支出	合計
	掛金 (本人負担)	負担金													
昭和 45 (1970)	8,726	22,384	9,364	•	•	1,704	42,177	11,836	•	•	•	177	12,013	30,164	182,602
46 (1971)	10,429	26,865	11,538	•	•	2,028	50,859	14,206	•	•	•	214	14,420	36,439	219,402
47 (1972)	12,240	31,532	13,692	•	•	2,743	60,208	16,567	•	•	•	265	16,831	43,377	263,473
48 (1973)	14,672	37,796	15,410	•	•	2,811	70,690	20,928	•	•	•	305	21,233	49,457	312,933
49 (1974)	19,521	50,287	19,223	•	•	4,062	93,093	27,972	•	•	•	391	28,364	64,730	377,815
50 (1975)	22,782	58,689	23,143	•	•	5,598	110,213	37,851	•	•	•	624	38,476	71,738	449,554
51 (1976)	26,018	66,128	27,414	•	•	6,016	125,576	48,306	•	•	•	577	48,883	76,692	526,251
52 (1977)	28,629	72,765	32,807	•	•	6,881	141,083	58,008	•	•	•	606	58,614	82,469	608,723
53 (1978)	30,068	76,422	36,301	•	•	7,913	150,703	66,894	•	•	•	684	67,577	83,126	691,850
54 (1979)	31,559	83,800	40,206	•	•	9,078	164,643	75,676	•	•	•	804	76,480	88,163	780,024
55 (1980)	33,004	90,327	46,987	•	•	10,574	180,893	87,070	•	•	•	876	87,946	92,946	872,983
56 (1981)	38,314	100,063	51,219	•	•	12,470	202,066	101,452	•	•	•	988	102,440	99,627	972,622
57 (1982)	40,335	109,844	60,058	•	•	13,473	223,710	118,073	•	•	•	1,158	119,231	104,480	1,077,126
58 (1983)	41,166	116,769	70,233	•	•	14,593	242,762	134,637	•	•	•	1,335	135,972	106,790	1,183,931
59 (1984)	47,756	137,786	73,703	•	•	15,457	274,701	153,184	•	•	•	1,423	154,607	120,094	1,304,035
60 (1985)	59,177	156,314	83,665	•	•	16,556	315,711	174,288	•	•	8,455	1,574	184,316	131,395	1,262,258
61 (1986)	57,993	152,116	78,273	9,268	•	17,248	314,898	185,333	33,544	•	8,708	1,688	229,273	85,625	1,347,917
62 (1987)	60,415	159,499	74,574	11,096	•	17,651	323,236	218,115	42,050	•	8,969	1,823	270,957	52,279	1,400,217
63 (1988)	63,052	171,213	74,051	18,901	•	19,296	346,513	234,512	45,381	•	9,238	1,819	290,950	55,563	1,456,671
平成 元 (1989)	73,218	187,065	81,337	22,376	•	19,533	383,550	257,210	44,320	•	9,515	1,839	312,883	70,647	1,527,702
2 (1990)	84,074	200,309	78,535	26,423	•	18,497	461,107	275,597	45,959	55,249	—	2,010	378,815	82,292	1,610,033
3 (1991)	86,519	203,080	98,305	31,383	72,127	45	491,459	293,194	47,963	74,526	—	2,055	417,738	73,720	1,683,753
4 (1992)	87,444	208,195	94,460	32,549	79,892	59	502,599	310,535	52,274	82,285	—	1,988	447,082	55,516	1,739,270
5 (1993)	88,044	212,780	96,879	36,659	85,124	97	519,583	321,265	53,895	87,120	—	2,077	464,357	55,226	1,794,496
6 (1994)	93,360	214,464	96,003	39,954	93,064	54	536,900	333,430	57,799	95,014	—	1,989	488,233	48,668	1,843,163
7 (1995)	106,080	230,408	94,675	42,381	103,916	81	577,540	352,088	63,061	105,173	—	2,084	522,405	55,135	1,898,298
8 (1996)	111,591	236,046	139,984	43,100	114,306	71	645,099	353,528	64,080	115,599	—	4,967	538,174	106,924	2,005,223

注1 日本電信電話共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。
注2 簿価ベースの数値である。

(4) 日本たばこ産業共済組合

年度 (西暦)	拠出保険料収入等		収 入						支 出						収支残	年度末 積立金
	掛金 (本人負担)	負担金	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	制度間調整 拠出金	長期時政 調整拠出金	その他 支出	合計			
														百万円		
昭和 45 (1970)	1,429	4,191	2,139	・	・	89	7,848	3,261	・	・	・	0	3,261	4,586	35,310	
46 (1971)	1,610	4,898	2,438	・	・	104	9,050	3,979	・	・	・	3	3,982	5,068	40,380	
47 (1972)	1,795	5,653	2,726	・	・	123	10,296	4,717	・	・	・	8	4,725	5,571	45,953	
48 (1973)	2,083	6,785	3,108	・	・	106	12,083	5,953	・	・	・	5	5,959	6,124	52,079	
49 (1974)	2,673	8,992	3,611	・	・	149	15,424	8,107	・	・	・	2	8,109	7,316	59,396	
50 (1975)	3,046	10,575	4,188	・	・	77	17,886	11,126	・	・	・	3	11,129	6,756	66,156	
51 (1976)	3,428	11,979	4,522	・	・	47	19,976	14,291	・	・	・	40	14,331	5,645	71,803	
52 (1977)	3,687	13,267	4,928	・	・	189	22,073	16,934	・	・	・	65	16,999	5,073	76,878	
53 (1978)	3,835	14,193	5,137	・	・	84	23,248	19,421	・	・	・	30	19,450	3,798	80,678	
54 (1979)	3,954	15,089	5,497	・	・	12	24,553	21,907	・	・	・	2	21,909	2,643	83,323	
55 (1980)	3,994	15,807	5,995	・	・	7	25,803	24,612	・	・	・	0	24,613	1,190	84,516	
56 (1981)	5,017	19,198	6,290	・	・	19	30,524	28,286	・	・	・	0	28,286	2,238	86,761	
57 (1982)	5,181	20,955	6,222	・	・	32	32,391	32,324	・	・	・	2	32,325	66	86,829	
58 (1983)	5,138	24,512	6,444	・	・	60	36,154	35,870	・	・	・	21	35,891	263	87,100	
59 (1984)	6,184	27,090	6,394	・	・	47	39,715	38,815	・	・	・	63	38,878	837	87,941	
60 (1985)	7,654	38,984	6,994	・	・	62	53,694	42,875	・	・	913	85	43,872	9,822	84,482	
61 (1986)	7,229	36,244	5,510	2,900	・	33	51,917	43,511	3,523	・	940	141	48,115	3,801	88,293	
62 (1987)	7,054	39,162	7,372	4,009	・	46	57,642	51,629	4,027	・	969	21	56,646	996	89,333	
63 (1988)	7,018	38,911	6,417	4,879	・	36	57,262	53,732	4,043	・	998	12	58,785	△1,523	87,825	
平成 元 (1989)	7,905	38,395	5,143	6,053	・	28	57,524	57,529	4,092	・	1,028	0	62,649	△5,125	82,737	
2 (1990)	8,655	40,335	6,443	6,283	8,800	29	70,545	60,987	4,200	5,491	・	0	70,678	△134	82,620	
3 (1991)	9,228	40,194	5,537	7,525	11,392	14	73,891	62,188	4,337	7,395	・	78	73,998	△108	82,512	
4 (1992)	9,721	39,570	4,922	8,582	12,190	8	74,994	62,940	5,044	8,202	・	63	76,249	△1,255	81,257	
5 (1993)	9,958	41,161	4,152	9,362	12,638	13	77,284	63,396	5,466	8,675	・	63	77,601	△317	80,940	
6 (1994)	10,490	41,625	3,569	10,141	13,392	14	79,231	64,587	5,662	9,391	・	67	79,707	△475	80,464	
7 (1995)	11,617	42,799	3,309	10,829	14,415	10	82,978	66,313	6,183	10,405	・	22	82,923	55	80,520	
8 (1996)	11,777	42,662	2,954	10,984	15,408	53	83,838	65,977	6,330	11,408	・	13	83,728	110	80,630	

注1 日本たばこ産業共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に統合された。

注2 簿価ベースの数値である。

5. 地方公務員共済組合

【厚生年金保険経理】

年度	収入						支出						年度末 積立金		
	保険料	国庫・ 公経済負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	厚生年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	厚生年金 拠出金		財政調整 拠出金	その他 支出
平成 27 (2015)	1,599,215	377,828	1,422	117,785 <305,985>	77,921	1,659,764	3,459	1,365	3,846,636 <4,026,959>	1,955,520	727,501	1,623,802	—	10,930	4,317,753

注1 時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。また、時価ベースの年度末積立金は包括信託内の未収収益を含めた時価総額を計上している。

注2 <>内は、簿価ベースである。

【経過的長期経理】

年度	収入				支出				年度末 積立金			
	事業主負担	国庫・ 公経済負担	追加費用	運用収入	基礎年金 交付金	その他 収入	合計	給付費		その他 支出	合計	
平成 27 (2015)	2,617	0	0	90,170 <405,322>	0	5,808	100,860 <413,747>	247,975	3,478	251,453	150,593 <162,293>	20,976,678 <19,254,502>

注1 時価ベースの運用収入は、正味運用収入(運用収入から有価証券売却損等の費用を減じた収益額)に年度末積立金額の増減分を加算して推計した参考値である。同様に、時価ベースの収支残は、年度末積立金額の評価損益の増減分を加算して算出した参考値である。また、時価ベースの年度末積立金は包括信託内の未収収益を含めた時価総額を計上している。

注2 <>内は、簿価ベースである。

付属資料◆長期時系列表

【長期経理】

年度 (西暦)	収 入						支 出						収支残	年度末 積立金			
	拠出保険料収入等			利息及び 配当金	基礎年金 交付金	財政調整 拠出金収入	その他 収入	合計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金			財政調整 拠出金	その他 支出	合計
	掛金 (本人負担)	負担金	払込金														
昭和 45 (1970)	87,376	182,046	1,874	66,962	441	338,699	96,806	338,699	410,026	823	97,629	241,070	1,213,586				
50 (1975)	253,029	555,531	2,797	197,907	1,974	1,011,238	410,026	1,011,238	551,172	1,331	589,861	3,421,490					
51 (1976)	278,830	674,441	4,247	235,900	972	1,194,390	551,172	1,194,390	679,325	1,336	680,885	4,067,430					
52 (1977)	305,525	844,453	5,615	278,347	1,712	1,435,652	679,325	1,435,652	802,756	1,560	804,649	4,823,062					
53 (1978)	326,004	954,579	5,723	321,224	2,206	1,609,737	802,756	1,609,737	925,132	1,893	805,087	5,628,126					
54 (1979)	356,256	1,054,427	6,419	374,067	836	1,792,005	925,132	1,792,005	1,064,816	1,748	806,880	6,493,473					
55 (1980)	411,153	1,203,174	7,634	454,103	1,402	2,077,465	1,064,816	2,077,465	1,246,320	1,480	926,286	7,504,886					
56 (1981)	439,879	1,321,411	8,426	517,685	1,098	2,288,498	1,246,320	2,288,498	1,442,689	1,385	1,444,075	8,545,817					
57 (1982)	445,689	1,369,328	8,492	588,127	1,132	2,412,768	1,442,689	2,412,768	1,605,698	985	1,606,684	9,514,461					
58 (1983)	459,345	1,507,095	8,514	656,400	1,694	2,633,048	1,605,698	2,633,048	1,793,778	1,146	1,794,924	10,541,019					
59 (1984)	536,713	1,686,457	8,176	787,500	1,533	3,020,378	1,793,778	3,020,378	2,016,399	13,863	2,030,263	11,701,904					
60 (1985)	680,817	1,931,357	7,916	807,386	14,990	3,442,467	2,016,399	3,442,467	2,046,634	16,741	2,420,913	13,113,980					
61 (1986)	701,288	2,093,391	7,803	872,616	23,890	3,898,448	2,046,634	3,898,448	357,538	15,844	2,821,790	14,592,179					
62 (1987)	716,581	2,186,200	7,106	905,332	25,068	4,136,529	2,367,990	4,136,529	437,956	15,526	2,994,378	15,907,036					
63 (1988)	734,110	2,328,591	7,615	951,781	27,378	4,323,348	2,515,087	4,323,348	463,764	20,798	3,195,248	17,235,898					
平成 元 (1989)	824,406	2,547,882	7,286	1,049,141	26,650	4,704,902	2,712,037	4,704,902	486,359	20,527	3,423,618	18,745,724					
2 (1990)	1,002,836	2,578,089	6,992	1,179,703	27,067	5,163,309	2,898,758	5,163,309	526,974	21,599	3,649,799	20,485,949					
3 (1991)	1,047,759	2,680,552	6,755	1,240,998	8,516	5,409,093	3,098,659	5,409,093	584,263	2,492	3,908,344	22,245,465					
4 (1992)	1,086,673	2,823,406	6,536	1,248,995	8,925	5,637,429	3,299,999	5,637,429	622,423	2,102	4,091,342	23,974,902					
5 (1993)	1,119,817	2,899,617	6,294	1,228,493	12,158	5,728,729	3,448,572	5,728,729	665,187	18,188	4,303,755	25,612,458					
6 (1994)	1,201,192	3,008,220	...	1,160,026	10,156	5,853,205	3,616,974	5,853,205	735,103	3,406	4,303,755	27,162,201					
7 (1995)	1,360,370	3,199,456	...	1,154,270	3,915	6,245,588	3,817,568	6,245,588	772,787	3,213	4,668,308	28,840,558					
8 (1996)	1,408,046	3,310,441	...	1,090,983	3,377	6,349,913	3,880,497	6,349,913	802,125	4,283	4,765,753	30,522,019					
9 (1997)	1,473,163	3,390,803	...	1,100,889	3,454	6,489,134	3,937,609	6,489,134	855,753	6,489	4,938,061	32,245,483					
10 (1998)	1,487,724	3,379,887	...	1,053,483	3,491	6,428,052	4,052,290	6,428,052	914,453	9,024	5,064,700	33,735,760					
11 (1999)	1,496,501	3,356,694	...	1,210,895	3,744	6,563,416	4,117,695	6,563,416	970,302	163,788	5,300,592	35,234,559					
12 (2000)	1,484,459	3,313,927	...	932,812	5,785	6,216,604	4,142,973	6,216,604	986,094	52,414	5,262,539	36,150,657					
13 (2001)	1,483,454	3,310,036	...	787,165	3,380	6,038,513	4,200,502	6,038,513	1,010,753	44,068	5,304,362	37,465,805					
14 (2002)	1,474,098	3,249,410	...	686,954	8,094	5,843,484	4,229,753	5,843,484	1,199,466	30,581	5,366,860	37,829,707					
15 (2003)	1,471,785	3,161,261	...	699,988	3,107	5,730,771	4,261,828	5,730,771	1,234,499	70,828	5,515,759	38,061,885					
16 (2004)	1,478,755	3,120,805	...	753,371	3,994	5,747,932	4,278,282	5,747,932	1,256,041	117,243	5,571,641	38,808,249					
17 (2005)	1,498,023	3,084,338	...	1,360,355	3,507	6,318,004	4,291,509	6,318,004	1,115,898	26,119	5,564,923	39,707,096					
18 (2006)	1,509,883	3,051,564	...	1,564,510	3,580	6,463,772	4,314,901	6,463,772	1,168,716	62,443	5,625,185	40,152,721					
19 (2007)	1,514,337	3,043,559	...	1,196,646	4,364	6,070,820	4,350,254	6,070,820	1,199,466	71,385	5,884,323	39,520,012					
20 (2008)	1,505,541	2,920,738	...	524,206	9,976	5,251,633	4,391,733	5,251,633	1,446,2	88,420	5,928,516	38,925,465					
21 (2009)	1,471,690	3,080,789	...	501,375	4,980	5,333,981	4,469,357	5,333,981	1,376,130	48,220	6,045,911	38,365,795					
22 (2010)	1,458,823	3,282,021	...	471,663	16,554	5,486,225	4,543,263	5,486,225	1,438,836	9,706	6,111,788	37,681,557					
23 (2011)	1,472,595	3,308,018	...	396,884	14,016	5,427,554	4,571,036	5,427,554	1,363,014	104,456	6,097,058	36,815,864					
24 (2012)	1,487,235	3,056,275	...	377,613	15,092	5,231,360	4,625,564	5,231,360	1,357,431	10,293	5,791,687	36,690,282					
25 (2013)	1,473,277	2,875,409	...	1,244,529	4,273	5,802,543	4,557,406	5,802,543	1,421,429	3,735	2,951,560	36,993,794					
26 (2014)	1,544,660	2,912,842	...	1,468,417	3,289	6,105,894	4,351,995	6,105,894	742,814	3,612	3,612	3,612					
27 (2015)	766,384	1,649,321	...	806,510	2,641	3,359,321	2,201,399	3,359,321	742,814	3,612	3,612	3,612					

注1 平成6(1994)年度以降の負担金には払込金を含む。
 注2 平成12(2000)年度その他支出には旧地方事務官移管資金(1,436億円)を含む。
 注3 昭和63(1988)年度から平成2(1990)年度の基礎年金拠出金は地方公務員共済組合連合会の各組合、公立学校共済組合及び警察共済組合の合計であり、地方公務員共済組合連合会の基礎年金拠出金拠出金の額とは異なる。
 注4 欄頭ページの数値である。

【長期勘定】

年度 (西暦)	収 入										支 出						年度末 積立金 百万円
	掛 金	国庫負担	利息及び 配当金	基礎年金 交付金	制度間調整 交付金	その他 収入	(再掲) 都道府県 補助金	合 計	給付費	基礎年金 拠出金	年金保険者 拠出金	制度間調整 拠出金	その他 支出	合 計	収支残		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
昭和 45 (1970)	7,492	492	3,501	•	•	1,106	830	12,591	2,620	•	•	•	10	2,630	9,961	55,474	
50 (1975)	28,078	1,962	10,460	•	•	4,553	2,846	45,053	10,067	•	•	•	86	10,153	34,900	160,631	
51 (1976)	34,995	2,663	13,276	•	•	4,040	3,473	54,974	13,508	•	•	•	51	13,559	41,414	202,046	
52 (1977)	40,358	3,336	16,225	•	•	4,490	3,950	64,409	16,729	•	•	•	55	16,784	47,626	249,671	
53 (1978)	50,773	3,898	19,511	•	•	4,206	3,769	78,388	19,487	•	•	•	363	19,850	58,538	308,210	
54 (1979)	61,222	4,171	23,930	•	•	4,550	4,137	93,873	20,894	•	•	•	446	21,340	72,533	380,742	
55 (1980)	70,465	4,635	30,824	•	•	4,918	4,509	110,841	23,301	•	•	•	260	23,561	87,280	468,022	
56 (1981)	77,865	5,621	37,588	•	•	5,240	4,819	126,314	28,264	•	•	•	86	28,350	97,964	565,985	
57 (1982)	84,086	5,135	44,622	•	•	5,593	5,129	139,436	33,522	•	•	•	49	33,571	105,865	671,851	
58 (1983)	89,120	5,904	52,644	•	•	5,770	5,264	153,439	38,510	•	•	•	90	38,600	114,839	786,689	
59 (1984)	94,232	6,754	60,208	•	•	5,910	5,426	167,105	44,065	•	•	•	81	44,147	122,959	909,648	
60 (1985)	99,469	7,806	68,498	•	•	6,210	5,759	181,983	50,860	•	•	•	60	50,920	131,063	1,040,711	
61 (1986)	105,538	15,468	74,040	5,839	•	6,589	5,891	207,474	60,402	33,356	•	•	65	93,823	113,652	1,154,363	
62 (1987)	111,110	17,469	78,991	10,577	•	6,841	6,168	224,987	67,680	42,104	•	•	65	109,849	115,138	1,269,501	
63 (1988)	116,633	29,386	84,167	28,018	•	7,143	6,465	265,347	73,642	46,305	•	•	76	120,023	145,324	1,414,825	
平成 元 (1989)	123,374	21,562	94,918	29,021	•	7,754	6,865	276,628	82,291	47,825	•	•	81	130,197	146,432	1,561,256	
2 (1990)	144,562	22,013	101,495	27,372	•	7,977	6,981	303,418	100,697	51,878	•	•	116	154,675	148,742	1,709,999	
3 (1991)	154,011	24,616	105,675	31,305	•	8,893	7,424	324,501	112,553	56,898	•	•	221	172,073	152,428	1,862,427	
4 (1992)	162,873	27,436	107,032	26,759	•	9,238	7,868	333,337	122,348	62,650	•	•	130	187,516	145,821	2,008,248	
5 (1993)	170,289	25,300	109,593	26,744	•	9,770	8,228	341,704	130,947	65,942	•	•	179	199,059	142,645	2,150,893	
6 (1994)	177,791	25,890	104,256	29,374	•	10,136	8,431	347,446	141,792	72,261	•	•	195	216,127	131,320	2,282,212	
7 (1995)	206,585	29,441	105,631	29,480	•	10,170	8,669	381,307	153,779	81,264	•	•	400	236,687	144,620	2,426,832	
8 (1996)	212,674	31,781	98,531	29,123	•	10,262	8,742	382,372	161,845	84,714	•	•	289	248,146	134,225	2,561,057	
9 (1997)	223,813	32,684	99,626	28,462	•	11,383	8,819	395,969	169,382	87,914	•	•	386	262,725	133,244	2,694,301	
10 (1998)	228,137	34,380	98,925	27,698	25	10,449	8,861	399,614	179,351	93,383	•	•	403	278,952	120,662	2,814,963	
11 (1999)	231,473	36,827	101,312	26,145	29	9,331	8,472	405,117	186,401	100,386	•	•	456	293,058	112,059	2,927,022	
12 (2000)	235,084	40,387	87,460	24,483	•	8,525	7,864	395,939	194,171	110,289	•	•	417	310,692	85,247	3,012,269	
13 (2001)	238,449	41,518	78,289	23,227	•	8,382	7,668	389,866	202,262	113,666	•	•	430	322,173	67,692	3,079,961	
14 (2002)	250,837	42,931	66,737	21,813	•	9,607	7,802	391,925	211,233	118,400	•	•	365	335,132	56,793	3,136,754	
15 (2003)	265,836	45,229	66,968	20,314	•	8,713	7,783	407,059	218,482	126,343	•	•	4,543	363,651	43,408	3,180,162	
16 (2004)	268,009	49,904	73,761	18,996	•	8,723	7,745	419,392	225,209	140,127	•	•	17,158	389,318	30,075	3,210,237	
17 (2005)	278,884	53,696	135,922	17,774	•	8,540	7,646	494,816	230,953	145,196	•	•	3,128	387,050	107,766	3,318,002	
18 (2006)	291,758	55,727	124,987	15,694	•	8,241	7,431	496,406	237,462	148,455	•	•	1,510	395,557	100,849	3,383,371	
19 (2007)	304,887	60,523	87,284	14,632	•	29,780	7,277	497,106	244,147	159,221	•	•	3,309	414,078	83,028	3,467,682	
20 (2008)	318,984	63,682	51,272	14,566	•	7,607	6,600	456,112	250,793	169,095	•	•	59,285	487,185	△31,074	3,436,608	
21 (2009)	329,950	92,498	44,012	12,543	•	7,883	6,849	486,885	257,937	185,059	•	•	63,524	516,167	△29,282	3,407,327	
22 (2010)	341,945	102,970	42,822	10,180	•	8,136	6,877	506,052	267,083	205,137	•	•	13,903	505,087	965	3,408,292	
23 (2011)	354,900	109,703	40,457	8,753	•	7,745	6,576	521,558	271,783	215,713	•	•	4,797	514,232	7,325	3,415,617	
24 (2012)	367,494	104,837	79,232	5,961	•	7,968	6,598	565,490	279,820	206,302	•	•	4,275	558,734	6,756	3,422,374	
25 (2013)	381,266	105,940	181,597	7,865	•	8,739	6,655	685,407	286,666	208,299	•	•	650	561,449	123,958	3,546,332	
26 (2014)	396,624	113,983	128,202	6,678	•	7,926	6,709	653,414	286,363	224,579	•	•	36,040	591,157	62,257	3,642,786	
27 (2015)	202,473	62,041	8,117	3,276	•	706	—	276,613	147,274	122,473	•	•	4	288,107	△11,494		

注 簿価ベースの数値である。

7. 農林漁業団体職員共済組合

年度 (西暦)	収 入					支 出					収支残 百万円	年度末 積立金 百万円			
	掛 金 百万円	国庫負担 百万円	利息及び 配当金 百万円	基礎年金 交付金 百万円	制度間調整 交付金 百万円	その他 収入 百万円	合 計 百万円	給付費 百万円	基礎年金 拠出金 百万円	年金保険者 拠出金 百万円			制度間調整 拠出金 百万円	その他 支出 百万円	合 計 百万円
昭和 45 (1970)	19,222	1,114	7,740	•	•	25	28,100	6,048	•	•	•	546	6,594	21,506	121,560
46 (1971)	22,715	1,441	9,529	•	•	15	33,700	7,708	•	•	•	608	8,315	25,385	146,945
47 (1972)	26,798	1,847	11,022	•	•	604	40,271	9,398	•	•	•	681	10,079	30,192	177,137
48 (1973)	31,745	2,462	13,217	•	•	602	48,027	12,534	•	•	•	801	13,335	34,692	211,829
49 (1974)	40,695	3,701	16,869	•	•	1,695	62,960	18,848	•	•	•	963	19,811	43,149	254,978
50 (1975)	52,587	5,272	21,267	•	•	1,142	80,268	26,616	•	•	•	1,204	27,820	52,448	307,426
51 (1976)	62,853	7,255	25,448	•	•	1,380	96,936	36,781	•	•	•	1,300	38,081	58,855	366,281
52 (1977)	70,780	8,967	29,807	•	•	1,007	110,560	45,498	•	•	•	1,435	46,933	63,627	429,908
53 (1978)	78,282	10,522	33,506	•	•	1,526	123,835	52,953	•	•	•	1,746	54,699	69,136	499,044
54 (1979)	84,555	12,321	38,291	•	•	1,743	136,910	62,729	•	•	•	1,626	64,355	72,556	571,600
55 (1980)	91,004	14,316	45,619	•	•	1,142	152,082	72,090	•	•	•	1,684	73,774	78,308	649,907
56 (1981)	107,513	17,193	51,459	•	•	2,895	179,060	86,387	•	•	•	1,742	88,129	90,930	740,837
57 (1982)	115,254	15,377	58,253	•	•	2,335	191,219	101,124	•	•	•	1,647	102,771	88,448	829,286
58 (1983)	120,210	17,606	66,765	•	•	1,915	206,495	115,224	•	•	•	2,101	117,325	89,170	918,456
59 (1984)	124,663	19,670	72,840	•	•	1,733	218,905	127,965	•	•	•	2,289	130,254	88,651	1,007,107
60 (1985)	129,449	22,558	76,222	•	•	4,119	232,348	146,407	•	•	•	2,053	148,460	83,888	1,090,995
61 (1986)	162,511	30,666	78,280	22,037	•	8,222	301,716	157,467	51,133	•	•	2,202	210,802	90,914	1,181,909
62 (1987)	170,034	33,761	79,266	33,597	•	9,458	326,116	183,794	63,621	•	•	2,323	249,738	76,379	1,258,288
63 (1988)	174,181	65,177	80,302	29,066	•	9,402	358,128	198,441	67,447	•	•	2,564	268,451	89,677	1,347,965
平成 元 (1989)	179,089	36,696	83,577	26,865	•	8,471	334,698	218,797	67,276	•	•	2,522	288,595	46,103	1,394,067
2 (1990)	224,400	37,752	86,199	38,126	—	7,294	393,770	236,472	71,249	•	1,311	2,531	311,564	82,206	1,476,273
3 (1991)	238,681	40,090	92,125	45,248	—	5,160	421,305	256,834	77,109	•	1,600	2,708	338,252	83,053	1,559,326
4 (1992)	251,044	44,384	90,528	57,309	—	5,387	448,653	277,261	85,679	•	1,597	2,855	367,392	81,261	1,640,586
5 (1993)	262,381	45,711	91,770	65,441	—	5,594	470,896	292,705	90,217	•	1,319	2,949	387,189	83,708	1,724,294
6 (1994)	269,859	47,921	86,197	67,836	—	5,642	477,454	313,055	97,140	•	1,305	3,146	414,646	62,808	1,787,102
7 (1995)	315,322	52,451	87,528	68,930	—	7,228	531,459	337,628	108,997	•	928	3,307	450,860	80,599	1,867,701
8 (1996)	321,284	53,944	78,069	58,921	—	7,656	519,874	346,669	113,235	•	885	3,144	463,934	55,940	1,923,641
9 (1997)	334,550	53,049	77,433	50,391	—	7,714	523,136	356,670	112,375	667	148	3,250	473,109	50,027	1,973,668
10 (1998)	333,395	52,328	71,484	48,099	5,780	7,652	518,738	370,700	115,633	847	5,774	3,310	496,263	22,474	1,996,142
11 (1999)	331,730	53,920	67,601	53,322	1,788	7,681	516,043	377,420	121,114	847	1,778	3,117	504,275	11,767	2,007,910
12 (2000)	328,906	57,968	69,768	56,251	•	7,940	520,834	385,377	127,946	847	•	3,242	517,412	3,422	2,011,332
13 (2001)	324,897	59,977	50,683	52,488	•	7,641	495,685	391,634	135,577	847	•	4,367	532,426	△36,740	1,974,592

注1 農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 昭和58(1983)年度の過年度過払戻入金(286百万円)は給付費と相殺せずに、その他収入に計上している。なお、長期時系列表(3)の給付費の表の昭和58(1983)年度の数値は相殺した額を計上しているため、それぞれの値は一致しない。

注3 簿価ベースの数値である。

8. 国民年金
(1) 国民年金勘定

年度	取				入				支				合計	収	支	年度末積立金
	保険料	国庫負担	利息及び配当金	積立金より入金	その他収入	合計	給付費	基礎年金拠出金	その他支出	合計						
昭和45(1970)	106,433	39,399	<39,074>	•	2,144	<184,932>	15,057	•	1,251	16,308	<168,624>	•	•	•	•	<727,124>
50(1975)	369,013	213,319	<109,278>	•	112,732	<693,754>	456,626	•	6,944	462,350	<231,404>	•	•	•	•	<1,814,683>
51(1976)	411,116	120,000	<110,837>	•	15,849	<754,686>	711,027	•	8,672	717,971	<36,715>	•	•	•	•	<1,842,112>
52(1977)	629,347	239,053	<110,796>	•	44,439	<956,044>	944,022	•	12,023	952,694	<42,350>	•	•	•	•	<2,052,622>
53(1978)	832,409	407,550	<112,439>	•	38,981	<1,396,837>	1,146,264	•	16,284	1,158,287	<238,550>	•	•	•	•	<2,359,573>
54(1979)	1,005,868	521,361	<125,282>	•	32,729	<1,691,492>	1,342,579	•	21,433	1,358,862	<332,629>	•	•	•	•	<2,638,731>
55(1980)	1,182,371	541,961	<150,664>	•	37,618	<2,000,075>	1,576,336	•	24,631	1,597,769	<309,956>	•	•	•	•	<2,809,334>
56(1981)	1,240,447	599,635	<182,375>	•	28,566	<2,386,613>	1,841,731	•	25,568	1,866,362	<193,713>	•	•	•	•	<3,069,932>
57(1982)	1,376,101	790,458	<191,489>	•	36,456	<2,178,923>	2,069,069	•	35,914	2,094,637	<291,976>	•	•	•	•	<2,927,573>
58(1983)	1,460,372	489,471	<192,625>	•	42,149	<2,422,618>	2,248,060	•	37,355	2,283,974	<△105,051>	•	•	•	•	<2,763,292>
59(1984)	1,500,687	695,719	<184,063>	•	130,340	<2,732,328>	2,424,456	•	38,367	2,688,380	<△39,192>	•	•	•	•	<2,593,854>
60(1985)	1,576,179	843,066	<182,743>	•	218,357	<4,956,273>	2,650,013	•	43,736	2,688,380	<43,948>	•	•	•	•	<2,191,212>
61(1986)	1,212,666	656,720	<133,171>	•	243,454	<5,188,209>	2,913,674	•	45,533	4,397,561	<△58,713>	•	•	•	•	<2,619,652>
62(1987)	1,262,068	725,897	<133,786>	•	240,910	<5,538,908>	2,736,857	•	46,613	4,524,403	<△63,807>	•	•	•	•	<2,942,880>
63(1988)	1,284,420	919,737	<149,658>	•	240,187	<6,637,490>	2,928,581	•	45,517	4,982,115	<△56,794>	•	•	•	•	<3,221,582>
平成元(1989)	1,284,127	970,035	<151,408>	•	240,024	<5,637,490>	3,071,318	•	47,804	5,121,796	<△51,693>	•	•	•	•	<3,631,712>
2(1990)	1,305,264	954,757	<173,652>	•	238,581	<6,239,949>	3,172,816	•	50,967	5,070,945	<△43,846>	•	•	•	•	<4,357,171>
3(1991)	1,450,501	1,068,288	<205,708>	•	238,238	<6,456,652>	3,264,977	•	53,975	5,281,517	<△98,432>	•	•	•	•	<5,127,519>
4(1992)	1,541,601	1,155,229	<255,112>	•	237,378	<6,589,861>	3,234,283	•	57,274	5,610,370	<△949,491>	•	•	•	•	<5,846,811>
5(1993)	1,646,594	1,238,236	<278,925>	•	235,564	<6,491,173>	3,218,325	•	59,700	5,815,184	<△675,988>	•	•	•	•	<6,371,211>
6(1994)	1,729,585	1,088,933	<304,284>	•	158,093	<6,672,993>	3,219,325	•	69,196	5,994,037	<△678,956>	•	•	•	•	<6,951,616>
7(1995)	1,825,122	1,184,556	<318,373>	•	105,650	<6,863,492>	3,104,236	•	82,552	5,919,126	<△944,366>	•	•	•	•	<7,849,328>
8(1996)	1,920,898	1,467,872	<329,609>	•	55,738	<6,517,237>	2,978,332	•	88,615	5,902,122	<△615,115>	•	•	•	•	<8,468,289>
9(1997)	1,945,339	1,332,231	<340,452>	•	4,419	<6,421,869>	2,893,295	•	80,817	5,934,769	<△87,999>	•	•	•	•	<8,961,937>
10(1998)	1,971,603	1,326,490	<336,751>	•	4,119	<6,327,638>	2,778,099	•	82,692	5,832,428	<△95,210>	•	•	•	•	<9,461,794>
11(1999)	2,002,527	1,322,664	<323,554>	•	4,334	<6,188,789>	2,645,403	•	98,241	5,836,132	<△352,657>	•	•	•	•	<9,820,796>
12(2000)	1,967,841	1,363,651	<282,834>	•	3,564	<5,937,136>	2,645,403	•	120,117	5,920,467	<△118,397>	•	•	•	•	<9,734,832>
13(2001)	1,953,760	1,430,706	<226,287>	•	3,217	<5,595,554>	2,424,547	•	119,643	5,870,881	<△275,328>	•	•	•	•	<9,949,015>
14(2002)	1,895,793	1,456,538	<△37,129>	•	3,021	<5,822,401>	2,381,898	•	103,071	5,971,681	<△245,878>	•	•	•	•	<9,716,031>
15(2003)	1,962,656	1,496,285	<152,279>	•	1,641	<6,063,559>	2,229,305	•	109,058	5,741,560	<△9,628>	•	•	•	•	<9,861,172>
16(2004)	1,935,434	1,521,882	<265,417>	•	1,495	<5,731,932>	2,088,782	•	109,058	5,741,560	<△9,628>	•	•	•	•	<9,715,059>
17(2005)	1,948,002	1,702,013	<104,365>	•	453,864	<6,626,839>	3,897,559	•	374,254	6,224,525	<△107,063>	•	•	•	•	<9,676,646>
18(2006)	1,903,806	1,797,136	<196,468>	•	25,429	<6,007,915>	4,100,247	•	120,696	6,035,846	<△27,931>	•	•	•	•	<8,766,011>
19(2007)	1,858,173	1,843,634	<△307,263>	•	33,573	<5,154,367>	1,686,247	•	130,873	5,932,230	<△777,863>	•	•	•	•	<8,467,428>
20(2008)	1,746,999	1,855,801	<△592,416>	•	42,390	<4,712,731>	1,577,938	•	134,604	5,834,378	<△1,121,647>	•	•	•	•	<7,188,490>
21(2009)	1,694,961	2,055,363	<△333>	•	30,667	<5,663,917>	1,477,278	•	143,571	5,359,750	<△225,066>	•	•	•	•	<7,507,942>
22(2010)	1,671,654	1,689,847	<△139,380>	•	39,123	<4,685,239>	1,338,602	•	143,555	4,465,781	<△239,187>	•	•	•	•	<7,739,300>
23(2011)	1,580,681	1,585,971	<△166,224>	•	21,957	<4,837,763>	1,188,444	•	136,132	4,639,798	<△33,266>	•	•	•	•	<7,902,515>
24(2012)	1,612,399	2,193,764	<△729,305>	•	21,085	<5,917,040>	1,058,972	•	136,830	5,194,479	<△27,561>	•	•	•	•	<8,144,589>
25(2013)	1,617,761	2,111,919	<△662,219>	•	14,827	<5,465,170>	940,991	•	123,063	4,901,900	<△563,269>	•	•	•	•	<8,449,174>
26(2014)	1,625,468	1,928,332	<△986,534>	•	12,678	<5,272,766>	827,578	•	141,377	4,468,183	<△804,583>	•	•	•	•	<9,196,468>
27(2015)	1,513,353	1,809,388	<△341,663>	•	13,972	<3,614,563>	731,093	•	144,439	△500,930	<△115,751>	•	•	•	•	<8,776,801>

注1 平成17(2005)年度以降の歳入歳出の利息及び配当金には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17(2005)年度は年金積立金管理運用基金納付金)を加えたものを計上している。

注2 平成17(2005)年度のその他支出には、年金積立金管理運用独立行政法人納付金(平成17(2005)年度は年金積立金管理運用基金納付金)を含む。

注3 平成18(2006)年度のその他収入には、旧年金積立金管理運用基金の解散に伴い、年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入(289億円)を含む。

注4 平成19(2007)年度以降のその他収入には、独立行政法人福祉医療機構納付金(平成19(2007)年度298億円、平成20(2008)年度353億円、平成21(2009)年度217億円、平成22(2010)年度223億円、平成23(2011)年度199億円、平成24(2012)年度158億円、平成25(2013)年度138億円、平成26(2014)年度115億円、平成27(2015)年度132億円)を含む。

注5 <>内は、歳入歳出である。

注6 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

(2) 基礎年金勘定

年度	収入						支出						収支残	年度末 積立金
	拠出保険料収入等			運用収入	積立金より 受入	その他 収入	合計	基礎年金 給付費	基礎年金 交付金	その他 支出	合計			
	基礎年金 拠出金	特別 国庫負担	計											
昭和 61 (1986)	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	・	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	94,395	724,608	
62 (1987)	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	・	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	262,102	724,608	
63 (1988)	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	・	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	527,500	724,608	
平成 元 (1989)	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	・	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	679,884	724,608	
2 (1990)	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	・	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	673,351	724,608	
3 (1991)	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	・	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	743,739	724,608	
4 (1992)	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	・	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	870,627	724,608	
5 (1993)	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	・	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	999,505	724,608	
6 (1994)	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	・	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	1,161,456	724,608	
7 (1995)	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	・	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	1,266,646	724,608	
8 (1996)	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	・	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	1,232,811	724,608	
9 (1997)	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	・	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	1,138,456	724,608	
10 (1998)	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	・	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	1,041,508	724,608	
11 (1999)	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	・	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	962,029	724,608	
12 (2000)	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	・	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	1,006,096	724,608	
13 (2001)	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	・	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	1,146,133	724,608	
14 (2002)	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	・	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	1,367,171	724,608	
15 (2003)	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	・	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	1,528,528	724,608	
16 (2004)	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	・	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	1,548,919	724,608	
17 (2005)	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	・	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	1,414,181	724,608	
18 (2006)	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	・	1,418,659	19,138,101	13,490,924	4,214,853	94	17,705,871	1,432,231	724,608	
19 (2007)	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	・	1,436,199	19,961,067	14,461,840	3,931,607	71	18,393,517	1,567,550	724,608	
20 (2008)	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	・	1,571,767	20,844,806	15,445,794	3,806,742	49	19,252,585	1,592,221	724,608	
21 (2009)	20,235,710	242,999	20,478,710	12,554	・	1,597,497	22,088,761	16,426,880	3,760,662	151	20,187,692	1,901,068	724,608	
22 (2010)	20,828,944	256,506	21,085,450	9,324	・	1,907,796	23,002,569	16,969,603	3,566,870	409	20,536,882	2,465,688	724,608	
23 (2011)	21,052,004	382,374	21,434,378	10,814	・	2,471,882	23,917,074	17,435,643	3,464,658	504	20,900,805	3,016,269	724,608	
24 (2012)	20,567,104	352,820	20,919,923	10,571	・	3,020,924	23,951,419	18,303,551	2,953,227	452	21,257,230	2,694,188	2,322,277	
25 (2013)	20,636,312	341,408	20,977,720	9,726	—	1,100,982	22,088,428	19,270,289	2,160,679	446	21,431,414	657,014	2,979,291	
26 (2014)	21,513,384	315,300	21,828,684	9,469	503,871	4,518	22,346,542	19,986,019	1,646,103	600	21,632,722	713,820	3,189,241	
27 (2015)	22,157,198	324,565	22,481,763	5,055	801,362	4,799	23,292,979	20,934,891	1,527,468	394	22,462,753	830,226	3,218,104	

注1 「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部を、この勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注2 簿価ベースの数値である。

(5) 公的年金各制度の財政指標の推移

年金控業比率(受給権者ベース)の推移

年度 (西暦)	厚生年金計	旧厚生年金	旧船員保険 (旧船員年金 含まない)		国共済	連合会	旧郵政	旧三共済	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金	基礎年金
			旧船員保険	旧船員年金												
昭和 45 (1970)	...	42.16	42.78	18.82	9.54	11.22	6.85	4.65	3.37	12.18	5.29	11.10	75.83	23.16
50 (1975)	...	22.94	22.90	10.60	5.79	6.42	4.58	3.76	2.59	9.86	3.75	8.04	51.91	11.63	9.48	..
51 (1976)	...	19.08	19.29	9.04	5.39	5.94	4.29	3.65	2.50	9.54	3.58	7.33	45.55	10.61	7.80	..
52 (1977)	...	16.44	16.61	7.81	5.06	5.55	4.08	3.47	2.36	9.09	3.40	6.85	41.42	9.87	6.94	..
53 (1978)	...	14.55	14.72	6.54	4.68	5.06	3.88	3.26	2.22	8.54	3.23	6.48	38.01	9.19	6.28	..
54 (1979)	...	13.30	13.45	5.77	4.37	4.72	3.64	3.03	2.05	7.92	3.00	6.07	34.86	8.52	5.67	..
55 (1980)	...	12.33	12.48	5.10	4.11	4.40	3.46	2.80	1.90	7.15	2.72	5.70	32.34	8.05	5.18	..
56 (1981)	...	11.36	11.51	4.35	3.85	4.10	3.29	2.54	1.70	6.51	2.39	5.31	29.63	7.42	4.78	..
57 (1982)	...	10.46	10.60	3.76	3.62	3.84	3.12	2.28	1.52	5.81	2.12	4.91	27.25	6.81	4.41	..
58 (1983)	...	9.53	9.66	3.21	3.41	3.61	2.94	1.99	1.30	5.13	1.89	4.57	24.24	6.21	4.08	..
59 (1984)	...	8.84	8.97	2.72	3.20	1.78	1.14	4.54	1.76	4.25	22.38	5.72	3.86	..
60 (1985)	...	8.15	8.29	2.23	2.97	1.42	0.83	3.95	1.57	3.97	20.69	5.33	3.67	..
61 (1986)	...	7.39	2.78	1.32	0.77	3.50	1.34	3.77	18.85	5.09	..	5.63
62 (1987)	...	7.03	2.64	1.16	0.61	3.25	1.24	3.59	17.92	4.73	..	5.47
63 (1988)	...	6.81	2.50	1.12	0.60	2.97	1.15	3.41	17.14	4.73	..	5.31
平成 元 (1989)	...	6.64	2.38	1.08	0.60	2.68	1.06	3.26	16.30	4.57	..	5.16
2 (1990)	...	6.51	2.26	1.04	0.58	2.50	0.96	3.15	12.86	4.44	..	4.99
3 (1991)	...	6.40	2.21	1.04	0.59	2.35	0.99	3.04	12.21	4.30	..	4.88
4 (1992)	...	6.14	2.16	1.04	0.61	2.20	1.02	2.94	11.60	4.23	..	4.68
5 (1993)	...	5.83	2.11	1.04	0.62	2.10	1.04	2.86	10.97	4.15	..	4.49
6 (1994)	...	5.53	2.08	1.02	0.64	1.93	1.03	2.79	10.34	4.00	..	4.49
7 (1995)	...	4.98	1.99	1.02	0.65	1.83	0.99	2.64	8.15	3.83	..	4.15
8 (1996)	...	4.76	1.97	1.02	0.66	1.82	0.97	2.59	7.47	3.68	..	4.00
9 (1997)	...	4.28	1.95	2.52	7.06	3.49	..	3.83
10 (1998)	...	4.01	1.92	2.45	6.70	3.35	..	3.69
11 (1999)	...	3.79	1.91	2.40	6.36	3.24	..	3.57
12 (2000)	...	3.57	1.89	2.32	5.98	3.09	..	3.43
13 (2001)	...	3.33	1.85	2.24	5.65	2.93	..	3.29
14 (2002)	...	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15 (2003)	...	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16 (2004)	...	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17 (2005)	...	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18 (2006)	...	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19 (2007)	...	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67
20 (2008)	2.47	2.60	1.58	1.69	4.49	2.65
21 (2009)	2.35	2.47	1.53	1.60	4.32	2.45
22 (2010)	2.27	2.39	1.53	1.53	4.19	2.40
23 (2011)	2.21	2.33	1.52	1.47	4.09	2.33
24 (2012)	2.17	2.28	1.50	1.43	4.00	2.23
25 (2013)	2.20	2.32	1.52	1.43	4.04	2.15
26 (2014)	2.21	2.33	1.53	1.41	4.01	2.08
27 (2015)	2.22	2.35	1.54	1.38	3.98	2.02

注1 郵政共済組合は昭和59(1984)年4月に国共済連合会に、船員保険は昭和61(1986)年1月に厚生年金に、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ三産業の各共済組合は平成9(1997)年4月に厚生年金に、農林漁業団体職員共済組合は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
注2 基礎年金の年金控業比率は、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金受給権者数として算出している。

(厚生年金相当部分に係る) 総合費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金実績推計			
		国共済	地共済	私学共済	私学共済
(西暦)		%	%	%	%
平成 10 (1998)			<18.5>	<13.5>	<12.3>
11 (1999)			<19.0>	<14.2>	<12.8>
12 (2000)		<18.5>	<19.2>	<15.0>	<13.4>
13 (2001)		<19.6>	<19.8>	<15.5>	<13.7>
14 (2002)		<20.7>	<20.5>	<16.3>	<13.4>
15 (2003)		18.1 <21.7>	16.2 <21.7>	13.3 <17.7>	10.5 <14.2>
16 (2004)		18.6 <22.3>	15.9 <21.4>	14.2 <18.9>	10.7 <14.4>
17 (2005)		18.7 <22.4>	15.5 <20.8>	14.9 <19.8>	11.0 <14.7>
18 (2006)		18.6 <22.3>	16.5 <22.0>	15.3 <20.4>	11.2 <14.9>
19 (2007)		18.6 <22.2>	17.5 <23.4>	16.0 <21.3>	11.5 <15.2>
20 (2008)	18.7	19.0 <22.7>	18.1 <24.2>	17.5 <23.4>	11.8 <15.6>
21 (2009)	19.7	20.2 <23.7>	18.1 <23.9>	17.9 <23.4>	11.4 <15.0>
22 (2010)	20.3	20.6 <24.3>	19.2 <25.1>	19.2 <24.9>	12.3 <16.1>
23 (2011)	20.0	20.1 <23.8>	20.1 <26.0>	19.7 <25.5>	12.6 <16.4>
24 (2012)	20.1	20.1 <23.7>	21.9 <28.1>	20.0 <25.8>	14.3 <18.4>
25 (2013)	20.2	20.1 <23.7>	21.6 <27.8>	21.5 <28.0>	14.3 <18.5>
26 (2014)	20.0	19.8 <23.5>	20.0 <26.1>	20.6 <26.9>	13.6 <17.6>
27 (2015)	19.8				

- 注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注2 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。
- 注3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
- 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

共済組合等の職域加算部分等を含む総合費用率の推移

年度	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	
昭和 61 (1986)	<9.8>		<10.7>	<28.7>	<11.8>	<16.3>	<6.7>	<6.5>	<12.5>
62 (1987)	<10.3>		<12.1>	<32.2>	<15.2>	<21.1>	<8.3>	<7.0>	<14.0>
63 (1988)	<8.9>		<11.0>	<22.5>	<14.5>	<22.6>	<9.3>	<5.1>	<13.1>
平成 元 (1989)	<10.6>		<14.6>	<19.3>	<15.4>	<25.9>	<8.6>	<6.2>	<16.6>
2 (1990)	<10.5>		<15.6>	<37.1>	<15.1>	<30.7>	<10.6>	<8.1>	<16.7>
3 (1991)	<10.8>		<16.3>	<33.1>	<15.9>	<28.9>	<10.9>	<8.5>	<17.0>
4 (1992)	<11.2>		<16.6>	<32.1>	<17.0>	<28.8>	<11.2>	<9.2>	<17.0>
5 (1993)	<11.6>		<16.7>	<31.6>	<17.2>	<27.0>	<11.7>	<9.7>	<16.9>
6 (1994)	<12.4>		<17.1>	<29.1>	<18.4>	<27.2>	<12.5>	<10.2>	<17.8>
7 (1995)	<13.7>		<18.7>	<31.3>	<19.7>	<27.9>	<13.2>	<10.8>	<19.3>
8 (1996)	<14.6>		<19.2>	<31.4>	<19.4>	<28.1>	<13.1>	<11.2>	<20.5>
9 (1997)	<15.1>		<19.1>	・	・	・	<13.5>	<11.8>	<21.7>
10 (1998)	<16.3>		<19.5>	・	・	・	<14.5>	<12.5>	<23.0>
11 (1999)	<17.0>		<20.3>	・	・	・	<15.4>	<13.1>	<23.5>
12 (2000)	<17.9>	<18.5>	<20.9>	・	・	・	<16.1>	<13.8>	<24.1>
13 (2001)	<18.8>	<19.6>	<21.5>	・	・	・	<16.7>	<14.3>	<25.3>
14 (2002)	<19.8>	<20.7>	<22.1>	・	・	・	<17.5>	<14.2>	・
15 (2003)	17.3 <20.7>	18.1 <21.7>	17.4 <23.3>	・	・	・	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>	・
16 (2004)	17.8 <21.3>	18.6 <22.3>	17.1 <23.0>	・	・	・	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>	・
17 (2005)	17.8 <21.4>	18.7 <22.4>	16.7 <22.4>	・	・	・	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>	・
18 (2006)	17.9 <21.4>	18.6 <22.3>	17.6 <23.5>	・	・	・	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>	・
19 (2007)	17.9 <21.4>	18.6 <22.2>	18.7 <25.1>	・	・	・	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>	・
20 (2008)	18.2 <21.7>	19.0 <22.7>	19.9 <26.6>	・	・	・	19.2 <25.6>	12.7 <16.8>	・
21 (2009)	19.2 <22.5>	20.2 <23.7>	19.9 <26.3>	・	・	・	19.9 <26.1>	12.6 <16.5>	・
22 (2010)	19.7 <23.2>	20.6 <24.3>	20.2 <26.4>	・	・	・	20.2 <26.1>	13.6 <17.7>	・
23 (2011)	19.3 <22.8>	20.1 <23.8>	21.2 <27.4>	・	・	・	20.7 <26.9>	13.9 <18.1>	・
24 (2012)	19.0 <22.4>	20.1 <23.7>	24.0 <30.8>	・	・	・	22.0 <28.5>	15.7 <20.3>	・
25 (2013)	19.1 <22.5>	20.1 <23.7>	23.7 <30.5>	・	・	・	23.7 <30.9>	15.6 <20.2>	・
26 (2014)	19.0 <22.5>	19.8 <23.5>	22.1 <28.8>	・	・	・	22.6 <29.5>	14.9 <19.3>	・

- 注1 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に、旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。
- 注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
- 注3 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。
- 注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

付属資料◆長期時系列表

(厚生年金相当部分に係る) 独自給付費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金実績推計		国共済		地共済		私学共済	
			%		%		%		%
(西暦)			%		%		%		%
平成 10 (1998)				<14.6>		<10.3>		<8.7>	
11 (1999)				<14.8>		<10.8>		<9.0>	
12 (2000)		<13.6>		<14.9>		<11.3>		<9.2>	
13 (2001)		<14.5>		<15.4>		<11.8>		<9.5>	
14 (2002)		<15.3>		<15.9>		<12.4>		<9.3>	
15 (2003)		13.4	<16.0>	12.5	<16.8>	10.2	<13.6>	7.3	<9.8>
16 (2004)		13.7	<16.4>	11.9	<16.1>	10.9	<14.5>	7.2	<9.6>
17 (2005)		13.8	<16.5>	11.6	<15.6>	11.6	<15.4>	7.4	<9.9>
18 (2006)		13.5	<16.2>	12.6	<16.9>	12.0	<16.0>	7.6	<10.1>
19 (2007)		13.4	<16.1>	13.5	<18.0>	12.5	<16.7>	7.8	<10.3>
20 (2008)	13.6	13.6	<16.2>	14.0	<18.7>	13.9	<18.5>	7.9	<10.4>
21 (2009)	14.9	15.1	<17.7>	14.5	<19.2>	14.7	<19.3>	8.0	<10.5>
22 (2010)	15.2	15.2	<17.9>	15.1	<19.8>	15.6	<20.3>	8.6	<11.2>
23 (2011)	14.9	14.8	<17.5>	15.9	<20.5>	15.9	<20.6>	8.8	<11.4>
24 (2012)	15.4	15.2	<17.9>	17.7	<22.7>	16.3	<21.1>	10.6	<13.7>
25 (2013)	15.4	15.2	<17.9>	17.3	<22.3>	17.8	<23.2>	10.6	<13.7>
26 (2014)	15.0	14.6	<17.4>	16.0	<20.9>	16.8	<21.9>	9.8	<12.6>
27 (2015)	14.8								

注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含め、国共済、地共済及び私学共済については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注2 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注3 国共済、地共済、私学共済は、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

共済組合等の職域加算部分等を含む独自給付費用率の推移

年度	旧厚生年金		国共済	旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金
	実績	実績推計		日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ			
(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 61 (1986)	<7.3>		<8.5>	<25.9>	<9.6>	<13.9>	<4.7>	<4.5>	<9.7>
62 (1987)	<7.2>		<9.5>	<28.3>	<12.5>	<18.4>	<6.0>	<4.6>	<10.7>
63 (1988)	<6.0>		<8.2>	<19.4>	<11.8>	<19.8>	<6.9>	<2.6>	<9.7>
平成 元 (1989)	<8.0>		<11.8>	<16.7>	<12.8>	<23.2>	<6.3>	<3.7>	<13.3>
2 (1990)	<7.7>		<12.9>	<34.0>	<12.5>	<27.9>	<8.2>	<5.5>	<13.3>
3 (1991)	<7.8>		<13.6>	<29.9>	<13.3>	<26.2>	<8.5>	<5.7>	<13.5>
4 (1992)	<7.9>		<13.6>	<28.8>	<14.2>	<25.8>	<8.6>	<6.3>	<13.3>
5 (1993)	<8.2>		<13.7>	<28.2>	<14.4>	<23.9>	<9.1>	<6.8>	<13.2>
6 (1994)	<8.9>		<14.0>	<25.6>	<15.3>	<24.0>	<9.7>	<7.1>	<13.9>
7 (1995)	<9.9>		<15.2>	<27.5>	<16.4>	<24.5>	<10.3>	<7.5>	<15.0>
8 (1996)	<10.6>		<15.6>	<27.3>	<16.1>	<24.5>	<10.1>	<7.8>	<16.0>
9 (1997)	<11.1>		<15.5>	・	・	・	<10.4>	<8.4>	<17.3>
10 (1998)	<12.0>		<15.5>	・	・	・	<11.3>	<8.9>	<18.4>
11 (1999)	<12.2>		<16.2>	・	・	・	<11.9>	<9.3>	<18.6>
12 (2000)	<13.0>	<13.6>	<16.6>	・	・	・	<12.5>	<9.7>	<19.0>
13 (2001)	<13.7>	<14.5>	<17.1>	・	・	・	<13.0>	<10.1>	<19.8>
14 (2002)	<14.4>	<15.3>	<17.5>	・	・	・	<13.7>	<10.1>	・
15 (2003)	12.6	<15.1>	13.4	<16.0>	13.7	<18.4>	・	・	・
16 (2004)	12.9	<15.5>	13.7	<16.4>	13.2	<17.7>	・	・	・
17 (2005)	12.9	<15.5>	13.8	<16.5>	12.9	<17.2>	・	・	・
18 (2006)	12.8	<15.4>	13.5	<16.2>	13.7	<18.4>	・	・	・
19 (2007)	12.7	<15.2>	13.4	<16.1>	14.7	<19.7>	・	・	・
20 (2008)	12.8	<15.2>	13.6	<16.2>	15.8	<21.1>	・	・	・
21 (2009)	14.1	<16.6>	15.1	<17.7>	16.4	<21.6>	・	・	・
22 (2010)	14.3	<16.8>	15.2	<17.9>	16.2	<21.1>	・	・	・
23 (2011)	14.0	<16.5>	14.8	<17.5>	17.0	<21.9>	・	・	・
24 (2012)	14.0	<16.6>	15.2	<17.9>	19.7	<25.3>	・	・	・
25 (2013)	14.2	<16.7>	15.2	<17.9>	19.4	<25.0>	・	・	・
26 (2014)	13.8	<16.4>	14.6	<17.4>	18.0	<23.5>	・	・	・

注1 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に厚生年金に統合された。

注2 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。

注3 旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注4 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金 実績推計		国共済		地共済		私学共済	
		%		%		%		%	
(西暦)		%		%		%		%	
平成 7 (1995)		<3.8>		<3.5>		<2.9>		<3.3>	
8 (1996)		<4.0>		<3.6>		<3.0>		<3.4>	
9 (1997)		<4.0>		<3.7>		<3.1>		<3.4>	
10 (1998)		<4.4>		<3.9>		<3.2>		<3.6>	
11 (1999)		<4.7>		<4.1>		<3.4>		<3.8>	
12 (2000)		<4.9>		<4.3>		<3.7>		<4.1>	
13 (2001)		<5.0>		<4.4>		<3.7>		<4.2>	
14 (2002)		<5.3>		<4.6>		<3.8>		<4.2>	
15 (2003)		4.7	<5.6>	3.7	<4.9>	3.1	<4.1>	3.2	<4.4>
16 (2004)		4.9	<5.8>	3.9	<5.3>	3.3	<4.4>	3.5	<4.8>
17 (2005)		4.9	<5.9>	3.9	<5.2>	3.3	<4.4>	3.6	<4.8>
18 (2006)		5.1	<6.1>	3.8	<5.1>	3.3	<4.4>	3.6	<4.7>
19 (2007)		5.2	<6.2>	4.0	<5.4>	3.5	<4.6>	3.7	<4.9>
20 (2008)	5.2	5.4	<6.5>	4.1	<5.5>	3.7	<4.9>	3.9	<5.2>
21 (2009)	4.8	5.1	<5.9>	3.6	<4.7>	3.2	<4.1>	3.4	<4.5>
22 (2010)	5.2	5.4	<6.4>	4.1	<5.3>	3.6	<4.6>	3.8	<4.9>
23 (2011)	5.1	5.3	<6.3>	4.2	<5.4>	3.8	<4.9>	3.9	<5.0>
24 (2012)	4.7	4.9	<5.8>	4.3	<5.5>	3.6	<4.7>	3.7	<4.7>
25 (2013)	4.8	4.9	<5.8>	4.2	<5.4>	3.7	<4.8>	3.6	<4.7>
26 (2014)	4.9	5.1	<6.1>	4.1	<5.4>	3.8	<4.9>	3.9	<5.0>
27 (2015)	5.0								

注 < >内の数値は、標準報酬月額ベースである。

保険料比率の推移

年度	厚生年金計	旧厚生年金		国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
		実績	実績推計				
(西暦)		%		%		%	
平成 7 (1995)		111.9		96.3	123.5	121.4	117.5
8 (1996)		107.1		96.0	126.3	118.4	144.5
9 (1997)		106.8		98.9	126.5	115.6	118.8
10 (1998)		99.1		97.0	117.1	109.5	113.0
11 (1999)		95.5		92.7	110.7	104.5	114.3
12 (2000)		90.5		89.9	105.0	99.0	109.1
13 (2001)		86.2		87.2	101.3	95.8	100.4
14 (2002)		82.8		84.7	96.4	95.8	94.0
15 (2003)		76.2		82.9	90.6	93.2	95.0
16 (2004)		74.3		84.3	85.3	90.9	92.0
17 (2005)		75.6	75.5	87.0	83.3	91.7	85.7
18 (2006)		77.3	77.7	83.5	82.5	92.7	79.1
19 (2007)		79.3	79.2	79.1	80.5	93.0	78.1
20 (2008)		79.8	79.1	75.0	75.7	93.1	74.1
21 (2009)		77.6	76.4	75.7	74.7	96.9	93.8
22 (2010)		77.2	76.3	75.8	75.1	92.3	125.8
23 (2011)		81.1	80.1	74.1	74.7	92.5	106.5
24 (2012)		84.4	82.2	66.6	72.1	84.3	80.6
25 (2013)		85.9	84.0	69.2	68.3	86.8	85.9
26 (2014)		88.3	86.5	75.6	73.0	92.8	96.8
27 (2015)	87.0						98.1

注1 厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 旧厚生年金の実績は決算ベースであり、厚生年金基金が代行している部分を含まない。旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注3 平成26(2014)年度までの国共済、地共済及び私学共済の保険料比率は、職域加算部分等を含んだものである。

注4 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

收支比率の推移

年度 (西暦)	厚生年金計		旧厚生年金		国共済		旧三共済			地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金 (国民年金勘定)
	実績	実績推計	実績推計	実績推計	日本鉄道	日本電信電話	日本たばこ	日本鉄道	日本電信電話				
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和 61 (1986)	<61.5>		<56.3>	<136.0>	<63.9>	<80.4>	<39.1>	<36.0>		<64.7>	<71.5>		
62 (1987)	<64.4>		<63.2>	<160.4>	<81.3>	<95.5>	<41.7>	<44.7>		<72.2>	<66.6>		
63 (1988)	<66.4>		<68.8>	<117.0>	<81.0>	<107.6>	<30.2>	<47.8>		<67.5>	<74.7>		
平成 元 (1989)	<67.2>		<67.9>	<99.8>	<76.8>	<124.6>	<35.3>	<43.2>		<84.7>	<77.6>		
2 (1990)	<60.7>		<68.4>	<101.0>	<73.3>	<100.5>	<41.6>	<46.0>		<75.1>	<69.5>		
3 (1991)	<61.4>		<72.6>	<92.7>	<72.1>	<100.1>	<43.4>	<47.6>		<75.6>	<53.5>		
4 (1992)	<63.5>		<74.1>	<92.2>	<78.7>	<103.8>	<48.0>	<49.8>		<77.0>	<54.6>		
5 (1993)	<66.0>		<74.9>	<92.6>	<79.0>	<100.9>	<51.0>	<53.2>		<77.1>	<60.0>		
6 (1994)	<68.2>		<76.1>	<86.4>	<82.1>	<101.3>	<55.3>	<56.9>		<83.1>	<75.4>		
7 (1995)	<69.0>		<75.1>	<91.5>	<81.4>	<99.8>	<55.3>	<57.0>		<81.0>	<72.5>		
8 (1996)	<72.4>		<76.0>	<86.4>	<69.2>	<99.8>	<58.4>	<57.2>		<87.1>	<59.1>		
9 (1997)	<73.8>		<75.7>				<60.6>	<57.7>		<89.0>	<71.7>		
10 (1998)	<80.5>		<80.8>				<64.4>	<63.2>		<95.5>	<75.6>		
11 (1999)	<84.9>		82.0				<67.3>	<64.5>		<98.2>	<75.3>		
12 (2000)	<91.0>	83.6	95.5	<89.3>			<74.3>	<72.6>		<100.3>	<80.2>		
13 (2001)	102.4	<97.2>	101.4	<95.2>			<79.2>	<78.1>		<110.6>	93.6		
14 (2002)	119.2	<104.7>	100.6	<97.2>			<83.0>	<84.3>	108.2		108.5		
15 (2003)	98.3	<117.2>	91.3	<98.0>			<86.2>	<89.3>	82.8		85.7		
16 (2004)	113.1	<124.3>	96.9	<98.3>			<86.8>	<93.5>	78.6		95.6		
17 (2005)	90.7	<121.3>	88.5	<93.0>			<74.0>	<82.7>	65.5		87.6		
18 (2006)	107.4	<115.2>	96.4	<95.6>			<76.1>	<80.0>	73.2		109.8		
19 (2007)	161.9	<117.2>	132.6	<99.6>			<84.0>	<89.1>	178.1		153.5		
20 (2008)	203.6	<116.3>	196.5	<114.5>			<92.8>	<112.5>	511.4		204.2		
21 (2009)	92.8	<128.8>	92.8	<115.3>			<91.3>	<114.5>	58.8		81.3		
22 (2010)	131.3	<128.1>	120.5	<113.3>			<96.5>	<114.6>	106.8		80.4		
23 (2011)	111.8	<122.5>	117.0	<117.8>			<97.3>	<118.0>	92.6		85.0		
24 (2012)	82.6	<115.6>	109.6	<129.7>			<97.9>	<123.1>	65.3		85.5		
25 (2013)	84.4	<108.1>	109.2	<123.1>			<78.5>	<103.0>	68.6		82.6		
26 (2014)	73.4	<101.6>	88.9	<110.1>			<81.7>	<93.0>	58.3		64.3		
27 (2015)	141.6										131.6	<86.2>	

注1 厚生年金計及び旧厚生年金の実績推計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。
 注2 旧三共済（日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合）は平成9(1997)年4月に、旧農林年金（農林漁業団体職員共済組合）は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
 注3 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、地共済、私学共済及び旧農林年金の収支比率は、職域加算部分等を含んだものである。
 注4 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれているため、他の制度との比較では注意を要する。
 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注6 <>内の数値は、簿価ベースである。

積立比率の推移

年度	厚生年金計		旧厚生年金		国共済		旧三共済		地共済	私学共済	旧農林年金	国民年金(国民年金勘定)	
	実績	実績推計	実績	実績推計	実績	実績推計	日本鉄道	日本たばこ				実績	実績推計
昭和 61 (1986)	<6.8>		<9.5>	<1.7>	<10.2>	<5.3>	<15.9>	<14.4>	<7.0>	<2.7>			
62 (1987)	<6.8>		<9.0>	<1.6>	<8.5>	<4.3>	<13.8>	<14.1>	<6.6>	<2.4>			
63 (1988)	<8.0>		<10.4>	<1.6>	<8.6>	<4.1>	<13.2>	<20.3>	<7.3>	<2.4>			
平成 元 (1989)	<6.8>		<8.4>	<1.7>	<8.3>	<3.4>	<15.0>	<17.8>	<6.1>	<2.6>			
2 (1990)	<6.7>		<8.0>	<0.9>	<8.4>	<2.7>	<12.7>	<14.8>	<6.0>	<3.1>			
3 (1991)	<6.6>		<7.8>	<0.9>	<8.2>	<2.6>	<12.8>	<14.8>	<5.9>	<4.1>			
4 (1992)	<6.7>		<7.8>	<0.9>	<7.9>	<2.5>	<13.0>	<14.0>	<5.9>	<4.4>			
5 (1993)	<6.8>		<7.9>	<1.0>	<8.1>	<2.6>	<12.9>	<13.7>	<6.0>	<4.4>			
6 (1994)	<6.6>		<7.9>	<1.1>	<7.7>	<2.5>	<12.6>	<13.4>	<5.8>	<3.8>			
7 (1995)	<6.3>		<7.4>	<1.2>	<7.4>	<2.4>	<12.2>	<12.9>	<5.5>	<4.1>			
8 (1996)	<6.2>		<7.4>	<1.3>	<7.5>	<2.4>	<12.8>	<13.0>	<5.4>	<5.2>			
9 (1997)	<6.1>		<7.6>				<13.0>	<12.7>	<5.2>	<4.8>			
10 (1998)	<6.0>		<7.7>				<12.6>	<12.4>	<5.1>	<4.9>			
11 (1999)	<6.2>		7.7				<12.4>	<12.3>	<5.1>	<5.1>			
12 (2000)	<6.1>	7.5	7.5				<12.4>	<11.9>	<5.0>	<5.2>		6.2	
13 (2001)	<5.9>	7.3	7.4				<12.3>	<11.7>	<4.8>	<5.0>		6.0	
14 (2002)	<5.6>	6.9	7.3				<12.0>	<11.4>		4.8	<4.9>	5.8	
15 (2003)	<5.5>	6.6	7.1				11.2	<10.7>		4.6	<4.8>	5.5	
16 (2004)	<5.2>	6.4	7.3				10.9	<10.9>		4.6	<4.7>	5.6	
17 (2005)	<5.2>	6.2	7.5				10.7	<10.5>		4.3	<4.3>	5.2	
18 (2006)	<4.9>	6.2	7.4				11.2	<10.6>		4.0	<3.8>	5.0	
19 (2007)	<4.7>	6.0	7.0				11.1	<10.5>		3.9	<3.7>	4.9	
20 (2008)	<4.5>	5.5	6.4				10.0	<10.1>		3.6	<3.5>	4.6	
21 (2009)	<4.3>	4.9	6.0				9.2	<10.0>		4.0	<4.3>	5.2	
22 (2010)	<4.1>	4.8	6.1				9.7	<10.0>		5.7	<5.6>	7.3	
23 (2011)	<3.9>	4.7	5.7				9.3	<9.7>		5.2	<5.2>	6.7	
24 (2012)	<3.8>	4.6	5.1				8.8	<9.1>		3.9	<3.9>	5.1	
25 (2013)	<3.6>	4.7	5.1				8.9	<8.5>		4.3	<3.9>	5.5	
26 (2014)	<3.5>	4.8	5.1				9.4	<8.6>		5.0	<4.2>	6.4	
27 (2015)	5.2	5.2	5.2				5.4	<8.2>		6.0	<4.7>	7.5	

注1 旧厚生年金(実績推計)及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分、国庫負担繰延額を含めた推計値である。
 注2 旧三共済(日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各共済組合)は平成9(1997)年4月に、旧農林年金(農林漁業団体職員共済組合)は平成14(2002)年4月に旧厚生年金に統合された。
 注3 平成26(2014)年度までの国共済、旧三共済、私学共済及び旧農林年金の積立比率は、職域加算部分等を含んだものである。
 注4 日本鉄道共済組合には、収入に長期財政調整交付金が含まれており、また日本鉄道、日本たばこ産業の両共済組合の平成2(1990)年度以降の保険料収入には、特別掛金、特別負担金が含まれており、他の制度との比較には注意を要する。
 注5 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。
 注6 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況(厚生年金相当部分の推計)から算出した前年度末積立金(推計値)である。
 注7 国民年金(国民年金勘定)の実績推計は、国庫負担繰延額を含んだ推計値である。
 注8 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注9 <>内の数値は、簿価ベースである。

4 最近の経済等の状況

		平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)
①消費者物価指数の前年比	(% 暦年)	-0.3	0.0	0.4	2.7	0.8
②賃金指数の前年比	(% 暦年)	-0.2	-0.9	-0.4	0.4	0.1
③ベンチマーク収益率(年度)	国内債券 (%)	2.94	3.63	0.56	2.80	4.30
	国内株式 (%)	0.59	23.82	18.56	30.69	-10.82
	外国債券 (%)	4.96	17.86	15.09	12.67	-2.74
	外国株式 (%)	0.34	28.78	32.09	22.31	-9.66
④国内債券(新発10年国債利回り)	(% 年度末)	0.99	0.55	0.65	0.40	-0.04
⑤国内株式(TOPIX配当なし)	(ポイント 年度末)	854.35	1,034.71	1,202.89	1,543.11	1,347.20
	増減率 (% 年度末)	-1.73	21.11	16.25	28.28	-12.70
⑥国内株式(日経平均株価)	(円 年度末)	10,083.56	12,397.91	14,827.83	19,206.99	16,758.67
	増減率 (% 年度末)	3.37	22.95	19.60	29.53	-12.75
⑦外国債券(米国10年国債利回り)	(% 年度末)	2.21	1.85	2.72	1.93	1.77
⑧外国株式(NYダウ)	(ドル 年度末)	13,212.04	14,578.54	16,457.66	17,776.12	17,685.09
	増減率 (% 年度末)	7.24	10.34	12.89	8.01	-0.51
⑨外国為替(ドル/円)	(年度末)	82.30	94.02	102.99	119.93	112.40
⑩実質GDP成長率	(% 前年度比)	0.5	0.9	2.6	-0.5	1.2
⑪全要素生産性(TFP)上昇率	(% 前年度比)	1.0	1.0	0.9	0.7	0.6
⑫労働分配率(指標1)	(% 年度)	70.8	70.3	68.1	68.6	67.8
⑬ 同 (指標2)	(% 年度)	56.5	56.3	55.4	55.7	55.2
⑭ 同 (指標3)	(% 年度)	67.0	67.4	64.1	63.4	62.2
⑮完全失業率	(% 暦年)	4.6	4.3	4.0	3.6	3.4
⑯人口(千人 各年10月1日現在)	総人口	127,834	127,593	127,414	127,237	127,095
	年少人口(0~14歳)	16,705	16,547	16,390	16,233	15,945
	生産年齢人口(15~64歳)	81,342	80,175	79,010	77,850	77,282
	老年人口(65歳以上)	29,752	30,793	31,898	33,000	33,868
⑰合計特殊出生率	(暦年)	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45
⑱65歳の平均余命(男)	(年 暦年)	18.69	18.89	19.08	19.29	19.41
⑲ 同 (女)	(年 暦年)	23.66	23.82	23.97	24.18	24.24

引用：①総務省「消費者物価指数年報」（総合指数、全国）、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上、調査産業計、現金給与総額）、③～⑨は年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」（③について、国内債券は複合ベンチマーク収益率（注1）、国内株式はTOPIX配当込み、外国債券はシティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、外国株式は複合ベンチマーク収益率（円ベース）（注2））（注1）NOMURA-BPI「除くABS」、NOMURA-BPI国債及びNOMURA-BPI/GPIFCustomizedの複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）、（注2）MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）。
※なお、上記の注書きは平成27年度のものである。
⑩は内閣府「国民経済計算（平成23年基準・2008SNA）」（国内総生産（支出側））、
⑪は内閣府による推計値（平成29年1-3月期四半期別GDP速報（2次速報値）ベース）、
⑫は内閣府「国民経済計算（平成23年基準・2008SNA）」（国民所得に占める雇用者報酬の比率）、
⑬は内閣府「国民経済計算（平成23年基準・2008SNA）」を基に「雇用者報酬／（固定資産減耗＋営業余剰（純）＋雇用者報酬）」により作成、
⑭は財務省「法人企業統計調査」を基に「人件費／（減価償却費＋営業利益＋受取利息等＋人件費）」により作成、
⑮は総務省「労働力調査」（就業状態別15歳以上人口－全国）、
⑯は総務省「人口推計」（平成23年～26年の総人口は平成22年及び27年国勢調査結果による補間補正人口）、
⑰は厚生労働省「人口動態統計」、⑱⑲は厚生労働省「簡易生命表」（ただし、平成27年は「完全生命表」）

5 用語解説

ここでは、以下の用語について、解説している（解説文中に下線を付した用語については、別に解説がある。）。なお、用語については、五十音順に配している。

【か行】

- 解散厚生年金基金等徴収金
- 基礎年金給付費
- 基礎年金拠出金
- 基礎年金交付金
- 基礎年金相当給付費
- 基礎年金等給付費
- 基礎年金費用
- 基礎年金費用率
- 旧厚生年金の実績推計
- 給付費
- 共済組合等
- 経過的長期経理
- 厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金
- 厚生年金保険経理
- 厚生年金基金の代行部分
- 厚生年金拠出金
- 厚生年金交付金
- 国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）
- 国民年金の実績推計
- 国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金
- 国共済と地共済の財政調整
- 国共済＋地共済
- 国庫・公経済負担
- 国庫負担の繰延べ

【さ行】

- 財政検証
- 財政再計算
- 財政の現況及び見通し
- 実施機関
- 実質的な運用利回り
- 実質的な支出
- 収支比率

- 承継資産
- 職域等費用納付金
- 職域加算部分
- 政府負担金
- 総合費用
- 総合費用率

【た行】

- 代行部分
- 単年度収支状況
- 長期経理
- 追加費用
- 通老・通退相当
- 積立金相当額納付金
- 積立比率
- 独自給付費
- 独自給付費率
- 特別国庫負担
- 特別支給の老齢・退職年金
- 独立行政法人福祉医療機構納付金

【な行】

- 年金総額
- 年金扶養比率
- 年金保険者拠出金

【は行】

- 平均年金月額
- 報酬、賞与、総報酬
- 保険料水準固定方式
- 保険料比率

【ま行】

- みなし基礎年金給付費
- 免除保険料

【や行】

- 有限均衡方式

【ら行】

- 老齢・退年相当と通老・通退相当

用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

用語解説参考図表 3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が解散または確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に引き継がれるが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

○基礎年金給付費

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、国民共通の給付として年金特別会計基礎年金勘定から支払われる。

○基礎年金拠出金

基礎年金等給付費を公的年金各制度で分担して負担する分として、年金特別会計基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

厚生年金の実施機関と国民年金（国民年金勘定）は、基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

●基礎年金拠出金算定対象者

厚生年金の実施機関の場合は国民年金第2号被保険者（20歳以上60歳未満の者に限る。）と国民年金第3号被保険者の人数の合計、国民年金（国民年金勘定）の場合は国民年金第1号被保険者数について保険料納付済月数を12で割ることで人数換算したものである。ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18(2006)年7月に導入された多段階免除制度における4分の1免除、4分の3免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が1年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

●基礎年金拠出金単価

基礎年金拠出金算定対象者1人当り保険料・拠出金算定対象額

●各制度が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該制度の基礎年金拠出金算定対象者数

○基礎年金交付金

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てる分として、年金特別会計基礎年金勘定から国民年金（国民年金勘定）及び被用者年金各制度に繰り入れられる又は交付される額のことである。

○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和 36（1961）年 4 月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

○基礎年金等給付費

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計のことである。

○基礎年金費用

基礎年金拠出金から基礎年金拠出金にかかる国庫・公経済負担を除いたものである。

○基礎年金費用率

基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費率} + \text{基礎年金費用率}$$

○旧厚生年金の実績推計

厚生年金の財政検証では、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体について将来見通しが作成されている。さらに、将来見通しにおいては、返済期日の定まっていない国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、厚生年金勘定の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「旧厚生年金の実績推計」を作成している。

1) 厚生年金基金の代行部分の取扱い

- 保険料収入に厚生年金基金に係る免除保険料を加える。
- 給付費に厚生年金基金から給付されている代行給付額（年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられている額）を加える。

- 積立金額に厚生年金基金の最低責任準備金を加え、運用収入にその修正等により発生したであろう運用収入を加える。
- 収入から解散厚生年金基金等徴収金を控除する。
- 2) 国庫負担繰延額などの取扱い
 - 積立金額に国庫負担繰延額（当該繰延額に係る運用収入相当額を含む。）を加える。
 - 収入から積立金より受入を控除する。
- 3) 基礎年金交付金、職域等費用納付金の取扱い

将来見通しと比較できる内容とするため、収入から基礎年金交付金及び職域等費用納付金を、給付費から基礎年金交付金相当額及び職域等費用納付金相当額を控除する。

○給付費

厚生年金においては「保険給付」（共済組合等の一元化前の共済法に基づき裁定された共済年金においては「長期給付」）に、国民年金（国民年金勘定）においては昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

(留意点)

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・平成 25(2013)年度までの国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の給付に要する費用は含まれない（旧福祉年金勘定に含まれる）。
- ・平成 26(2014)年度に国民年金勘定に旧福祉年金勘定が統合されたが、旧福祉年金勘定に係る給付費及び国庫・公経済負担については、本報告においては、それぞれ、給付費及び国庫公経済負担に含めていない。
- ・厚生年金の各実施機関の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは年金特別会計基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・厚生年金の各実施機関の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。
- ・厚生労働省からの報告に基づいて、平成 16(2004)年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

○共済組合等

平成 27(2015)年 10 月の井用者年金の一元化後の厚生年金の実施機関のうち、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団を本報告では共済組合等としている。

○経過的長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、共済組合等の職域加算部分(旧 3 階部分)は廃止されたが、一元化前に受給権が発生した退職共済年金には職域加算額の給付が、一元化後に受給権が発生する共済組合等の厚生年金受給者には一元化前の期間に係る退職共済年金(経過的職域加算額)の給付が行われる。この職域加算部分と経過的職域加算部分について、管理運用する経理のことである(私学共済においては「厚生年金勘定・職域年金経理」である。)

○厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、共済組合等を実施機関として活用することとされた。このため、厚生年金の被保険者は、民間被用者は第 1 号厚生年金被保険者、国共済の組合員たる国家公務員は第 2 号厚生年金被保険者、地共済の組合員たる地方公務員は第 3 号厚生年金被保険者、私学共済の加入者たる私立学校教職員は第 4 号厚生年金被保険者となっている。

このような被用者年金の一元化の経緯から、「厚生年金」という用語は、全被用者共通の年金制度として用いられる場合と、厚生年金保険の実施者たる政府に係る保険料の収入、給付の支出等を管理運用するとともに、厚生労働大臣を除いた実施機関へ厚生年金交付金を交付し、厚生労働大臣を除いた実施機関から厚生年金拠出金の拠出を受ける「年金特別会計厚生年金勘定」に係る部分に限定して用いられる場合がある。これらを区別するため、本報告書では、「厚生年金」は全被用者共通の年金制度として用い、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」としている。

○厚生年金保険経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後の共済組合等において、厚生年金相当部分を管理運用する経理のことである(私学共済においては「厚生年金勘定・厚生年金経理」である。)

○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

○厚生年金拠出金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後、共済組合等は厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金等給付に要する費用を分担しているが、その拠出金のことである。

具体的には、厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）の総額に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）の被用者年金合計額を加えた厚生年金拠出金算定対象額について、標準報酬按分率と積立金按分率により分担額を計算したもののから、基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を控除したものとなっている。ただし、当分の間、激変緩和措置として、厚生年金拠出金算定対象額の半分を標準報酬按分及び積立金按分とし、残り半分は支出費按分により分担額が計算される。

○厚生年金交付金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化後、共済組合等は、各共済組合等に係る厚生年金相当部分の給付を行うことから、この給付のために厚生年金勘定から交付される交付金のことである。具体的には、当該共済組合等が支給する厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）である。

○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）

国民年金の被保険者は、国民年金第 1 号被保険者（国民年金第 2 号及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しない 20 歳以上 60 歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）、国民年金第 2 号被保険者（厚生年金の被保険者。ただし、65 歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）、国民年金第 3 号被保険者（国民年金第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者）、任意加入被保険者である。

国民年金の給付には、年金特別会計基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、年金特別会計国民年金勘定から支給される国民年金第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、年金特別会計基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金（基礎年金勘定）」と、年金特別会計国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、全国民共通の「基礎年金」として用いられる場合と、決算における「国民年金勘定」に対応する国民年金第 1 号被保険者に係る部分に限定して用いられる場合がある。

○国民年金の実績推計

国民年金（国民年金勘定）の財政検証では、国庫負担繰延額については当初から積立金額に加算され、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されている。

そこで、将来見通しと比較するために、国民年金勘定の決算ベースの実績に以下の修正を加えた「実績推計」を作成している。

1) 国庫負担繰延額などの取扱い

- 積立金額に国庫負担繰延額（当該繰延額に係る運用収入相当額を含む。）を加える。
- 収入から積立金より受入を控除する。

2) 基礎年金交付金の取扱い

将来見通しにおいては、給付費は基礎年金交付金相当の部分等を除いた独自給付部分について示されていることから、収入から基礎年金交付金を、給付費から基礎年金交付金相当額を控除する。

○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

●国共済組合連合会等拠出金収入

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成9(1997)年4月）に伴う支援措置に基づき、厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。この拠出金は、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化に伴い廃止された。

●年金保険者拠出金

旧三公社共済組合の共済年金の厚生年金への統合（平成9(1997)年4月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。この拠出金は、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化に伴い廃止された。

○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成16(2004)年10月から実施されている両制度間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整A）と年金給付に支障を来さないための財政調整（財政調整B）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

○国共済+地共済

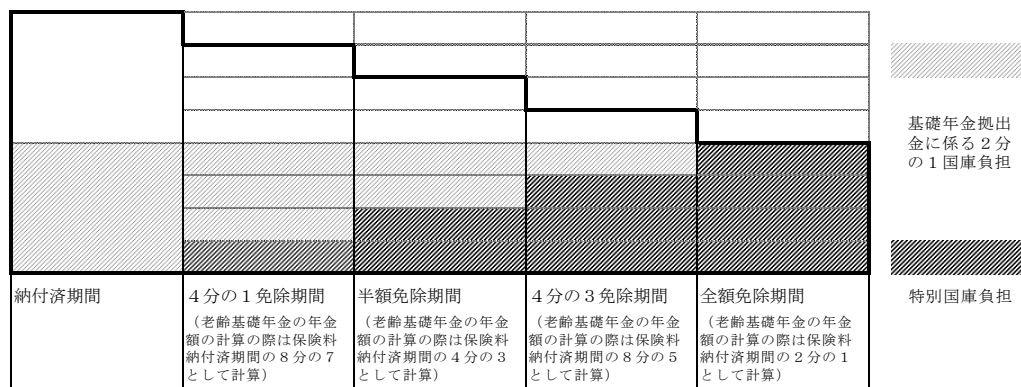
国共済と地共済は、決算はそれぞれで行われているものの、平成 16(2004)年度から財政的に一元化されており、平成 26 年財政再計算では国共済と地共済を一体として取り扱った将来見通ししか示されていない。このため、実績と平成 26 年財政再計算結果との比較にあたっては、国共済及び地共済の決算ヒアリングの結果を基に、国共済の実績と地共済の実績を合計したもの（「国共済+地共済」と表記）について行っている。

○国庫・公経済負担

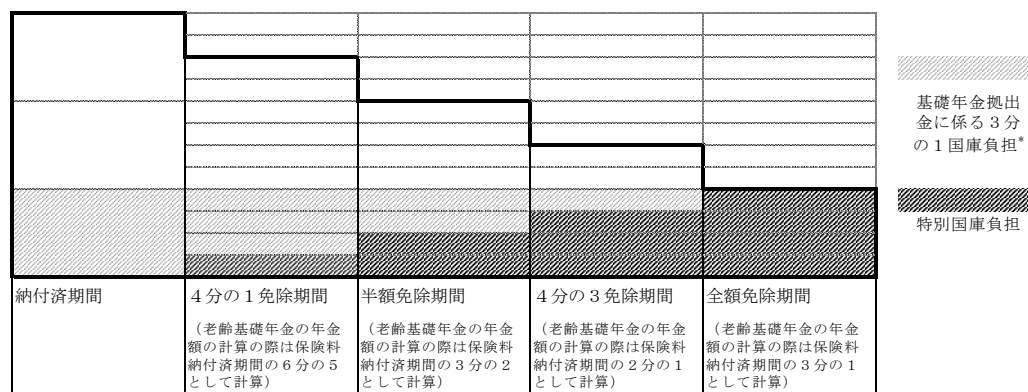
基礎年金拠出金の 2 分の 1（平成 15(2003)年度までは 3 分の 1 であったが平成 16(2004)年度から段階的に上げられ平成 21(2009)年度に 2 分の 1 となった。なお、平成 18(2006)年度は約 35.8%（3 分の 1 + 1000 分の 25）、平成 19(2007)年度、平成 20(2008)年度は約 36.5%（3 分の 1 + 1000 分の 32）である。）に相当する額、厚生年金においては昭和 36 年 4 月前の加入期間に係る給付に要する費用(恩給公務員等期間に係る費用は除く。)の一定割合（厚生年金は 20%、国共済及び地共済は 15.85%、私学共済及び旧農林年金は 19.82%）に相当する額、国民年金にあつては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又は^{注1} 5 分の 3（4 分の 3 免除期間）、3 分の 1（半額免除期間）、7 分の 1（4 分の 1 免除期間）、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など^{注2}を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

[⇒用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧 参照]

注 1 国民年金保険料免除期間（平成 21 年度以降の免除期間）に係る国庫負担
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



(参考) 国民年金保険料免除期間（平成 20 年度以前の免除期間）に係る国庫負担
 （太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



* 平成 16(2004)年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。

注 2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の20/100*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
 - ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
 - ・新法国民年金の付加年金に対するもの
- など

* 平成 17(2005)年度までは40/100、平成 18(2006)年度は38/100、平成 19(2007)・20(2008)年度は37/100。

○国庫負担の繰延べ

過去においては、国の厳しい財政状況に鑑み、年金財政に支障が生じないように配慮しつつ、やむを得ない措置として、厚生年金勘定及び国民年金勘定の国庫負担の一部が繰延べられた年度がある。返済については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用収入相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

○財政検証

平成 16(2004)年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成 13(2001)年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「財政検証・財政再計算時の検証（ピアレビュー）」または「財政検証・財政再計算時のピアレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成 8(1996)年 3 月 8 日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの（1-3-4を参照）とされていた。

○財政再計算

公的年金の保険料(率)及び財政見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見直しを見直している。これが財政再計算である。給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

なお、平成16(2004)年の制度改正で保険料水準固定方式となったため、厚生年金及び国民年金は、財政再計算に代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

○財政の現況及び見直し

平成16(2004)年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見直し(以下、「財政の現況及び見直し」という。)の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間はおおむね100年間とされている。

また、財政の現況及び見直しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しの作成が作成されるまでの間に所得代替率(標準的な年金受給世帯(夫婦2人)における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率)が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化を踏まえた平成26年の財政の現況及び見直しを作成は、一元化後の厚生年金全体で行われるとともに、旧厚生年金、国共済+地共済及び私学共済の見直しも示されている。

○実施機関

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（本報告では共済組合等という）を活用することとされた。厚生年金の事業を実施する厚生労働大臣と共済組合等をあわせて、実施機関としている。

○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政検証との比較に当たり、運用利回りの実績を財政検証で前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる指標であることに注意が必要である。

$$\text{実質運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{物価上昇率}) - 1$$

○実質的な支出

年金制度において、保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\text{実質的な支出} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

厚生年金勘定→	+ 厚生年金交付金	- 厚生年金拠出金収入
厚生年金保険経理→	+ 厚生年金拠出金	- 厚生年金交付金
	+ 制度間調整拠出金 ¹	- 制度間調整交付金 ²
	+ 年金保険者拠出金	- 国共済組合連合会等拠出金収入
	+ 財政調整拠出金	- 財政調整拠出金収入
		- 追加費用
		- 職域等費用納付金

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する総合費用の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

¹ 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成 9(1997)年 4 月 1 日廃止）に基づき、制度間調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成 11(1999)年度まで発生する。）。

² 制度間調整交付金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成 11(1999)年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元(1989)年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和 59(1984)年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成 2(1990)年度から始まったが、平成 9(1997)年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成 13(2001)年度に旧年金資金運用基金(平成 18(2006)年度より年金積立金管理運用独立行政法人)が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産(当初約 26 兆円)のことである(財政融資資金(旧年金資金運用部)への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる)。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成 22(2010)年度に終了した。

○職域等費用納付金

平成 9(1997)年 4 月に当時の厚生年金に統合された旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の共済年金(統合時点で受給権が発生しているものに限る。)は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金勘定に納付する額のことである。

○職域加算部分

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額(厚生年金相当部分)に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。この職域加算部分については、被用者年金一元化に伴い将来に向けて廃止された。

なお、職域加算部分が、上記の形となったのは、昭和 61(1986)年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域加算部分が加算される仕組となった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域加算部分を(旧) 3 階部分ということがある。職域加算部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域加算部分に分けて取り扱う場合がある。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域加算部分の給付乗率】 (千分比)

適用する 組合員期 間 ^{注2}	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組がある）		
	厚生年金 相当部分	職域加算部分		厚生年金 相当部分	職域加算部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 ^{注1} ） 7.125	0.475 ） 1.425	0.238 ） 0.713	10.00 ） 7.5	0.5 ） 1.50	0.25 ） 0.75
平成15年 4月以後	7.308 ） 5.481	0.365 ） 1.096	0.183 ） 0.548	7.692 ） 5.769	0.385 ） 1.154	0.192 ） 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15(2003)年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる平成15(2003)年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる平成15(2003)年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60(1985)年度以前の期間は8/1000、昭和61(1986)年度から平成14(2002)年度までの期間は7.5/1000、平成15(2003)年度から平成16(2004)年度までの期間は5.769/1000、平成17(2005)年度以降の期間は5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることになっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。]

○総合費用

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）

$$\text{総合費用} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}$$

○総合費用率

総合費用の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

総合費用率は、独自給付費用率と基礎年金費用率に分解できる。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。

[「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照。]

○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ①単年度の収入総額は、「運用収入」、厚生年金及び国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いて算出
- ②単年度の支出総額は、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

○長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済組合等の共済年金を管理運用していた経理のことである。被用者年金一元化に伴い、長期経理は厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）と経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）に分割・承継された。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34(1959)年、同 37(1962)年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

○積立金相当額納付金

平成 9(1997)年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の当時の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成 14(2002)年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成 18(2006)年度が分割の最終年度であったことに加え、旧日本鉄道共済が平成 18(2006)年度に残額を一括納付したことにより、平成 18(2006)年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

○積立比率

総合費用に対する前年度末に保有する積立金の比率である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}}$$

なお、積立比率は積立度合（前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを示す指標）とは異なることに注意が必要である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

○独自給付費用

総合費用から国庫・公経済負担分を除いた基礎年金拠出金を控除したものである。

独自給付費用＝総合費用－基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く）

○独自給付費用率

独自給付費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

独自給付費用率は総合費用率を分解したものである。

総合費用率＝独自給付費用率＋基礎年金費用率

○特別国庫負担

本文図表 2-3-17 の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金等給付費の額から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ。特別国庫負担は、国民年金の保険料免除期間に係る給付費や 20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や 5 年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金等給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

特別国庫負担には、基礎年金拠出金の 2 分の 1 に相当する額に係る国庫・公経済負担は含まれない。

〔⇒用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧 参照〕

○特別支給の老齢・退職年金

昭和 60(1985)年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則 65 歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に 60～64 歳の間に支給される、いわゆる「60 歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65 歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金³」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成 13(2001)年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013)年度から、それぞれ生年月日に応じて 61 歳から 64 歳に段階的に引き上げられ、最終的には 65 歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金の女性についてはそれぞれ 5 年遅れで引き上げられる。

〔⇒用語解説参考図表 3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢 参照〕

³ 加入期間が 20 年（中高齢の特例の場合 15～19 年）以上ある年金の場合、生計を維持されている 65 歳未満の配偶者または 18 歳未満（18 歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20 歳未満で 1 級・2 級の障害の子がいるときに加算される年金額。

○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成18(2006)年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの⁴。

○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち全額支給停止された者を除いたもの）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んでいる。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者（組合員・加入者）数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

⁴ 平成17(2005)年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成18年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成18(2006)年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。（厚生年金においては、基金代行分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付される基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）⁵」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

○報酬、賞与、総報酬

●報酬・賞与

被用者年金制度で、保険料や年金額算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、平成27(2015)年9月までの地共済では、報酬の代わりに給料が使われていた。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当では含まれていなかった（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合(1.25)を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合(1.25)を乗じて調整していた⁶。私学共済では給与と称していたが、報酬と同じ概念であった。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成14(2002)年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15(2003)年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

被用者年金一元化前（～平成27(2015)年9月）までの公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

⁵ 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金額全体を計上している。

⁶ 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用していたが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されていた。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められていた。また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、平成 27(2015)年度は、第 1 級 (9.8 万円) ～第 30 級 (62 万円) の 30 区分である⁷。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150 万円が上限である。保険料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬(総報酬)であり、年度間累計値や、それを 12 で割ったもの(総報酬ベース・月額)が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成 14(2002)年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、平成 15(2003)年度から総報酬制になったが、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。

○保険料水準固定方式

保険料(率)の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決めてしまい、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整することにより財政計画を立てること。厚生年金、国民年金について平成 16 年改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成 16 年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率を後から定める方式がとられていた。

○保険料比率

総合費用に対する保険料収入の比率であり、保険料の収入が、必要となる額の何%であるかを示すもの。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}} \times 100$$

○みなし基礎年金給付費 [=基礎年金相当給付費]

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

⁷ 平成 28(2016)年 10 月からは、第 1 級 (8.8 万円) ～第 31 級 (62 万円) の 31 区分である。

○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

[「代行部分」、「政府負担金」の項を参照。]

○有限均衡方式

年金の財政が一定期間で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16年の制度改正で導入された。なお、平成16年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金及び退職共済年金、並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給者のことを指す場合もある。

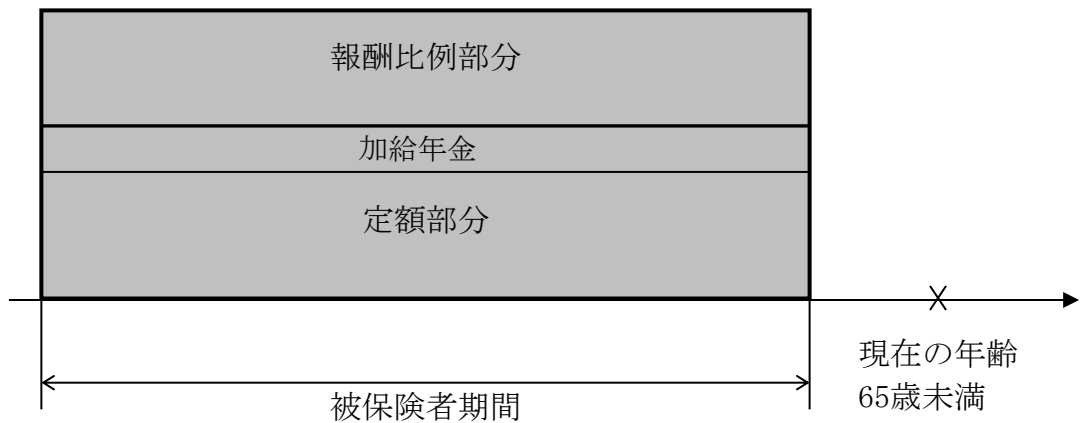
用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

1 新法年金

・原則、昭和 61 年 4 月 1 日時点で 60 歳未満の者（大正 15 年 4 月 2 日以降生まれ）の老齢・退職年金

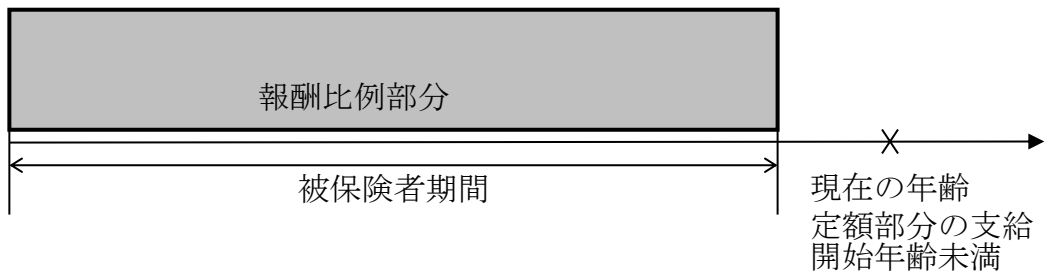
(1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）



- 平成 13 年度末時点（厚生年金の女性は 18 年度末時点）で 60 歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

被用者年金の額（網掛け部分）



用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）

1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/2^{※3} [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す）第85条第1項第1号、平16附則第13条第7項及び第14条の2]

○基礎年金の給付に要する費用^{※1、※2}のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/2^{※3} [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16附則第32条第5項及び第32条の2]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）

・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。 [第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16年年金制度改正により段階的に引き上げられた。

2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

●保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [平16附則第14条第2項]

●保険料3/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の3/5[※] [平16附則第14条第2項]

●保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/3[※] [平16附則第14条第2項]

●保険料1/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/7[※] [平16附則第14条第2項]

●20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の20/100^{※2} [第85条第1項第3号、平16年附則第13条第7項及び第14条の2]

●旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（20/100^{※2}） [昭60附則第34条第1項第2号]

●老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

※ 平成21年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来3分の1であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ1/2（保険料3/4免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料1/4免除期間）となっている。

※2 平成17年度までは40/100、平成18年度は38/100、平成19・20年度は37/100。

（新法国民年金）

○付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

（旧法国民年金）

●旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭60附則第34条第1項第4号]

●老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第5号]

- 嵩上げ加算分の1/4相当分 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 5年年金の給付費の1/8 [昭60附則第34条第1項第7号]
- 昭48附則第12条第2項で計算される老齢年金、10年年金に係る通算老齢年金の差額分の1/4 [昭60附則第34条第1項第8号]
- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭60附則第34条第1項第9号]

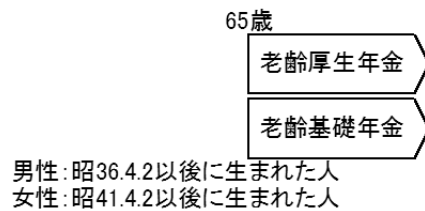
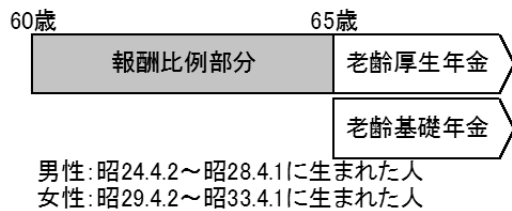
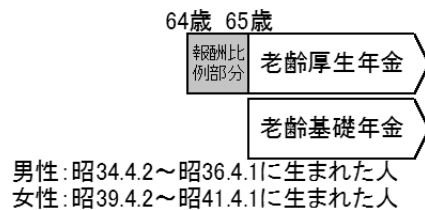
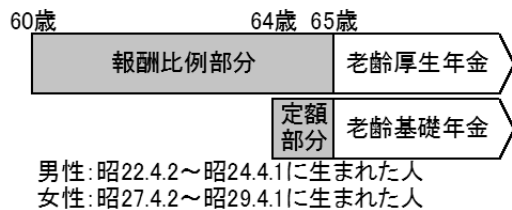
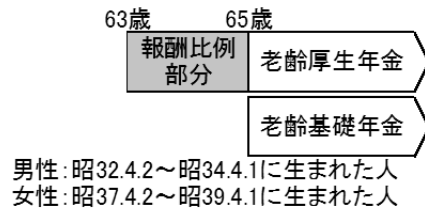
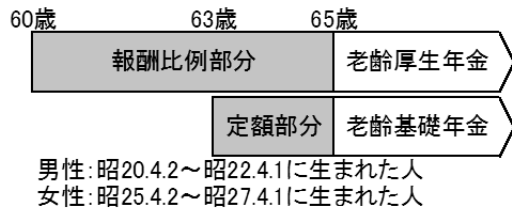
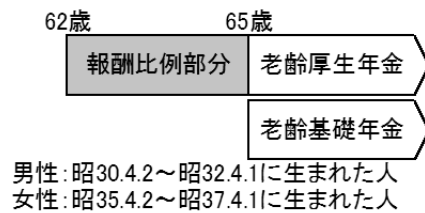
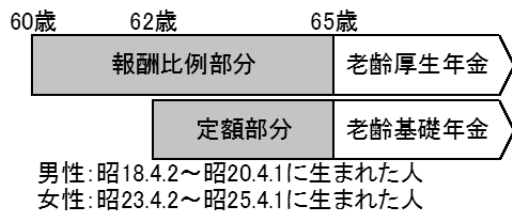
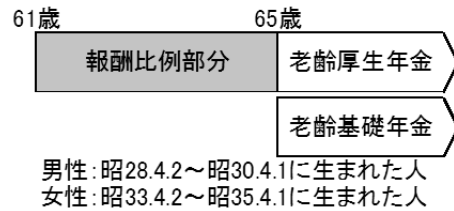
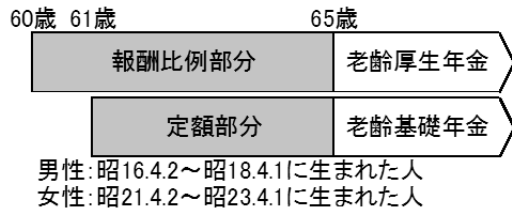
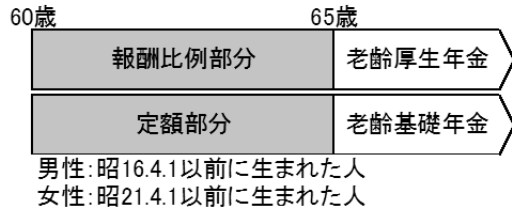
(旧法厚生年金)

- 昭和36年4月1日前の期間に係る給付費のうち20/100(第3種被保険者期間については25/100) [昭60附則第79条第1号]
- (注) 国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の1/4 [昭60附則第79条第2号]

用語解説参考図表3 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ

[網掛け部分 特別支給の老齢厚生年金]



注1 特別支給の老齢厚生年金の定額部分には加給年金も含まれる。
注2 退職共済年金の場合、支給開始年齢は男女同じで、女性も上の男性の生年月日区分に応じた支給開始年齢となる。

2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成13年度	平成18年度
62歳	平成16年度	平成21年度
63歳	平成19年度	平成24年度
64歳	平成22年度	平成27年度
65歳	平成25年度	平成30年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	厚生年金(男性) 共済年金(男性・女性)	厚生年金(女性)
61歳	平成25年度	平成30年度
62歳	平成28年度	平成33年度
63歳	平成31年度	平成36年度
64歳	平成34年度	平成39年度
65歳	平成37年度	平成42年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照。]